

親鸞聖人御一代記法話

西川諦亮 述・西村護法館／法蔵館・明治三十九年十一月二十五日初版

文字コード：Unicode(UTF-8)

最終更新日：二〇一〇年一月三日

配布元：http://www.icho.gr.jp/seiten/

非営利目的に限り転載・再利用・再配布自由

一、旧漢字・旧仮名遣いなどを現代のものに変え、句読点などを適宜補い、私に改行した。

一、現在の観点から、差別的な表現・内容、あるいは誤った史

実に基づいた部分があるが、出版された時代の状況を鑑み、

史料としての価値を考え、これらはそのまま残した。

親鸞聖人御一代記法話序

宗祖見真大師は、仏陀か。仏陀にあらざるなり。然らばすなわち凡夫か。凡夫にあらざるなり。宗祖また有漏の色心を離れたまはず、すなわちこれを仏陀と謂うべからず。然りと雖もその一代事跡の奇異なる、全くこれを凡人と判下すべからざるものあり。唯然り西方の弥陀世尊、愍念衆生の大悲に拘し、随類応同世界に出現し、以て凡夫の色心を仮稟したもう。これを以て或いは仏或いは凡、往々人意の表に出てしものあるは、素よりそれ然るべき所なり。

古来宗祖の伝記その数少なからず、しかるに自己の管見を定量とし、勉めてその奇事を隠没せしあり。或いは濫に粉飾し、かえつて虚妄に流るるあり。一は過一は不及、共にその実際を得ざるものか。予慨歎ここに年あり。頃日某来て祖伝を法話体に記し、以て益を諸人に施さんことを請う。予請えらく、凡夫陋劣の身を以て、敢えて権者偉人の伝を冒記す。自ら揣らざるの甚しき者なり。然りと雖も予や既は教職の末班に列り、祖伝また常に喋々その徳を陳説す。しかるに口頭にこれを説いて筆端にこれを沮む。況わんや祖徳の深遠を万方に示し、念仏の助縁を諸人に結ばんには、著書の口説に勝ること万々。遂にその需に応ず。

明治三十九年十月

西川諦亮誌

親鸞聖人御一代記法話巻上

西川諦亮述

一、御入胎の時光明赫々母堂の御身を繞（めぐ）る

大悲西化を隠して驚きて火宅の門に入る。本師法王の阿弥陀如来が、娑婆火宅の群生を憐愍して、凡夫の相（すがた）に身をやつし出現しました。宗祖大師である。されば御誕生より御遷化まで、御一代の間の御事跡は、なかなか我々凡夫の思い議（はか）らるる事でない。しかも皆これ念仏の助縁ともなれば、今その概略を御話し申さん。然

れども満九十年間の御来歴にて、もとより一朝一夕の業（わざ）にあらざれば、各々方も根気強く聴聞せられよ。

聖人の俗姓

そもそも親鸞聖人は天神七代の始め、天御中至尊（あめのみなかぬしのみこと）の遠孫、天兒屋根命二十一世の苗裔、大織冠鎌足公より六代、弼宰相有国卿五代の孫、皇太后宮大進有範卿の御息にして、また御母君を吉光女と申して、源氏清和天皇七代の孫、鎮守府の將軍八幡太郎義家の嫡男、但馬守義親の四男為義の孫、義堅の息男仲家の御息女にて、なかなか系図高き御家柄である。

権者の高貴の家に生まるるは因人重法の為め

元照律師の御詞に、「説者卑賤なれば人これを信受せず」と仰せられて、例せば世人の聞いた同じ事を申し述べても、自分の卑しき者の説は人これを用いず、尊き人の口より出ればたやすくこれに服従するが如く、因人重法は人情の常である。故に釈尊は淨梵大王の太子となり、聖徳太子は用明天皇の御子と生まれて衆生を濟度したまう。弥陀如来四十八願中の第四十三番目に生尊貴家の願ありて、己が浄土に往生したものの、娑婆へ引き返して衆生化益をなす時は、王候大臣長者居士尊貴の家に生まれさせ、自由に濟度の身を得せしめんとある御誓の報いにて、つづまる所一人たりとも多く浄土往生を遂げさせたいが仏の御慈悲。

有範卿吉光女靈夢を判断す

さて有範卿は三十五歳、吉光女は十五歳。めでたく華燭の礼を挙げさせられ、御夫婦の間いと睦まじく御暮らしあらせられしが、いかなる因縁にや、年を重ねど御妊娠の模様さらさらなければ、御夫婦は世継ぎのなきを深く歎かせられ、何とぞ一子を得んものと、大和国長谷寺の觀世音菩薩に、十七日の願期を定めて祈請したまうに、高倉天皇の御宇承安二年壬辰五月二日の夜夢ともなく、幻ともなく、西方より金色の光明輝き来たりて、吉光女の御身を繞ること三回にして口中へ飛び入れり。こはいかにと不審に思し召すところ、一人の菩薩忽然として現れたまい、御手に五葉の松を持ち告げたまう。「我は如意輪觀音なり。今汝に一子を授くべし。月満ちて出産せばこの松を以て名とせよ」と。のたまい終わるや夢は曉鐘の響きと共に醒めたれば、吉光女は不思議の感に打たれたまい、折しも当夜は有範卿参内ありて御泊番なれば、御帰館を待ちたまいて急ぎ夢の奇瑞を物語られしが、有範卿暫く思案ありてのたまうよう、「唐土の丁固と云う人は、腹に松を生ずと夢見て十八歳のとき三公の位に昇られた。殊にその許の夢は、西方より金色の光明口中に入りしとのことなれば、これ尋常の子にあらず、必ず仏菩薩の入胎なるべし」と、深く御悦びあそばされ、早速御夫婦同道にて長谷寺へ御礼参りあそばされた。

権者の入胎に奇瑞ある例証

おおよそ権化の御入胎に奇瑞のあることは今さらの事でない。釈尊御入胎の時は、六牙の白象の上に宮殿あり。その内に一生補処の菩薩形を現じて、夢に摩耶夫人の胎内に宿らせられ、舍利弗の母は剃刀を呑むと夢見て智慧第一の尊者を産み、我朝の聖徳太子御入胎のときは、御母間人（はしびとの）皇女の御枕許に金色の化僧立たせられ、「吾に救世の願あり。暫く汝が胎内に宿らせよ」との御告げ。皇女白したまう「妾（わらわ）が腹は垢穢いかでか貴き御身を宿し奉らん」と固辞したまうに、化僧のたまわく、「我に衆生濟度の願あり。その身の不浄は厭う所にあらず」と。遂に懐妊して産まれたまいが聖徳太子なり。その他独鈷降ると夢みて生まれたまいが弘法大師。日輪落ち来たりて懐中（ふところ）に入ると夢みて産まれたまいが法然上人。すべて仏菩薩入胎のとき奇瑞のあるは、徳光の作用にて、凡慮の測るべき事にあらず。ただ不思議と仰ぎ信ずるより他はない。

さて金色の光明吉光女の御身を三回繞りて、口中に入りしは何故ぞと申さば、これには有難き謂われのある事にて、これを三光功德の益を示すと申して、三光とは清浄歡喜智恵の三光にて、これを開けば八万四千の光明となり、これを合わせば清浄歡喜智恵の三光となる。我々衆生の無量劫来六道輪廻の休まざるは、八万四千の煩惱の所為（しわざ）。この八万四千の煩惱の根元が貪欲瞋恚愚痴の三毒の煩惱である。然るに清浄光は法蔵菩薩の無貪の善根より顯れて、衆生の貪欲煩惱を亡ぼし、歡喜光は法蔵菩薩無瞋の善根より顯れて、衆生の瞋恚の煩惱を除き、智恵光は法蔵菩薩無痴の善根より顯れて、衆生の愚痴の煩惱を消したまう。そこでこの三光利益の凝り固まり南無阿弥陀仏の謂われを説

いて、一切衆生を済度したまえる仏の入胎なる事を示したるもの。されば開山聖人の御教化は、我々浄土まいりにつき、四弘誓の願もいらす、六度の行もいらす、不断煩惱得涅槃とて、三毒煩惱もちたそのままで、弥陀の本願信するばかり。めでたく極楽往生遂げさせていただく。これ十方諸仏に類なき本願の御不思議である。

二、御入胎の時観世音菩薩松を授けられし意義

祖師聖人御入胎のとき、観世音菩薩が五葉の松を以て授けたまひしは何故ぞと申さば、これには三の御謂われがある。

一に第十八願王の義を示し

一には第十八願王を示すが為にて、まず四十八願の中には抜苦与楽の願もあり種々利益の願もあり撰衆生の願もある。その撰衆生の願の内、第十九願の願は種諸功德の願と申して、あらゆる善根功德を積み重ねて、これを弥陀の浄土へ廻向する者は、必ず往生せしめんとある。自力方便の誓願。また第二十の願は植諸徳本の願と申して、余行を雑えず、専ら弥陀の名号を称念して、廻向せん者は漏らさじとある。これまた自力方便の誓願である。かくのごとく万機誘引のため方便の願を仮立ましますと、弥陀の本意は正しく第十八願。他力を以て一切衆生にたやすく報土往生を遂げさしめんとの思し召し。そこで松の字を分かつては十八公となる。さればこの第十八の願王たる弥陀が凡夫となりて、いまこの界に出現せりと云う事を示す為に、松の枝を授けられしもの。同行衆第十九の願の如く、諸善万行を修して廻向せよと仰せられても、末世の凡夫なかなか及ぶ事もなく、また二十の願のように、称名の功德を積んで来いと仰せられても、下根の衆生これまた届く話でない。然るに第十八の誓願は、自力修行の功を積まず、ただ如来の本願を深く信するばかりで往生せしめんと仰誓い。さればいかに時は末代でも機は下根でも、悪人女人がたやすく浄土往生の遂げらるるは、この第十八御誓いばかりである。よつてこの本願を宣説して一切衆生を化益せんため、極楽浄土の阿弥陀如来がわざわざこの界へ来現しましたもの。

二に特留此経の義を表し

二には特留此経の義を示さん為にて、『大経』に「当来之世経道滅尽、我以慈悲哀愍、特留此经止住百歳、其有衆生值斯経者、随意所願皆可程度」と御説きあそばされて、この経文は末法濁乱の世になれば、聖道自力の教えは修すべき人なく自然と滅尽してしまふ。然るに浄土他力の法門は、時に古今の別なく、機に利鈍の隔てなく、化益ましますみのりなれば、龍華三会の暁までも変わりなく、止住したまうという御こころ。喩えば四時の中で、春は草木蒼々として芽を生じ花を結べども、追々秋冬寒気の時節に向かえば、皆々枯凋して一枚の葉さえも止めぬ。然るにいつも蒼々常葉の色を変えぬは松ばかり。今弥陀他力の法門が丁度その通り。この義を示さんために観音様が松を授けられた。

同行衆。現今聖道諸宗の有様を見れば、実にこの御告げの通りで、まず我朝に仏法の始めて到来せしは、欽明天皇十三年、すなわち釈尊御入滅より一千五百余年にて、この頃既に末法の時代に移りてあれど、日は西山に没して余光を残すの風情にて、彼の山でも奉持齋戒、この寺でも起立塔像と、南都北嶺三井高野、たとえ表面ばかりにせよ、各々色香の競いあれど、それが今日末法の最中に推し遷りては、誰一人修行する者がある。然るに独り浄土門他力のみ限りばかりは、いつも変わらぬ松の色。その御いわれをあらかじめ御示しあそばされたもの。

三に松の内特に五葉を撰びし理由

三に五願開示の義を示さん為にて、同じ松の中で殊更に五葉の松を授けられしは何故ぞと申せば、これが五願開示の謂われを示さん為にて、五願とは十一二十三の三願と、七十八の二願にて、まず第十一の願は我が仏となりたなら、信心獲得の衆生この娑婆におりながら、すでに正定聚の位となり、やがてこの世の因縁つき次第浄土に往生して、弥陀同体のさとりを開かさずばおかぬとの御誓い。第十二の願は我が仏となりたなら、光明に限量なく、横に十方豎に三世、どこからどこまでも照らさずば正覚取らじとの御誓い。第十三の願は我がさとりを開きたなら、寿命に限量

がありて、涅槃に入るようの事あらば正覚取らじとの御誓い。同行衆この光明無量寿命無量は報身仏の御さとりにて、即ち阿弥陀様ひとりに限るようなれど、阿弥陀経に「及其人民」と説かせられて、浄土へ参りた衆生は弥陀同体のさとり、光明も寿命も限りのない仏として頂くので、これが三世十方の仏に類のない御誓いである。第十七願は我が仏となりたなら、十方世界の諸仏が口を揃えて、我が名号の利益不可思議なる事を称揚説示して、一切衆生に聞かさずば正覚を取らぬとの御誓い。次ぎに第十八願は我が仏と成りたなら、十方の衆生が、第十七願に報い現れた諸仏方より、我が名号の謂われを聞信して、もしも浄土往生を遂げぬなら正覚取らじとの御誓い。さて元祖法然聖人は聖道諸教のただ中で、始めて浄土門を御開きあそばせし故、行々相對と申して、彼が行なら我も行と、第十八願の三信を乃至十念の行に押し込めて、六字名号を先に立て、聖道の諸教は行諸難行と修行の数も多く、かつ難行なれど、浄土門は称え易くしかも念仏一行。また聖道門は久乃可得と、幾千劫の後でなければざとりを開くことはならぬと、浄土門は順次の往生である。されば末世の衆生成仏の要路は、この念仏の上へこす妙法はないぞと、彼の行とこの行と相對し、第十八の一願を以て、宗旨を御開闢あらせられたが法然聖人である。しかるに御弟子の内に、御師匠の御勸化をきき損じて、信心の沙汰なく、ただ称うれば御助けと心得違ふものの多きゆえ、師聖人の御勸化はそうではない、涅槃の城(みやこ)には信を以て能入とす。今二種の信心を建立して、九品の往生を決定すと往生の正因は信心一つぢや。その信心とは第十七願の名号の謂われを第十八願の三信と、きき開いた一念の立ち所で往生が定まるぞと、ここの謂われを示さん為に、七十八の二願を別開され、またその信心獲得の身は、早この世から正定聚の位となり、やがて浄土へ参りたその時に、光明無量寿命無量の涅槃の妙果を超証すと、法然聖人の第十八一願建立の大判門を、さらに五願に別開して細かに御判釈あそばされたが我祖聖人。その趣を示さんため、殊更に五葉の松を授けられたもの。

三、御出胎及び幼少の奇異

人皇八十代高倉院の御宇、承安三年四月朔日。母の胎内に在すこと十二月にして、御誕生あらせられしが、容貌端正あたかも玉の如き御男子にてありければ、御両親の御悦び一方ならず。すなわち観音の御告げに任せて、松丸公と名づけらる。それより暑き日にも晒さず、寒き風にも触れぬようにと、大雪に御養育あそばされしが、同年霜月には早充分に歩かせたまう。これ凡人ならぬ驗にて、『大経』に「現行七歩」と、釈尊御出胎のとき、「天上天下唯我独尊」と唱えて四方へ七歩ずつ歩かせられし例にて、権者の来現さもあるべき事なり。

二歳にて始めて念仏を称えらる

然るに二歳の秋の頃までは更に言葉を放ちたまわねば、いかがせしことにやと、御両親を始め乳母や附々の女中までも、深く心を悩ませられしが、承安四年八月十五日有範卿観月の宴を催さんとて、家族の人々を寄せ集め縁端に出でて、今か今かと東山を眺め居られしが、ややありて満月朗々として山端に現れる。この時松丸公は父上の膝の上に在して、月に向かい手を合わし声爽やかに「南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏」と二声御称えあそばした。そこで御父母を始め座に連なる人々、かつは驚きかつは悦び、早速観月の宴を松丸公発言の御祝宴と改めさせられたとある。いささか事は違えど聖徳太子御出産より二歳の御時まで右の御手を固く握りて開きたまわざりしが、二月十五日の暁、東方に向かいて「南無仏南無仏」と両手を合わして御称えあらせられた。その時初めて御手を開かせられ、その御手の内に握りて御座りたが釈尊の御舍利にて、ただ今にても龍田法隆寺の宝物となりてある。聖徳太子や開山聖人は、いずれも浄土出現の方々なれば申すも愚かなれど、梅檀の芳しきは二葉よりと、御幼少の御頃より我々凡夫と異なりて御座る。

四歳の時三体の仏像を造りたまう並びにその深意

さて松丸公は初めて御発現あそばせしよりこのかた、ひたすら数珠を弄び念仏したまう御癖ありて、四歳の御時、二月十五日の夕暮れに御居間にあらせたまわねば、何処へ往きたまいしやと、付き添いの方々尋ね申せしに、御庭の傍らにて念仏の声が聞こゆ。密かに障子を開けて窺い見れば、庭の隅に小高き所がある。その上に小石を置いて台となし、土を練りて三体の仏を造り、その台の上に仏像を安置して、しきりに礼拝称名して御座りた。その日は釈尊御

入滅の御日柄なれば、御追弔の思し召しにてもやあらん。

同行衆。三体の仏像は弥陀釈迦諸仏の三尊にてこの時分より将来は浄土の三部経に依り、弥陀の本願を説いて、一切衆生を濟度したまう兆しが顯れたもの。まず三部経の内『觀經』は「五逆十惡具諸不善」と、日々夜々惡業煩惱にほだされ居る御座の銘々のこと。『大經』上の巻は「欲生我國」と、阿弥陀如来が御座の銘々へ對せられ、罪ありても大事はない障りありても心配いらぬ、我を一心にたのまん者は必ず救うべしとの御呼び声。下の巻は「願生彼國」と弥陀の本願を深く信じて、西方往生を願えよとの釈迦の御勧め。『阿弥陀經』は釈迦弥陀二尊の御勅命に間違いないぞと、六方諸仏の御証誠。この三經の御いわれを説いて御化導しますが御開山。そこでこの趣の既に表れたが四歳の御時である。

有範卿臨末の御遺言

さて安元二年の春より父上有範卿は御不例にて、数多の医師を招き種々手を尽くし御看護ましませど、更にその効なく追々御重症。有範卿は松丸公を枕許に召させられ、「これ松丸よ。その許の成長を見ず死出の旅路に赴くは、返す返すも残念なれど、前世の因縁何とも詮方なし。我が亡きあととはひたすら仏事に心を掛けよ」と、細々なる御遺言。遂に五月十八日空しく黄泉（こうせん）の客となりたまえて、母子の御悲歎喩うるに物なけれど、生者必滅は娑婆のありさま。是非なく野外の煙となし、遺骨を仏前に供え追善供養怠りなく修したまえり。

四、松若丸出家を願いたまう

有範卿御逝去につき、母上吉光女さまは一入御子達教育の事に御心を悩ませられ、中陰の御仏事を濟ませらるると、すぐに松丸公を伯父若狭守範綱卿に預けさせられた。範綱卿と申すは從四位上に叙し後白河法皇の近臣にて、博学多才の御方なれば、暫しの御目遁しもなく、すなわち松丸公を從四位宗業卿と云う学士を師として習字をすすめ、七歳の春より範綱卿自ら和歌を教え、八歳の春より日野民部大輔忠経朝臣と云う儒者を師として、孝経四書五経及び老子文選等の書を読み悉く熟達したまえり。

範綱卿道理に伏し誘うて吉光女の館を訪う

養和元年三月十五日、松丸公九歳の御時いよいよ興法の因うちに萌し、利生の縁ほかに催せしにや、伯父範綱卿に向かわせられ、涙ながら申されけるよう。「私伯父さまの御養育に預かりし大恩、指を屈せば既に五ヶ年の星霜をかさね候う。老少不定は娑婆の有様。もしこのままにて過ぎ行きなば父上臨末のとき、汝成長せば出家を遂げ菩提に心を寄せよとの御遺訓、空しくなり候べし。なにとぞ急ぎ出家を許し下され」との御願い。範綱卿はしばらく言葉をも出したまわで、つらつら思案したまうに、こは觀音へ祈願して設けし稚児。出家を望むはさもあるべき筈。さりながら我が妹吉光女いかに思うやらと、ややありてのたまうに、「強いて出家を止めるにはあらねど、よくよく思案して見られよ。御母かねがねの御物語り、早く成長して冠を被り、藤原家の跡を相続させたとの仰せ幾たびなるぞ。定めて心に記憶あるべし。それともまだ八つ九つの幼少の身。出家せんとは余りの事なり。暫く思い止まれよ」と御諭しありければ、末丸公の仰せ、「こはいかに父上の御遺戒に背くなどこそ仰せあるべきに、かえつて出家御差し止めとは如何なる思し召しにや、稚児の心に解し難く、およそ天竺支那日本の三国、いずれの教えとして子たるもの親の遺訓に背けとの教えは承り申さず」と、理を極め言葉を尽くしての御頼み。

母堂の御悲歎と許可

範綱卿ついに道理に伏せられ、しからば母上の館へ参り申すべしと、伴いて吉光女さまの御住居へ参り案内を申し入れたまうに、母君は走り出て松丸公の御手を取り、「しばらく見ぬ間にかくまで成長せしか。父上の跡を継ぎ藤原家の相続も今暫しの間」と、余念なく愛したまう御姿を見て、範綱卿は涙に咽ばせられ、出家を遂げたこの子の志願、露ほども知らぬ凡夫のあさましき。もしもはつきり打ち明かしなば、さぞ悲しみたまうならんと暫く躊躇に時を移されしが、いつまでも隠し居ることも成らねば、自ら心に鞭あてて、「さて今日参館せしは他の儀に候わず。松丸出家

志願の御相談を申さんとの次第に候」と申し出されたれば、吉光女さまは物をもたまわずただしくと泣き居られしが、ややありて涙を拭いさも怨めしそうな御顔許にて「これ松丸よいとけなくともよく思案して見られよ。父上に別れしこのかたこの母は、ひたすらこの世のあじきなさに心を閉じられ、ただそのもとの成長を思い浮かべて僅かに憂気を慰め居りしに、それに何ぞやこの母を見捨てて出家せんとは母を悲しめますも程がある」と、許したまう気色なければ、松丸公はもみじのような手をついて、「母上さま仰せの程はごもつとも候えども、父上御臨末のとき汝成長せし上は出家得度せよとの御遺言。もしもこのまま打ち過ぎなば亡き父に対して申し訳が御座りませぬ。それとも一人出家を得れば九族天に生まるとある出家をやめて、詮なきこの世の榮華に終わらば、母上に対しても大不幸。どうぞ出家を許したまえ」と強いての御願ひ。母上つらつら思惟したまうに尤もの事なり。その昔観音の靈告やら父上の御遺訓、とても出家は思い止まるまじ。夢の浮世に執着して後世を知らぬ我が身こそあさましけれと、「さらば出家を許すほどに、随分学問に身を凝らし、衆生済度に心を入れよ」とのたまひしかば、松丸公は一言の御叱りもなく早速御許しのありがたやと御悦びあらせられ、それより吉光女さまと範綱卿とこまごま御相談あり。

母堂と伯父師範の選定

いづかたを師匠に頼み申さん。粟田口青蓮院の門跡慈鎮和尚は、学問と云い道德と云い、当今天下に並びなき知識なれば、この聖こそよろしからん。されば不日参院して御頼み申さんとの御はなし。松丸公「いなただ今より参り申すべし」。吉光女さま範綱卿の御二方口を揃えて、「今日すぐとは余り急なり。日に善悪の選定あり。衣服に調度の用意もあれば、万事整頓いたすまで、待ちたまわれよ」と仰せありけるに、松丸公「御もつとももの事に候えども、出家の身に何の用意もいりもうさず。思い立つ日こそ吉日にて、いたずらに時刻を延ばし互いに恩愛の心起こりて、出離の妨げとなり候ては取り返しのならぬ事に候えば、ただ今より参り申さん」とたつての御願ひ否みがたく、さればいよいよ御暇乞い、やがて用意の御輿に召し出でたまうに、母君は玄関先へ走り出でて、「これこれ輿を暫くとどめられよ。これまでは時々御身に遇うことばかりを楽しみとせしに、今日がこの世の別れか」と、大地に伏して泣き叫びたれば、物見より優して御顔を差し出して、「母上随分御機嫌よう、何れ再会は」と、さながら恩愛の情にほだされ、御眼に涙を浮かべたまえば、御供の方々も見送る女中も、涙に袖を絞らぬはなかりしと。

松若丸世欲を捨てて出家したまう弁

同行衆。御開山聖人藤原家に御座りたら、金殿玉楼に座を占めて、綾や錦を身に纏い、詩歌管弦に心を慰め、一生楽々世を送らせらるる御身なるに、出家得度のその日からは、墨の衣に墨の袈裟。叡山十七谷の險阻な中で、常行三昧やら常座三昧、並やおろかな御修行でない。それも御年長けて御発心か。まだ十歳たらぬ御幼少。かくまで堅固の御志は、通常並々の事でない。これが興法の因内に萌し、利生の縁外に催してと、本師法王の阿弥陀さま、衆生不憫の御慈悲よりこの娑婆界へ、御出現あそばしたゆえである。

五、慈鎮和尚靈告を感じたまう

山門六十二代の座主、青蓮院門跡慈鎮和尚と申すは、法性寺閔白の御息男にて、月輪閔白兼実公の御兄に当たらせられ、天下に比類なき学匠におわしけるが、弥生十五日四つ時、学問所におわしけるに、しきりに睡眠を催したまうに、夢ともなく、幻ともなく、音楽四方に響き、紫雲空中にたなびき、不思議の思いを為したまうに、彼の紫雲の内より、如意輪観音の鬘(びん)つら結びたる童子を伴い現れ、慈鎮和尚に告げたまうよう、「汝心根清浄にて修学得道せり。よつて今汝に独りの弟子を授くべし。そもそもこの徒弟は常人にあらず。大権聖者なり。衆生化益の為に娑婆界に出現せられし身なれば、大切に守護せよ」と、のたまひ終わりて紫雲と共に西方を指して還りたまう。慈鎮和尚夢中に在りて、こは如何なる有難き事ぞと思し召す所へ、取り次ぎの人走せ来たりて、「ただ今若狭守範綱卿の御来臨」と申しければ、和尚早速縁先まで出で迎いたまうに、範綱卿は松丸公の手を取つて座敷の内へ入れたまう。和尚に向かい一礼終わりて申されけるに、「これなるは舎弟有範の子息松丸と申す者にて、いささか仔細あり押し付けがましくも今日出家の御願ひに罷り出でし次第に候。なにとぞ御聞き届け下され」と願われける。和尚つらつら松丸公の姿を見た

まうに、眼中に金色の光ありて凡人の相好にあらず。そこで先刻観世音の御告げはこの童子のことなるかと、即座に師弟の御許しありたれば、松丸公大に御悦びあそばされ、ただちに仏前に到りて礼拝を遂げたまう。その時範綱卿は和尚に向かい密かに申されけるに、「彼はまだ九歳の幼き身の上。御弟子となり候とも今一、二年の間有髪の儘にて、御教訓下されては如何に」と言上致されければ、和尚「げにもつともの次第なり」とて、数刻をへても出家の御沙汰なければ、松丸公は頻りに剃髪を急がせたまう。

松若丸和歌を詠して即日剃髪せらる

和尚ますます御感心、「幼き身のかくまで出家を望むは宿縁のなす所なり」と、さりながら今日は既に時刻も遅ければ、明日の事に致さんと宣べたまえば、松丸公謹んで白さるるよう、「生死事大無常迅速。もし明日を待つうち命終わり候えばいかが致すべき。なにとぞ今日薙髪して出家となし下され」。とりあえず一首の歌を詠したまう。

あすありと思ふ心はあだ桜

よるは嵐の吹かぬものは

慈鎮和尚大いに驚嘆あらせられ、「さらば今日道場を開き望みの儘に薙髪せしむべし」と。その時範綱卿もひたすら感心の余り一首の歌を詠じて

吉野川きしの山吹きさきぬれば

そこには深き色は見へけり

さて戒師は慈鎮和尚。御髪は権智坊阿闍梨性範におろさせ、御名を改め範宴少納言と授けたまえり。

出家の人倫に背かざる弁

同行衆。御開山聖人は、藤原家世継ぎの御身でありながら、父母の恩愛を捨て、親族の交際を絶ち、出家得度あそばしたを、凡夫の小さき料簡からは、人情徳義に外れたように思われもしようが、これでなければ実際、父母眷属の恩に報う事はならぬ。『清信土度人経』に、「流転三界中、恩愛不能断、棄恩入無為、真实報恩者」と御説きあらせられて、この経は無量劫来欲界色界無色界、三界六道二十五有界に流転して、あらゆる苦悩の休まざるは、父母妻子等互いに恩愛の情繩に絆縛せられ、これを断ずることの出来ざる故ぢや。然るに一朝奮然家を棄て親に離れ、入山学道して仏果のさとりを開きたなら、生生世々の六親眷属、縁ある者から手掛かりに济度する事が出来る。されば一朝父母妻子の縁を絶ちしは、人倫に外れたようなれど、これでこそ真実にその恩徳を報ずるのぢやとの御こころ。

例せば釈尊は浄梵大王の御子悉多太子たりしとき、人間老病死の相（すがた）を觀せられ、檀特山に御入りあそばした。その時大王一方ならぬ御悲嘆にて、数多の臣下を差し向け、頻りに御還宮の御勧め。然るに太子は牢として応じたまわず。勤苦六年の修行して、ついに正覚御成就あそばした。それより父王浄梵大王の為に、念仏三昧御授けあらせられたら、父王は御身の置き場もなきほど御悦びあらせられ、また母君摩耶夫人は、釈尊誕生間もなく刀利天へ御受生ましませしかば、釈尊わざわざ上天して、御説きあそばした御経が『報恩経』である。

今御開山も出家を御願いするとき、母君吉光女さまは大地に身を投じての御悲嘆。それが他日御济度を蒙られしとき如何ばかり御喜びあそばしたであろう。これが恩を捨て無為に入り、真実に恩を報ずと申すもの。

六、範宴少納言登山授戒及び太子の廟に謁す

さてとやかくの間時刻も推し移りしかば、範綱卿は和尚に万事を頼みおき、なお範宴少納言にも暇乞いしたまえば、いと嬉しげなる御顔にて「伯父さん母上が今日出家のようす御尋ねあらば、能く三衣の似合うた僧なりと仰せ下され」と、述べ終わりに流石に恩愛の情けに袖を絞らせたまうに、範綱卿を始め御供の方々も、暫く涙にかきくられたと

ある。翌十六日範宴上人御師匠に申し上げらるるよう、「もはや出家の身となりし上は、一日も早く当山受戒せしめ下され。もしも親族一門の者後を追って尋ね来たり、愛欲の話しを聞かし申さば、如何なる妨げとなり候やも計りがたく」との御願ひ。慈鎮和尚「げにもつとも事なり」とて、比叡山無動寺に籠もらせられ、厳かに登壇受戒あそばした。それより日夜学問研究怠りなくあらせたまうに、同年五月母上吉光女の御方、ふと風氣の心地にて打ち伏したまい、遂に空しく世を逝りたまえば、範宴上人御悲嘆やるせなく打ち沈みたまうを、御師匠を始め他の人々より、愁傷さもあるべき事なれど、今さら何の所詮もなければ、それよりは母の菩提を弔うこそ孝養第一なりと論じたまう。範宴上人御心を取りなおされ、益々学問出精あそばされしが、この冬十月に円頓戒を持(たも)てよとの師命を蒙らせられた。

山門の大乗幼者に円頓戒を授けるの非例を難す

ところが一山の大衆「こはいかに範宴は神童といえども、まだ十歳にも足らぬ幼少の身に、円頓戒とは何事ぞ、十五歳に満たざればこの戒を授けぬが一山の規定。よつて暫く御見合わせありてしかるべし」と申し出しに、慈鎮和尚「いな一概に常則を以て人を律すべからず。白河の先徳は八歳にして受戒せられた。十五歳以上の者に戒法を授くと云うは尋常の人に対する規則にて、範宴の法器たるは子に於てしかと見込む所あり。万一破戒でも致さばその罪我に在り」とて、遂に円頓戒を御授けなされた。弟子を見ること師に如かず。その昔観音の靈告と云い、特に出家せられしより、僅か半歳ばかりにして六万七千有余字もある、『法華経』八軸を暗誦したまう如きは、たとえ十五か二十の年を経ても、なかなか常人の出来得る業でない。

さて十歳の春より四教儀を始め天台の御学問、それより漸々華嚴法相三論俱舍成実等あらゆる大小顕密の御学問残る所なく御通曉あそばせり。

磯長の太子下偈文を以て靈告す

十九の御年和州法隆寺へ参詣のことを師に願ひ申されしかば早速御許しあり。範綱卿より附け置かれたる正全坊侍従を御召し連れ、法隆寺覺運和尚の坊に六十日間逗留留ましまして因明の奥義を学びたまひ、九月十二日に河内国石河郡東条磯長(しなが)の里、聖徳太子の御廟へ参詣したまひ、十三日より十五日までこの靈廟に参籠ましませり。そもその御墓は聖徳太子四十二歳の御とき、甲斐の黒駒に召され調子丸を御供に連れたまひ、日本を三日三晩の間に御巡回あそばしたとき、この磯長の地を御覧あらせられ、「この所こそ我が入滅の墓地なり」と、自ら廟窟を築き置かせられ、「我入滅の時至らばこの岩屋の中央に、母上間人(はしひと)皇后の骨を収め、我が骨を左の方に収め、我が妃通手(かしわで)姫の骨を右の方に収めよ」と、三骨一廟三尊位と云う碑銘までを、御往生の九年前に定め置かれし靈地にて、その昔弘法大師発心地を覚られ師因縁もあれば、範宴上人もこの廟所へ参詣ましまし、静かに『大般若理趣分』を誦誦し信念を込めて通夜したまうに、十四日の夜半夢ともなく現ともなく、聖徳太子御廟の内より自ら石の扉を開かせられ、光明赫々として岩屋の内を照らされ、別に三つの満月ましまして金赤(こんしゃく)の相(すがた)を現じたまう。あら不思議な事ぞと御礼拝したまうに、聖徳太子妙なる音声にて、

我三尊化塵沙界 日域大乘相応地

諦聴諦聴我教令 汝命根心十余歳

命終速入清浄土 善信善信真菩薩

と唱えさせられた。

偈文の意義及び弁

この偈文のこころを分かり易く申さば、「我三尊化塵沙界 日域大乘相応地」とは、我三尊とは聖徳太子及び間人皇后と通手姫の御三方にて、我等三人この日本国へ来現せしは、日本は念仏門相応の地なる故ぢやと申すこと。「諦聴諦聴我教令 汝命根心十余歳」とは、我が教令(おしえ)の程をあきらかに聴け、範宴の命は今より十余歳の末に終わるぞとの仰せ。「命終速入清浄土 善信善信真菩薩」とは、命終わらば速やかに極楽世界へ往生すべし。善信よ善信よこの土からはや真の菩薩ぢやとの仰せ。

同行衆。この御告げを一応聴聞せばいぶかしきようなれど、能く能く味おうて見れば有難き謂われが籠もりてある。御開山がこの御告げを蒙らせたまいたは十九の御年。そうして御往生は満九十の御年ぢや。然るに今より十歳余りにて命が終わるとは合点のゆかぬようなれど、命終と云うに、靈魂が身体を離るるときの命終と、迷いの命の尽き果てる命終の二つがありて、御開山が弘長二年十一月二十八日の御往生は、靈魂が御身体を離れし御命終。今聖徳太子が「汝命根心十余歳」とのたまひしは、迷いの命根の終わる時の事で、御開山は二十九の御年に、六角堂觀世音菩薩の御告げにより、法然聖人の門下に御入りあらせられ、法然聖人の一場の御教示にて、たちどころに凡夫直入の信心を決定しましませりりと、他力の信心決得あらせられた。その時が即ち迷いの命の切れた時。そこで次の御言葉に「命終速入清浄土 善信善信真菩薩」と御讚歎あらせられたもの。

有難きは弥陀の本願。もしも聖道門であるならば、一大阿僧祇劫と永い間、難作能作の修行せねば、正定聚の位に到ることはならぬ。然るに浄土門他力の御法りは、善知識の言葉の下で帰命の一念発得せば、その時を以て娑婆の終わり臨終と思うべしと仰せられて、他力の信心獲得なられた時がはや正定聚の菩薩とは、如何なる不思議の御本願ぞと仰ぎ拝むより他はない。さりながらここを能く能く聴聞せねばならぬ。たとえ正定聚の位となりても、有漏の穢身のある間は、浄土の菩薩みたように、神通無碍の作用はならぬ。やはり愚痴で固めた何屋何兵衛。然るに金剛の信心獲得のしるしには、垣生の小屋にありながら、浄土の莊嚴を思い浮かべ、やがて参らせ貰うことの尊とやと喜ばせ頂く。この趣を和讃に、

超世の悲願ききしより 我等は生死の凡夫かは

有漏の穢身はかわらねど ころろは浄土にすみあそぶ

と、御示しあそばされた。

七、範宴少納言徳学進歩及び赤山にて靈女に逢う

定中に恵心僧都を見る

建久三年、御開山二十歳の御とき、南都東大寺にて律と俱舎との奥義を聞きたまい、二十一歳の正月より三月中旬まで、比叡山横川飯室の妙覺坊に閉じ籠もり、一心三觀の旨を思惟したまうに、その定中に恵心僧都忽然として現前したまい、また南都興福寺の経藏に入りて一切経を拝見したまい、またある夜『華嚴經』を読誦したまうに、誰ともなく微妙の音声を以て助音ありしと。

師匠その學術を試み奏聞して聖光院の門跡とす

二十五歳の二月師命を受けて小止觀と『往生要集』を講義したまう。この時師は難問を設けてその判釈を試みたまうに、範宴上人少しも屈したまわず。古今未談の要義、あたかも泉の涌くが如く、滔々弁明したまいたれば、慈鎮和尚大いに悦ばせられ、奏聞して小僧都に任せしめ、聖光院の門跡に移住したまえり。

靈女珠玉の物語並びに弁

さて建久九年正月御開山二十六歳の御時、師匠の名代として禁裏へ御参内あり。年始の祝儀おわりて比叡山へ御帰りの節、西坂本の赤山明神へ参詣あそばし、靈前に近づき法施したまいける所へ、玉垣の蔭より女性一人忽然として現れ来たれり。見ればその容貌いとけだかく、柳裏の五つ衣に練り抜きの二重衣（ふたえぎね）を打ち被り、いかにも大内の上臈と見えたるが、範宴上人の御傍へ近づき、「御僧は何処より何方（いづかた）へ到らせたまうぞ」と尋ねしかば、御供に在りし相模侍従、「これは京より叡山へ帰らせたまう御方なり」と答えられしに、女性「こは幸いなること。わたくしも彼の山へ参詣は日頃の熱望。なにとぞ御同道にて御召し連れ下され」と頼みけるを、範宴上人聞こし召され、いと迷惑げなる御顔にて、「御身はまだ御承知はなきか。彼の山は伝教大師の開拓にて、桓武天皇の勅願所。舎那円頓の峯高くして、五障の雲晴れぬ人は上ること叶わず。止觀三密の谷深くして、三従の霞に迷う輩は

入ることを得ず。こはこの叡山のみならず、高野山も金鋒山も、日本国内に女人結界の靈地は四十八ヶ所もある。もし強いて登りたまえば不慮の災いやあらん」と、御禁止なされたれば、女性は両眼に涙を浮かべ、「さてさて悲しき仰せを承り候ものかな。伝教大師ほどの智者が、一切衆生悉有仏性の經文を御存じなき事はありますまい。それとも男女は人間に限り申さず。鳥畜類も雌雄ありて共に住み居り候べし。もし円頓の教えの中に、女人を除くとあらば実の円頓にあらざるべし。十界皆成の理由が立ちますまい。現に『法華經』の中に女人非器とは説きながら、龍女成仏は許されて御座る。さりながらこの山の掟とあらば強いて登るにも及びませぬ」と云いつつ、白き絹に包みる一個の玉を取り出し、「これは天日を取る玉で御座ります。一天四海の内、日輪ほど高く尊き物は御座りませぬ。また土石より低き卑しき物は御座りませぬ。然るにこの玉を以て天日を取りて人間の灯と為し石瓦を照らさば、その利益もつとも勝れます。仏法の道理いかに尊くとも、智者や聖者の峯ばかりを照らして、五濁の谷底たる悪人女人の濟度が出来ずは何の所詮も御座らぬ。貴僧は末世の衆生の大知識。願わくは如来の御慈悲の悪人女人に届くよう、御諭し下され」と述べ終わり、彼の包みし玉を傍に置き、木陰に歩むと見えしが、搔き消す如くに見失いた。

同行衆。化女が玉を以て物語せしに深き謂われがある。『華嚴經』は尊き經なれど、日出でまず高山を照らすの喻えありて、菩薩相手の法なれば、声聞縁覚でさえも力及ばず、『法華經』また殊勝の教なれど、汝等所行是菩薩道と、声聞や縁覚が目的にて、悪人凡夫の耳へは入らぬ。その他聖道の法門あまたあれど、悪人女人を根破壊とか、無性有情とかと貶斥して、我々の助かるべき教えは一つもない。丁度日輪が天に懸かりて石瓦の隅まで照らさぬも同様である。然るに弥陀の本願は五乗済入の法なれば、いかなる者も御漏らしはない。その中で特に末世の凡夫が御目的。さりながらその如来の本願も善知識の御手を借らねば凡夫悪人の胸に届かぬ。そこで化女が天日なる弥陀の御慈悲を、御開山の玉に卸して、さらに一切衆生瓦礫の胸の内へ光り届かしたまへと、これが後日御開山聖道自力の法門をさしおき、浄土他力の本願を弘通します前表にて、また珠玉と日輪とを合わせば玉日となる。弥陀の本願弘通には精進潔斎の行状では在家往生の手鏡とならぬ。されば他日九条殿下の令嬢玉日姫と配偶して、肉食妻帯在家同事の宗旨を弘めたまえる兆しを示されたもの。

八、隠遁の縁由及び解脱の径路を神仏に祈る

御開山二十六歳の御とき、禁裏へ御参内ありて、和歌を詠じたまう事あり。その由来は過ぎにし頃、禁裏より恋の題を下したまい、各々詠進すべしとの仰せ。その時慈鎮和尚の御歌に、

わが恋は松を時雨のそめかねて

真葛原に風さはぐなり

これを天覧に供えけるに、このたびあまた恋歌ある中、これに勝るものなしと秀逸の譽れ高きより、妬み心の人々評して、こは恋する人にあらざれば詠み得ざる歌なり。一生不犯僧房の歌としてはいぶかしきなどと語り合えるより、公卿衆方いろいろ評議ありて、然らば仮にも僧達の思い付かざる歌を題にして、重ねて名歌を出さしめんとて、鷹の羽の雪という題を下されけるに、慈鎮和尚は、

雪ふれば身にひきそふる箸鷹の

たださきの羽やしろふなるらん

と詠して献上せられけるに、主上を初め公卿の人々、その名句に感じ入り、前難の晴れしのみならず、かえって才学の芳名を得たまえり。

慈鎮和尚の特使となり参内したまう

さてこの時禁裏への御使いは、実に僧正の浮沈に係る大事の時なれば、誰を使者になさんと山内評議の末、御開山

を推選せられしが、御開山も師匠生涯の安否なれば進んで参内したまう。その時主上「この歌の使いは誰ぞ」と御下問あり。「后宮大進有範の息範宴にて候」と奏聞しけるに、「さては伯父範綱、師匠僧正、共に歌道の達人なれば、範宴も定めし歌仕るべし」と仰せあり。更にみよりの羽を詠むべしとありければ、範宴僧都暫く案じたまいて、

はし鷹のみよりの羽風ふき立てて

をのれと払ふ袖のしらゆき

と御詠みあそばした。その時主上をはじめ公卿の方々、「流石は三位の養子、僧正の弟子かな」とご称讃せられ、主上叡感の余り、檜皮色の御小袖を賜わらせらる。範宴僧都御礼を遂げ退出の道すがら、「我こたび詠み得しこそ難もならねど、もし仕損じあらば養父や師匠の名を下すべし。それとも門跡の居住は、毎々雲上に召されて世間の塵に交わり、したがって菩提の障りになること少なからず」と、頻りに隱遁の念を催したまえり。

神社仏閣に祈請す

さて聖人二十七歳の御ときつらつら思惟したまう。我多年一心三観に心を凝らし、三密瑜伽に胸を錬えども、時は末代機は下根にて、なかなか法性の理を証するなど思いも寄らざる難事なり。されば他に解脱の径路はなきか。これを勧むる知識はなきかと、まず山王権現に十七日の間参籠し、更に根本中堂の薬師如来へ、三十七日の間祈請を込め丹誠を抽んで御願いあそばせしも、山王権現も薬師如来も、一向何の御告げもなさらぬ。これによって十二月の上旬寒気凛烈の折り柄、無動寺の大乗院へ引き籠もらせられ、夜ごとに密行を修したまう。侍従の正全坊いぶかしく思い、ある夜密かに跡を追う様子を窺い見るに、夜半のころ聖人独り谷底へ下り、氷を砕きて水垢離を取らせられ、それより御寺へ帰って堂内に荒薦（こも）を敷きて座したまう。内陣には灯明をかすかに点して、十九歳の御とき磯長の太子より御告げあらせられた、「我三尊化塵沙界 日域大乘相应地 諦聴諦聴我教令 汝命根心十余歳 命終速入清浄土 善信善信真菩薩」の文を、繰り返し巻返して唱えつつ、「願わくは有縁の知識に値わしめたまえ。願わくは末世の要法を知らしめたまえ」と、一心不乱に祈願したまう。これを『歎徳文』に「しかれども機教相应凡慮明らめ難く、すなわち近くは根本中堂の本尊に対し、遠くは枝末諸方の靈軀に詣でて、解脱の径路を祈り、真実の知識を求む」と仰せられたもの。正全侍従始終の様子を窺い見て、勿体ないやら恐れ多いやら。かくまで菩提に心を寄せ艱難辛苦したまうかと、そぞろに涙に咽せられたとある。

祈請の主意独り自利に限らざる弁

同行衆。かかる御開山の御苦勞は、御自身独り出離解脱の御為ではない。未来たやすく助かるべき教法を探り出し、末世に生まれし銘々を、目出度う成仏せしめんと御骨折り。喩えば年寄りの親達が、夜を日に継いでの労働は、余命短き自分の為ばかりでない。子孫の生活に不自由なく、安樂に日送りの出来るようとの慈悲心ぢや。今も御開山神仏に祈請して、水垢離までの御苦勞は、御座の銘々の六道生死の苦を抜いて、但受諸業の身にしてやりたいと思し召し。よって『御伝鈔』に「起法の因内に萌し、利生の縁外に催し」と仰せられた。

九、六角堂観音の靈告にて空師の門下に入る

正治二年御開山二十八の御歳。宿願ありて十二月より一百日間を期し、京都六角堂へ歩みを運ばせたまう。叡山無動寺より六角堂までは三里十八丁の長道中。ことに冬季のことに、白雪衣を襲い寒氣膚を通し、その御困難尋常の事でない。あるとき石に躓きたまい、御足より血潮の滴り。雪に色の染みしを御覽ありて、

白妙の赤の血塩に染なすは

思ふ願ひの叶ふしるしぞ

と御詠しあそばせしと。然れどもいささかも厭わせられず、夕方より六角堂へ御参詣よもすがら御祈願ありて、東雲（しのめ）告る鳥と共に叡山へ帰らせたまう。かくて建仁元年三月十二日の夜、常の如く御通夜あそばせしが、救世観音現れたまい、「末代出離の要法は弥陀の本願南無阿弥陀仏にしくものなし。今吉水の禪坊に於て源空専らこれを弘通せり。かしこに到りて問い尋ぬべし」との御告げ。御開山有難いやら崇いやら、しばし歡喜の涙に袖を絞られた。翌十三日改めて六角堂へ御礼参り、その夜は籠もりもなしたまわず急ぎて聖光院へ行きたまひ、明くれば十四日我天台の門跡と呼ぶるも今日限りと、白き法服を着け、輿に乗じ、供奉の人々数を尽くし、長柄を吉水の禪坊へ向かわせられ、門前より御輿を下り、徒歩にて行き案内を乞わせたまう。法然聖人思し召さるるよう、「音に名高き範宴僧都の御來臨。浄土門に難問を試みん為か。ただし道徳堅固の方なれば、後生の大事を聞かん為か。とにかく対面すべし」とて、奥の客殿へ迎わせられ、初めて御出合あそばされた。

浄土の法門を聞いてたちまち大悟す

その時法然聖人は六十九歳、御開山は二十九歳。法然聖人のたまう。「今日何と思し召して源空が柴の扉を叩きたまいしや」。御開山の御答えに、「今日推参仕りしは別儀に候わず。わたくし九歳の春初めて出家し、それよりこのかた二十年の間、生死出離の大事に心を注ぎ候いしも、何条心想羸劣（るいれつ）の凡夫にて、法性真如の理を証せんことたやすからず覚え候。されば凡夫得脱の径路はなきか。之を教ゆる知識は在さぬかと、あらゆる神社仏閣に祈願せしに、六角堂観世音菩薩の御靈告、聖人の許へ参るべしとの仰せを蒙り推参候」と申し述べられたら、法然聖人「よくこそ御入來。しかしこれまでの御心入れ一応語らせたまわれよ」。そこで御開山今までの学道百界千如六大無碍天台真言の安心底を極めて御物語あそばしたら、法然聖人「さすがは音に聞こえし碩学かな」と、ややありて聖道自力の教え御身ばかりか叶わぬでなし。かく申す源空も及ばねば、在家無智の爺婆に心を同じゅうして念仏申す事に候」と。三経一論五部九卷浄土門の安心懇ろに御示しあそばしたら、御開山即座に廓然大悟と他力信心を御領解あそばされ、ただちに二字を捧げて御弟子となられた。

空師讚歎徳を道綽に比し名を綽空と改む

その時法然聖人「さてさて立派なる御手際かな。御身の如く速やかに自力を捨てて他力に帰せられし人は、唐土の道綽御一人ぢや。道綽禪師は曇鸞大師の碑銘を一読して、ただちに四論宗の数珠を切つて浄土門に入られた。御身が丁度その通り。されば道綽の綽の字と源空の空の字とを熟用して、已後は綽空と名乗らせたまえ」と御名を授けたまいた。綽空上人今は三衣一鉢隱遁の御身分にて、門跡の美服用いて詮なしと、先の法服脱ぎ捨てて麻の衣に麻の袈裟。供奉の人にも暇を賜いて、御身独り吉水に止まりたまえば、供奉の人呆れはて空輿をあげて聖光院へ立ち帰れり。

領解に遅速ある弁

同行衆。御開山は法然聖人のただ一場の法話にて、ただちに凡夫直入の信心を決定あそばされたとある。然るに御開山の御流れを汲む人々の中に十座聞いても疑いが晴れぬ。百座聞いても信が得られぬと、一生の間うやむやで過ぎ逝く者が沢山ある。同じ他力の信心にかく差別の有るべき筈はなけれども、求法の心に厚薄の違いがありて容易に宿善が開発せぬのぢや。御座参りする人々の中に、説教の最中は眠り半分、御経の間は世間話。三宝崇敬のすがたもなければ、後生大事の思いもなし。寺院道場を以てよもやま話しのような心得で居る者がある。信心の得られぬも無理はない。いよいよ我身の無常が知られ後生大事と心を焦がさば、仏智の御不思議いつの間やら信は得らる。よつて蓮如上人は仏法を心に入れて聴聞候ときは、御慈悲にて候うあいだ信は得べきものなりと御示しあそばされた。

一〇、綽空上人顕門は実業の凡夫

さてここに一つの不審がある。御開山初めて御登山の頃には、法然聖人既に浄土門御開闢あらせられ、しかも吉水禪坊の御繁昌、さながら旭日の天に昇るが如き有様なれば、法然聖人御勸化の趣き、叡山に在す御開山は、つとに御承知あるべき筈なるに、二十年の間あらゆる難行苦行あらせられ、その末聖道の教えは時機相応の法にあらずと御断

念あらせられ、それよりかしこの神社、ここの仏閣と、所々へ祈請して、ついに六角堂観世音菩薩の御告げを蒙り、漸く浄土門他力に御入りあらせられたは何故ぞと申せば、これに表と裏との御いわれがある。まず表の方より申さば、御開山は智徳無類の御方なれど、我々と何一つ変わらぬ凡夫なれば、九歳の御とき初めて御登山あらせたまひしより、十有四五年の間は、或いは舎那円頓の菓（このみ）を拾い、或いは三密止観の水を汲み、ひしと御修行あそばしたは、この法より他に成仏の道なしとの思し召し。然るに何ほど修しても行しても、末法濁乱の闇の中、とても真如法性の月影は眺め難しと御決心あそばしたが二十六の御歳である。

神仏の指示なき理由

されば法然聖人の浄土門弘通は素より御聞き及びのことなれど、出離生死の一大事御自身一己の思い出に任す事ならねば、これを神仏の御指図によるの他なしと、根本中堂の薬師如来や山王七社の権現やらに祈願を掛けたれた。『歎徳文』に「しかれども機教相応凡慮明らめ難く、すなわち近くは根本中堂の本尊に対し、遠くは枝末諸方の靈幅に詣でて、解脱の径路を祈り、真実の知識を求む」とあるはこのころである。然るに山王権現も薬師如来も何の験も顕したまわぬは、そこもと発心の当初はどうである前に四弘の誓願をたて、後に六度の万行を控え、願行を具足して、必ず成仏せんとの堅固心、あら殊勝ぞと思ひしに、はや軟弱懈怠の心を起こして、他に成仏の方便はなきか、これを教ゆる知識はなきかなどとは、見限り果てたる徒ら者よ。心を取り直して奮発せよ。別に指示する要はないとの御ころ。

易行品を例して神仏黙視の深意を判す

丁度龍樹菩薩の『易行品』に、人あり不退転に至るには、あまたの難行を修し、幾久しき後でなければ得ることは出来ませぬ。その長時修行の間には、七地沈空の難などありて、なかなか容易の業で御座らぬゆえ、諸仏所説の中にもし易行道にて疾に不退転に到るの方便あらば、御説き下されと願うたら、これに対して、「汝はこれ寧弱怯劣の徒ら者よ。そもそも成仏を目的とし不退転に到るには、身命を惜しまず昼夜精進、あだかも頭燃を払うの思ひになりて修行せねばならぬ。然るに易行道はなきか、他の方便はなきかなどとは、呆れ果てたる怠け者」と御叱りあそばした。今薬師如来や山王権現さまの、知らぬ振りして御座りたもその謂われである。

さて御開山は何とかして、機教相応の要法を求めんとて、更に六角堂へ御籠もりあそばしたら、百日の懇願空しからず、まのあたり告げを五更の孤枕（こうちん）に得たまいた。ここが龍樹菩薩次の御言葉に、「汝是非とも他の方便にて、疾くに不退転に到るの教えを聞かんと欲えば、これを説いて聞かさん。仏法に無量の法門あり。これを別てば難行道と易行道との二つとなる。難行道とは重荷を負うて陸路を歩むが如く、易行道とは海上船に乗り、順風帆を掛け、楽々彼岸に渡るが如くぢや。その易行道は、十方に十仏在し、各々この法を説きたまえども、人能念是仏無量力功德即時入必定と、易行中の易行は弥陀の本願、南無阿弥陀仏に限るぞ」と、御説きなされてある。今観世音菩薩が御開山に対せられ、それほど末世相応の要法をきかんと思はば、法然坊の許へ尋ね往けとの御知らせ。そこで法然聖人の御教化を蒙り、即時入必定と他力の信心獲得あそばした。

信機信法の弁

同行衆。御開山は澆季末法の世に御出現在して、根機相応の要法を御願いあそばせしは、素より無理な話でない。されば山王権現も薬師如来も、深く感納ましまして、「その儀は法然坊が説いておるぞ、吉水禪坊へ早く往け」と、すぐに御指図あるべきに、最初の発心を忘れたか、福智成就を思わぬか。懈怠の心にむちを打ち、勇猛精進に奮発せよと、呵責の手にて扉を閉じ、不満の念にて口を閉ざし、一言半句の御告げもなかりた。同行衆ここに有難き思し召しがある。我が身のあさましさが知られぬは他力の本願にすぎる事は出来ぬ。そこで御開山に何ほど勧められても叱られても、聖道自力の法門はさても力に及びませぬと思わして、深く他力の本願に帰入せしめんと、権現や薬師の御心底にて、浄土門の御安心がそこぢや。依つて善導大師は「自身は現にこれ罪悪生死の凡夫、曠劫より已来常に没し常に流転して、出離の縁あることなしと深信す。かの阿弥陀仏の四十八願は衆生を撰取し疑いなく慮りなく、かの願力に乗じて定めて往生を得と深信す」と仰せられてある。

一一、綽空上人隱門は仏陀の化身

御開山の御一身につき、裏と表との二様がありて、表の方は前席に御話し申せしゆえ、当席は裏の方を聴聞に及ぶ。御開山は我々と違わせられ、本師法王阿弥陀如来の御化身にて在しける。かく申さば同行衆の中に不審を懐かるる方もあろう。もし御開山が本身弥陀如来にて在さば、たとい凡夫の姿と御変化あそばすとも、ただちに他力本願の旨を御弘め下さるべきに、何の用事ありて二十年と云うながの間、南都や北嶺にて御辛勞あそばしたか、一向合点のゆかぬことぢやと思わりますが、これには深き思し召しがある。

韋提大士仮に定善観法を求めし例証

これを『観経』の会座を引例して聴聞に及べば、頻婆沙羅王の妃韋提希夫人は、阿闍世太子の為に深宮の裏に幽閉せられ、愁憂憔悴して遙かに耆闍掘山に向かい世尊に白されけるよう、「三悪道は未来世の事とばかり思うて居りましたに、現在我が子の為に幽閉され未来をたたず三悪道のさま。もはやこの世界は厭わしゅうなりました。願わくは五障の女人も助かるべきみ法が御座るなら御説き下され」と。釈迦如来は時に応じて深宮の裏へ来臨ましまし、眉間の白毫より金色の光明を放たせらるると、十方諸仏の浄土悉く現れた。その時釈迦如来は彼は何と云う仏、これは何と云う浄土と、時に仏語なきにあらずとて、細かに御説きあそばされた。所が韋提希夫人申さるるよう、「諸仏の浄土何れも光明赫々として結構なれど、そのうち西方阿弥陀如来の浄土へ往生致しとう存じます。願わくは私に思惟を教えたまえ、正受を教えたまえ」と、正善の観法を求められた。よつて釈尊はその願に應じて、第一に日想観を説きたまい、「韋提希これが勤まるか」「勤まりませぬ」。第二に水想観「この観法はどうじゃ」「力に叶いませぬ」。それより次第第十三の観法をつぶさに御説きあそばしたれど、なにひとつとして韋提希夫人の根機に相応せぬ。そこで「散善一門仏是自開」と、ちなみに三福九品の善根までも御説きあそばしたれど、なかなか悪人女人の勤まる話でない。よつて御説の終わりに至りて、「汝好持是語持是語者即是持無量寿仏名」と、「韋提心配するには及ばぬぞ。功德も善根も勤まりかぬる、心想羸劣の悪人女人を目的として、御成就あらせられたが第十八願南無阿弥陀仏の名号ぞ」と、説いてあるが『観経』である。同行衆、韋提希夫人は如何なる御方であるかと申せば、表面は実業の凡夫に違いはなけれど、その自内証は極楽浄土の仏さまぢや。御和讃に「大聖おのおのもろともに 凡愚低下の罪人を 逆悪もらさぬ誓願に 方便引入せしめけり」と、極楽界中の仏さまが、わざわざ凡夫に身をやつし、定善一門韋提到請と、自力の観法を請いてみせ、「末代の衆生よ自力の観法はなかなか悪人女人の力に叶わぬぞ、悪人女人の往生のみ法は、ただ弘願他力の一法より他はないぞ」と、末世の衆生を諭さん為に、初めに定善自力の観法を請けて見せ、ついに弘願他力に帰せられたもの。

二十年間自ら聖道を行してその無効を論ず

今御開山も、御一代の事蹟より窺い見れば、大権の聖者に違いはない。さすればすぐに他力念仏の法を御勧めあそばしたらよかろうに、何故ながなが難行苦行あそばしたか。ここが末世の衆生に、「難行難修は力及ばぬぞ、聖道自力は根が続かぬぞ。これ我田引水の空論でない。この親鸞も二十年の久しき間、不惜身命と修行してみたが、さても叶わぬ所より、易行他力の念仏門に入りたのぢや」と、御諭示の為の御修行ぢや。してみれば、韋提希夫人も御開山も、御座の銘々に難行すてて本願信ぜよ、難修やめて弥陀たのめと、御知らせ下さる御方便。

六角堂観音の指示並びに三尊一致の弁

また御開山は自力修行の成じ難きより、何か他に易行の道はなきか、これを教ゆる知識はなきかと、山王権現や薬師如来に祈請せられしも、何の験もなかりたはその筈で、世自在王如来が、八地已上純無漏相続の法蔵比丘に、「汝自当知」と仰せられた如く、その許はさきに極楽界中にて弥陀観音大勢至の三尊打ち寄りて、衆生済度の御相談、よもや忘れて居られまじ。然るに今我々に教えの知らせのとは、合点の行かぬ祈願ぢやと、何の御沙汰もなかりたもの。そこで更に六角堂へ参籠あそばしたら、観音さまは、その許の祈請を待つて居たと云わぬばかりに現れ出でて、末世相応の要法は念仏に勝る法はない。これを今源空が吉水の禅坊にて弘通致せしほどに、そこへ行けとの御指図。同行衆、法然聖人は勢至の化身。御開山は弥陀の来現。三尊一致、極楽界中樂屋の御相談より、あるいは師匠となり、あ

るいは弟子となり、叡山十七谷を舞台と為し、わざと自力修行の芝居して、御座の銘々御教化下さるとは、如何なる深重の御方便ぞと、御慈悲の程を喜ばねばならぬ。

一一、弥陀の本願悪人撰取の理由

仏心とは大慈悲これなりとあれば、いずれの仏にても一切衆生を撰取ましますべきに、根本中堂の薬師如来は何の御告げもなく、六角堂の観世音菩薩は吉水の禅坊法然の所へ参れよとの御告げ。

善導大師の釈文を引いて証す

されば他の仏菩薩の御手に叶わぬ悪人女人を、独り阿弥陀如来に限りて撰取したまえるは、如何なるいわれかと申せば、善導大師の御釈に、「諸仏所証平等是一、若以願行来取非無因縁、然弥陀世尊本發深重誓願、以光明名号撰取十方、但使信心求念、上尽一形下至十声一声等、以仏願力易得往生」と仰せられて、この文のころは、十方諸仏の御さとりは、一味平等なれども、その因位の御誓いに差別があるゆえ、果上の仏にも御利益自ずから殊別がある。阿弥陀如来は四十八願の内、既に第十八の誓願には十方衆生と呼びながら、更に三十五の願には女人成仏の御誓いありて、いかなる悪人でも女人でも称うるもの信するものは、光明名号の因縁空しからず。如来の願力を以て往生せしめたまうとの仰せ。されば薬師如来も阿閼如来も、女人悪人不可愛いの御心は変わらねど、これを撰取まします誓願なければ、御力に及ばせられぬ。

和泉式部の因縁

かの昔和泉式部は、娘の小式部十六歳の妙齡なるに、ふとした病より遂に死去せしかば、愁嘆の余り一時狂気の如くなられたが、ついに心を取り直し、老少不定は世間のありさま、何ほど歎きても所詮なければ、これを縁として自身の後生に安堵を求むるが肝要ぞと、その時世間に名高き、播州書写山の性空聖人の許へ尋ね行かんと思ひ定めたるを、六根浄を得たまいたる性空上人は、三日前より「明後日は京より大蛇が来る程に、門を閉ざして入れるな」との仰せ。弟子の僧達は驚き入り、いかなる恐ろしき物の来ることかと思ひしに、美しき官女の姿見えければ、こは大蛇が美人の姿に變じて来たりしものと、固く門を閉ざして入れざりき。おりふし性空上人御経を誦誦したまうに、「寂寞無人声、誦誦此經典」と云う声の、門外へ洩れ聞こえければ、和泉式部

寂寞の苔の扉をたたけども

無人声とて人音もせず

とこの歌をしたため、「妾は罪深き女人なりとて門内へ入れたまわずば、せめてこれを上人へ捧げたまえ」と嘆きしを、上人聞こし召し不憫と思し召されしや「障りもあるまじ許し入れよ」との仰せあり。遂に門内に入れて上人に對面を遂げしとき上人『法華経』の一実中道の理を、細かに御説きあそばしたを式部聴聞して

暗きよりくらき道にぞ入ぬべし

はるかに照らす山の端の月

このころは、『法華経』のみ法は尊くあらあら聴聞いたし候いしも、愚痴の女人にて充分了解いたされませぬ。なにとぞ手短く早合点のなるよう、教えたまえとの歌なれば、上人げにもつともと思し召され

日は入りぬまだ宵闇のころなれば

何を照さん山の端の月

この御返歌のころは、『法華経』の利益にて八歳の龍女が南方無垢世界へ往生遂げし事あれど、いかんせん釈迦には遅れ弥勒には早し、現今無仏の世界に当りて汝が如き五障の女人、所詮この法にては成仏叶わじとのこと。上人更に和泉式部に対せられ、「後生の大事に心を寄せ、わざわざこの山さして尋ね来たりしは殊勝なれど、五障の女人は何とも済度の道なき程に、京都因幡堂の薬師如来を頼まれよ。薬師如来には十二の誓願あり。そのうち第八番が転女成男の御誓いなれば、必ず御助けに間違ひあるまじ」との御示し。和泉式部は止む事を得ず、草鞋を穿ち竹杖を曳き、またも京へ立ち返れり。さて三日三夜の間、因幡堂に参籠せしが、日限満ずる夜の暁、本尊薬師如来御厨子の内より、妙なる音声にて告げたまうに、「我には転女成男の誓いあれど、罪障り深き女人の成仏我が力に及びがたし。誓願寺の阿弥陀如来を御頼み申せよ」との仰せ。それより誓願寺へ参籠して、七日七夜の間一心不乱に祈請せしが、満願の夜の夢に、阿弥陀如来光明赫々の中より和泉式部に対せられ、「式部よ汝が後生を苦にするには及ばぬぞ。我には四十八の誓願あり。その内第三十五番目が女人成仏の誓いゆえ、罪ありても大事はない。障りありても構ひはない。我をたのまん者は漏らしはせぬ」との御告げを蒙り、「何という有難き事ぞ」と

世の中の憂さは今こそ嬉しけれ

思ひしらすば厭はましやは

それより娘小式部の墓所へ詣でて

夢の世にあたにはかなき身を知れと

教えて帰る子は知識なり

その許の死去せしとき、一身を切り割くように愁嘆せしが因縁となり、今日は後生に安心の身の上として頂きた。さればその許は愚痴なこの母に、未来知れとの大知識でありたかと悦ばれ、それより一生の間念仏三昧にて目出度う往生の素懐を遂げられたとある。

開山聖人此土出現の弁

同行衆。長い話に用事はないが、同じ仏の内にも、釈迦には五百の大願あれど、悪人撰取の本願なく、薬師に十二の誓願あれど、女人成仏の誓願なし。悪人女人の隔てなく、助けましますみ仏は、大慈大悲の弥陀一仏。それゆえ我が使いに我ぞ来にけり。三十二相の仏身を隠して、凡夫の姿に身をやつし、末法の今日に出現しましたが、御開山聖人である。

一三、観音の霊告に依つて在家同時の行状を示す

観音四句の偈文

建仁三年四月五日の夜寅の刻、夢とも現ともなく、六角堂の救世菩薩、顔容端嚴の聖僧の形を示現し、白衲の袈裟を着服し、広大の白蓮華に端座して、御開山に告げたまう。

行者宿報設女犯 我成玉女身被犯

一生之間能莊嚴 臨終引導生極樂

この文のころは、善信よ末世の衆生を済度するには、清浄潔斎の行状では縁が疎い。蓄妻噉肉身在家に同じうしてこそ化導が届く。依つて汝は我が夫となり、我は汝が妻となり、夫婦ともども念仏の利益を説き示して、悪人凡夫を極樂へ引入せんとの御示し。

観世音菩薩はこの偈文を誦し終わり、更にのたまう「善信よこの偈のころは我が誓願ぢや程に、この誓願の趣を

一切群生に説き聞かせよ」と。その時御開山夢の内にありながら、さても尊き観音の御告げ、いかにも末世の衆生を濟度するには精進潔斎にては縁が疎い。口の魚鳥の肉を噉み、身に妻子の縁を結び、在家同事の振る舞いしてこそ念仏弘通の方便なれと思し召しながら、御堂の正面に出て東方を見たまうに、峨々たる岳山あり。その高山に数千万億の有情群集せしかば、これぞ有縁の人々ぞと、すぐに観音靈告の御趣旨をつぶさに説き示し終わると思し召すと、夢は暁の嵐と消えはてたり。御開山あら不思議なる夢かなと思し召されながら、秘して口外に出したまわず。

月輪殿下法然聖人に対し在家出家念仏に勝劣あるの質疑をなす十

然るに同年十月。月輪殿兼実公吉水の禅坊へ御参詣あそばし、ゆるゆる御法縁に預かれし後、兼実公仰せられけるよう、「御弟子数多ある内、何れも浄行智徳の僧方なるに、独り兼実ばかりは蓄妻噉肉在家の身にて候。聖の念仏と在家不浄の念仏と、勝劣何ほどの差別候や」と御尋ね申し上げられしが、法然聖人のたまわく、「念仏の功徳に在家出家の隔ては露ばかりも候わぬ」。兼実公「そわ一向不審が晴れ申さず。出家の方々は、五辛を食わず、妻女にも近づかず、清浄潔斎の身にて称えらるる念仏にて、自然功徳が勝れ候べし。我々在家の身の上は、朝に不浄の魚鳥を噉み、夕に妻子の恩愛に絆されながら、称え申す念仏にて候えば、理として功徳劣り候べし。然るに露ばかりも差別なしとは心得がたし」と申し上げられたら、法然聖人のたまわく。「今殿下の申し述べらるる所は聖道門自力の上の沙汰にて、浄土門他力の法門は左にあらず。その故は本願に十方衆生と誓わせられて、更に出家在家の隔てなく、また善導の釈文には「一切善悪の凡夫生を得るものは、皆阿弥陀仏の大願業力に乗じて、増上縁とせざるはなし」とありて、持戒無戒の選びなければ、その義はゆめゆめ疑いたまうな」との御論し。兼実公「いかにも御もつとも次第。然らば一の御無心が御座ります。なにとぞ一人の御弟子を賜り、これと夫婦の契りを結ばせ、在家往生の手鏡に致したき所存。願わくは御聞き届け下され」と申された。その時座に侍りし御弟子方は、「こは案外なる御難題。御師匠は如何御答えあそばすか」と、人々色を変え互いに顔を見合せて居りしが、法然聖人少しも痛みたまう御気色なく、「仔細承知仕り候」と、早速御開山を御召しあそばし、「これ綽空坊そなた殿下の御所望に應ぜられよ」とのたまえば、御開山は御師匠の御前に両手をつき頭（かしら）を垂れ、暫く御返辞をも申したまわず。ただ思案に打ち暮れ居られしが、ややありて申さるるよう、「私九歳にして出家得度仕り、それより二十年の間叡山に在りて仏の禁戒を守り、また天台の門跡を辞して、今一向専修の世捨人となりしは師の知ろしめす所。然るに数百人の内で私一人選ばれて今の仰せを蒙ること、さながら仏天に対し面目なく覚え候」と申し上げられた。

綽空上人玉日姫と結婚したまう

同行衆。御開山は四月五日観音の靈告にて、蓄妻の御身とならせらるる事は素より御存じなれど、他の弟子方の手前もあれば、容易に御承諾がなかりたのぢや。所が法然聖人のたまうよう「こは案外なる辞退をきくものかな。その許には過ぎし夏の初めに、観世音菩薩の御告を蒙られしこと、源空先よりこれを存知せり。今述べらるる恨みは観音に向こうて申されよ」と。早速紙筆を引き寄せ彼の四句の偈文を書いて差し出したまうに、一字一句も相違なければ、列席の方々驚き入り、「さては綽空御坊は如何なる仏菩薩の化身ぞ」と、ささやかぬ人はなかりしと。さて御開山つらつら思惟したまう。観音の御告げと云い、殿下の御所望と云い、なお御師匠よりのつびきならぬ御勧め。もし今の仰せに従わずは、末世に生まれし在家の輩、その行状のあさしきにつけ、さても御助けを蒙ること叶わじと、本願疑う者もあるべし。されば吾が身より肉食妻帯の行状を示して、在家往生の手鏡を造らん。これ衆生濟度の方便なりとて、謹んで御請け申されたら、月輪殿下深く御悦びあそばされ、やがて御開山と同車にて御帰館あり。それより御開山を五条西洞院の別荘に移して、玉日姫と、配偶せしめたまいき。

在家同時の行状開示の弁

同行衆。開山聖人、我肉食妻帯の宗旨を開きたなら、たとい弥陀の本願に戻り、念仏の功徳が薄らぐとも、末世の人氣に投合して、自ら宗旨繁昌の基いぞと、学を曲げ世におもねる為ではない。念仏利益の廣大を末世道俗に示されたもの。たとえば摩尼宝珠は、錦に置いても光りを増さず、泥にありても色を失せぬが如く、出家が称えても功徳を増さず、在家が念じても利益が減らず。同一法味の大功徳。されば他宗の人々より、「彼の親鸞の行状を見よ。肉を食うやら、妻を持つやら。破戒の罪人よ、諸仏の怨敵よ」と、笑えば笑え。謗らば謗れ。この親鸞は在家往生の手鏡となり、一人たりとも数多く、浄土往生を遂げさすが役目ぞと、御開き下されたが肉食妻帯の宗旨である。

一四、法然聖人選択集御撰述及び御付属

選択集御製作の来由

元久元年法然聖人七十三歳にして、『選択集』上下二巻を御撰述あそばされる。その因縁を尋ぬるに、月輪殿兼実公も五十有余の御年輩にて、公役を退き円照と云える法名を頂き、剃髪して日夜念仏の御身となり居られしが、つら思惟したまうに、老少不定は人身のありさまとは申しながら、御師匠法然聖人は我が身よりは遙か御年寄りの御事にて、何時別れの時いたるやも知りたく、時にまいまい御教化を蒙るものの即聴即忘して、久しく心中に記憶致す事のかたければ、なにとぞ浄土宗の法門を、書物として賜れば、日夜念仏の助縁ともなり、また末世衆生の御遺物ともなり申さんとて、その趣を対馬入道重経を使者とし御願ひ申されたら、法然聖人げにもつともの次第なりとて、御撰述あそばしたが『選択集』にて、『御伝鈔』に「真宗の簡要念仏の奥義これに撰在せり。見るものさとりやすし。誠にこれ希有最勝の華文、無上甚深の宝典なり」と御讚歎あらせられ、幾万年の末までも、凡夫が雑行すてて弥陀たのみ、自力離れて念仏申すばかりにて、たやすく浄土へ参ることに安堵させて頂くは、この『選択集』御撰述なし下された御恩徳である。

綽空上人に他の門弟に先だち御付属ありしこと

さて翌元久三年三月十一日、御開山吉水の御庵室へ参りたまうに、折節御前に他の人なければ、法然聖人御開山を近く招かせられ、のたまうよう。「貴坊かねて存知の通り、昨年月輪殿の懇望に任せ、撰述致せし一部の書あり。こは浄土の法門源空が腹底叩いて認めたるもの。貴坊は他力往生の法門に於て他に並びなき名僧なれば、今これをその許へ授ける程に、早く写し取りて、ゆめゆめ他見あるべからず」と仰せつつ、即ちその書を取り出して与えたまう。即ち『選択本願念仏集』にてありければ、御開山は恭しく拝受あらせられ、すぐに岡崎へ退去したもうた。同行衆、法然聖人は数多の御弟子の中にて、独り御開山に大切なる秘書御授与あそばしたは、依怙偏頗（えこへんば）のようなれど、その器を見てその法を付属するが仏法の深理にて、例せば、

禅宗第六祖惠能禅師の因縁

禅宗達磨大師より第六祖惠能禅師は、第五祖弘忍禅師の法を授かりし人にて、その趣はある時弘忍禅師の許へ、身に襤褸（ぼろ）を纏い、髪は棘（いばら）の如く、一見乞食体の者か。弘忍禅師の御寺へ参り、案内を乞うて申すよう。「私は盧行者（ろぎようしゃ）と申す者にて、この御寺へ参りしは、何等の業（わざ）にても苦しゅう御座らぬ、御召し使ひ下され」と願いしかば、弘忍禅師御承諾ありて、碓（うす）を踏ませ米を撞く事を仰せ付けられた。然るに弘忍禅師御老年のことなれば、七百人の弟子を呼び申し渡さるるよう、「銘々の安心会得の旨を偈頌に書き現して、廊下の壁に張り置くべし。我一々これを見て、我が心に叶うた弟子に、法を付属すべし」との仰せ。各々卑下して書き現す者もなかりしが、独り神秀と云える七百人中の学頭が早速偈を作りて廊下の壁に貼り付けた。その詞に「身是菩提樹 心如明鏡台 時々勤仏拭 勿使惹塵埃」と。なしければ数多の人々、「いかにも学頭なるかな。この人こそ六代目の祖師なるべし」と羨みしに、彼の盧行者これを聞き、独りの僧を呼び、「神秀の偈頌を承るに、文句は面白きようなれど、惜しいかな宗門のこころに叶わぬ所あり。私に一の考案あり。御苦勞ながら書きたまわれ」と頼みけり。彼の僧「こは狂気でもせしか。しかし頼むの一言もだしがたく、その望みに任せて筆を採りしか」。盧行者曰く。「菩提本無樹 明鏡亦非台 本来無一物 何処惹塵埃」と書いて貰うた。彼の僧かつは驚きかつは讚し、その偈文を神秀の偈に列べて張り付けた。その日師匠の弘忍禅師本堂へ勤行に出でられ、壁に張りたる二枚の偈頌を見て、「これは誰ぞ」「神秀」「こは誰ぞ」「盧行者」と、申し上げしが、禅師微笑してそのまま居間へ帰られ、その夜子の刻すぐる頃、大衆の熟睡を窺い居間を立ち台所へ忍び出て、彼の盧行者をゆすり起こし、「汝こそ能く我が宗の意を悟れり。よつて今夜我が法を汝に伝うる程に、これより当山第六世の祖師となるべし。この袈裟と鉢とは、かたじけなくも大聖世尊の御身に触れられし衣鉢にて、天竺二十八祖と伝えしを、この土の初祖達磨大師が遙々と請来ありて、法を伝うる印となされし器なれば、これを汝に授くべし。また今日より名を惠能と改めよ。しかし汝ここに居住せば、偏執の大衆より必ず嫉妬の難を受くべし。されば天明を待たず、すぐにいづくなりとも立ち退きて暫く難を避くべし」とのたまいて、衣鉢を授けたまいた。盧行者惠能衣鉢を押し頂き、そのまま寺を抜け出し、南方を指して落ち行けり。さて

明朝に至り大衆達、「昨夜法を附属あるべき筈、何れの弟子に譲りたまひしか」と、弘忍禪師に尋ねたれば、禪師「我が法は南の法に行けり」と仰せられたり。そこで大衆達、「されば彼の盧行者に附属ありしに相違なし。急ぎ追いかけて衣鉢を取り戻せ」と、道明禪師と云えるが先に立ち、五十人ばかりの若僧を連れ、鉢巻き褌（たすき）で身を固め後を追うて走り行きしが、大塚（ゆ）嶺と云う所の坂を、彼の盧行者悠々として登り行きしかば、大衆は声ある限り喚ばわりければ、惠能は跡を見返りにつこと笑うて立ち止まれり。大衆側へ近寄り、「汝いずこへ行くか。その衣鉢を置いて去れよ」と叫びたれば、盧行者鉢を袈裟に包み申すよう。「これはこれ信を表す迄にて、法を伝えるは心と心なり。袈裟と鉢とは法にあらず、汝等欲しくば持ち帰れ」と、道明禪師の前に投げつけたり。「これさえあれば言いつ分なし」と、五十人が進み寄り取り上げんとせしに、不思議なるかな、二品あたかも盤石の如く、持ち上げんとしても動きもせねば、大衆はただ茫然たるばかり。その時道明禪師三拝九拜して、「我が望みは衣鉢にあらず。願わくは法を授けたまえ」と申したれば、「不思議不思議そもさん時なにかこれ明上座本来面目」と大音に叫びけり。道明禪師その言下に悟りを開きしと云う。

弘忍禪師は古參七百人の弟子をさしおき、衣鉢を米つき盧行者に授けられしは、盧行者こそはこの宗門のこころを會得せし故である。今法然聖人の御弟子三百八十有余人もある内には、新參もあれば古參もあり、智者や学者の花揃い、いづれが牡丹か芍薬か、識別（みわけ）の付かぬようなれど、源空が勧むる一向專念の法門を、そのまま受けつぐ人物は、ただ綽空一人ぞと、御授けあそばしたが『選択集』。

御付属の鑑識に違わざる弁

同行衆。いかにも弟子を見ること師に如かずとて、法然聖人御在世の間こそ、表に一向專念の色を装われしも、やはり自力雜行の根が絶えぬゆえ、法然聖人の御滅後には、各々自義を押し立てて、あるいは念仏も往生の因、諸行も浄土参りの行ぢやなどと、二類各生を勧む人もあり。あるいは諸行は本願の行にあらざれど、念仏胎内の功德とせば、これまた往生の行なるなどと、廢立為正の師説に背きて、自分勝手に異流を開かれた。然るに御開山ばかりは、親鸞はさらに珍しき法をも弘めずと、法然聖人御勸化のそのままをば、一器の水を一器に移すが如く、御伝えあらせらる。そこを法然聖人御見透しあり、数多弟子ある中で、第一番に御開山へ、御付属あらせられたもの。

一五、卷頭に自筆を添え特別の御付属

三月十一日、御師匠より、『選択集』の原本を御渡しするとき、「これ綽空坊よ。この最初二行の間を白紙で残し、第三行の「道禪師聖道浄土二門を立て、聖道を捨てて正しく浄土に帰すの文」と云う標目より写し初められよ」との御指図。そこで御開山三月十五日より、香を薫じ札を為し、恭しく御筆を採らせられ、四月中旬御写得ありて、早速吉水の禅室へ御持参あらせられけるに、法然聖人初めに「選択本願念仏集」と云う題号と、次に「南無阿弥陀仏往生之業念仏為本」と「釈の綽空」と、都合二十四字を御染筆ありて、御開山へ御付属あそばされた。御開山「アー有難や。これ專念正業の徳なり。これ決定往生の微（ち）なり。この大切なる聖教を授かりたも、御師匠の懇ろなる御教訓にて、本願の尊さを信じさせて頂き、娑婆の因縁つき次第、浄土参りの身の上と御育て蒙りしゆえなり」とて、歡喜の御涙に咽びたまいた。

附属を蒙りし人員

もつともこの『選択集』を御附属に預からせられたは、御開山の他に、善恵坊と聖光坊と勢観坊と隆観律師と聖覚法印と信空上人との六人にて、弘法大師の御説に、人選択と云う事を仰せられて、その道を末代まで伝える器量のある人を選んで附属せらるるのぢや。然れども「選択本願念仏集」の題号と「南無阿弥陀仏往生之業念仏為本」と「釈の綽空」と云う二十四字を、法然聖人自ら御染筆ありて御附属あそばしたは御開山独りである。

塩治判官の故事と弁

彼の忠臣蔵の芝居に塩治判官切腹のとき、既に腹を割かんとし、「力弥由良之助はまだ来ぬか」「ハイまだ参りませ

ぬ」。判官重ねて「力弥由良之助はまだ来ぬか」「ハイまだ参りませぬ」。「アー残念もはや是非に及ばぬ」と、匕首（くすんごぶ）を逆さまに抜き立てて腹中へグツと差し込んだ。その所へ由良之助が走り来たり「ただ今参上仕り候」。判官公「アー懐かしかったと血塩の滴る刃物を由良之助に渡し、「これを以て我が敵を討ち取ってくれよ」。由良之助は「仔細畏まりました」と、種々の計略を巡らし、遂に高の師直を討ち取りた。赤穂の藩士は数多あれど、忠義の家来は四十八人。なおその中で血塩の滴る懐剣に、臨末の一言付け添えて、譲り渡されたは由良之助ただ一人。これ他でない由良之助の忠義を見通された故である。今も丁度その如く、元祖法然聖人の御弟子は三百八十有余人もあれど、『選択集』御附属の方はたった七人。またその七人の中で、二十四文字御染筆の血塩をつけて、「綽空坊よ、この聖教の刃物を以て、十悪五逆の大罪も、五障三従の大敵も、悉皆討ち取り残りなく、弥陀の浄土へ連れ来い」と、御附属あらせられたは御開山御独り。

彼の由良之助は、敵を打ち取る忠義の方便より、主人の逮夜に蛸肴、祇園新地の一力楼で、芸妓や舞妓に取り巻かれ、夜を日に継ぎての大酒宴。そこを見て取る敵の郎党。「彼の由良の振る舞いを見よ。主恩も義理も打ち忘れ、日々夜々の放蕩三昧。あれで敵を打つつもりか」と、笑うやら嘲るやらの大評判。由良之助は、「これでこそ敵の奴らは油断して、我が本望成就の時節が来る」と、心中密かに悦ばれたが、果たして間もなく江戸の町、目出度う敵を打ち取りた。今御開山の御行状、口に不浄の肉を噛み、身に妻子の縁を結び、非僧非俗の御振る舞いを、他宗の人等が誤解して、「彼の親鸞の動作を見よ。仏制を奉せず、僧儀を守らず、あれでも釈迦の遺弟か。あれでも浄土へ往かれるか」と、笑うやら誇るやらの大評判。御開山きこし召し、「アー嬉しや有難や。この悪口（あくこう）の早く世間に聞こえたなら、在家の輩安堵して、弥陀の本願南無阿弥陀仏は、行状の如何に構いなく、助けたまえる妙法ぞと、日頃の疑心を打ち晴らし、明信仏智の身とならん。さればこの評判は、真宗繁昌の基（もと）いぞ」と、御悦びあそばしたが、果たして念仏の一法は、天下に類なき御繁昌。由良之助は、判官公より賜りた、血付きの剣を取り出して敵の最期にとどめを差した。御開山は、法然聖人より授かりた、「往生之業念仏為本」、弥陀利剣の名号で、衆生迷いのとどめを差して、未来を待たず正定聚。ここを善知識の言葉の下で帰命の一念発得せば、その時を以て娑婆の終わり、臨終と思うべきものなりと、仰せられたもの。

一六、御寿像に銘文御記入の遅延せし事故

『選択集』御附属の日御開山申し上げあるるよう、「かかる尊き聖教御附属を蒙りこれを朝な夕なに拝読仕れば、一句一言が念仏の助縁有難き事に候。それにつき、日頃御師匠の御寿像を願はやの懇望、あまり恐れ多き次第にて、まだ願い上げかねて居ります。なにとぞ御許し下され」と、初めて御希望のほど申し上げられたら、法然聖人早速御聞き届けあり、即ち正法坊と云える画法の達人を頼み御写得あそばされた。頃は元久二年四月である。さてこの御寿像に、法然聖人御真筆の銘を御記載になりしは、同年の閏七月下旬にて、その間五ヶ月も日子の隔ちがある。これには仔細のあることにて、法然聖人「一向専称弥陀仏名と、浄土門他力の宗旨御弘通に就いては、聖道は自力難行の教えにして、末法の今日悪人凡夫が、たやすく成仏すべき法ではない。たとえ非人乞食の徒が大病に罹り、この病には彼の薬をと思つても、これを求むる事叶わねば病気の癒ゆるためしはない。末世の凡夫は曾無一善とて、善根功德のない貧乏人。しかも十悪五逆の大病に罹りしものにて、華嚴天台いかに醍醐の妙薬ありても、修行服薬の力なければ悟道全快の時期はない。これ法然が私に申すに非ず。『大集月蔵経』の中に「我末法時中億々衆生起行修道未有一人得者」と御説きあそばしてある。しかしここに慈善の人あり。その方の病苦を抜いてやるとて、希有の良薬を求め来たりて病人に施したら、永の重病もたちまち平癒す。今弥陀の本願南無阿弥陀仏は万善万行功德の凝り固まりたる醍醐の妙薬。それを五逆十悪煩惱具足の大病人へ発願廻向と与えて頂くゆえ、いかに時は末代でも機は下根でも、仏の本願に乗じて往生せしめたまう。それを『大集経』の次の文に「唯有浄土一門可通入路」と御説きあそばしたものと、日々御懇切なる御説法。

他山の碩学九条殿へ押しかけ法然聖人と聖浄二門の勝劣対論を請求す

ところが他宗他山の人々は瞋恚の火を燃やし、「さても憎い法然坊。自分の宗旨より他に成仏の法はないなどと、

自讃毀他も程がある。ついではこの邪説にすかさず、一天万乗の主上を始め月卿雲客の人々までが、心を吉水の草庵に傾けて御座る。その内第一の帰依者が月輪殿下。されば一番難問を提出し法然の鋒先を折り、これを奏聞に及び念仏の根底を絶たんものを」と、諸宗合同の会議を開かれた。同行衆、吉水の禪坊も何となく御混雑にて、御寿像の銘も自然遅うなりたもの。さてその時出席の碩学は、明禅法印・淨遍僧都・明遍僧都・真性僧正・公胤僧正・明恵上人等の方々にて、閏七月二十七日、六人打ち揃うて月輪殿下へ詰めかけ、法然聖人と対論させて下されとの出願。殿下はことその他御心痛あらせられ、種々言葉を尽くして申し慰められしもなかなか承知せねば、余儀なく吉水の禪坊へ使者を立てその旨御伝えあらせられた。法然聖人「こは是非なき次第。されば明二十八日早天に出席仕るべく、その由大衆へ御通知下され」との御返答。そこで他山の方々「ヨシヨシ明日は法然坊一討ちの日柄」と、諸方の碩学に通知されしかば、翌二十八日にはおよそ八十名ばかりの高僧九条殿へ集合せられ、また吉水の方に於ても、御弟子達昨日の様子を伝え聞き、宗門大事といつてもより早く参集せられしが、法然聖人数多御弟子の中から、御開山を御召しあそばされ、「今日はかくかくの次第。それにつき予はいささか仔細あれば、その許名代に参られよ」との御申し付け。

綽空上人名代となり九条殿へ趣きたまう

御開山師命のほそ御恭承あり、墨の衣に墨の袈裟九条殿へ趣かせられしが、他宗の方々威儀堂々と、法然聖人の御入りを待ち受けて御座る。そおへ御出であらせられ、「今日師匠源空は余儀なきこと出来し、不肖の私名代に参り候えば、御用むきのこと御申し聞け下され」と御述べあそばしたら、他宗の方々「実は源空の勧むる所、聖道門は難行とか難行とか成仏の法にあらずなどと貶め、浄土門は易行なり正行なりと褒め上ぐ。一向道理のわからぬ話。よつて今それ等の事を問い尋ぬる程に、法然に代わりて一々答弁せられよ」と、左右矢を射るが如きの難問。御開山は一言の御返答もなく、ただ首をたれ袖を絞りて御座りたが、ややありて「大衆暫く御免」と座を立たれたまま、待てど暮らせど御出席がない。大衆は的を失い何とも議論の仕方がない。余儀なくそれぞれ退散せられた。さてその様子を伝えきし吉水の御弟子方は齒切を噛み、「今日の始末は何事ぞ。一言半句の返答もせず、涙に袖を絞りつつ逃げ帰りととは卑怯にも程がある。もし我々を御使いあそばしたら、何とかかんとか答弁して宗門の威光を壊さず師匠の御顔を汚さず、立派に当座を切り抜くものを」と、残念がらぬはなかりた。

翌二十九日数多の御弟子早や早や参集せし所、法然聖人「昨日殿下に於ける様子、この内に誰か伝聞致した者はなきか」との御尋ね。そこで日頃御開山の英名を悦ぶる人々は、口を揃えて、「実は斯様斯様の不始末にて、我々までも当分世間へ顔出しかなりませぬ」などと、口を極めて悪説たらたら。法然聖人委細聞こし召し、にっこり笑みを含ませられ、「堪忍強き綽空坊。大衆の前で一言半句の答弁もせず、袖を絞って逃げ帰りととは能く出来た。たとい源空が往くともその他に手はない。その故は諸経所讃多在弥陀とて、一代経中念仏の功德広大なることを讃歎してなき経はなき程である。その趣を相承弘通したまうが三国浄土門の高僧ぢや。源空が勧むる所、みな経論釈の指導にて、一己の臆説にあらず。昨日殿下へ集合の方々は、多年経論釈に眼を晒され、念仏の功德広大なる事を御承知なき筈はなけれど、それが他力浄土門に宿縁が薄いのぢや。よつてこの度の議論、いかほど理屈を積み重ねても、縁なき人には届くものではない。畢竟互いに煩惱の火花を散らすばかり。諍論の許には諸々の煩惱起こる。智者遠離すること百由旬とあれば、それこれ承知の綽空坊、一言の答えもなく抜け帰ったもの」と、殊の外御賞讃。

法然聖人真影の銘と興の御書とを認めその徳を賞す

さて他の御弟子方は早朝より吉水へ参集せられしに、御開山の御出でが遅い。法然聖人御待ちかねにて、岡崎の庵室へ御使いを遣わせられ、御手紙に「昨日は九条殿へ御苦勞に候。様子は他より承り上首尾安堵致し候。これに由て今日いささか仔細これあり。先日写されし予が影像を持参致されたく候」とあれば、御開山すぐに使者と同道して吉水へ入らせられた。法然聖人御機嫌ことなるわしく、「綽空坊よ昨日の様子他より承りた。抜け帰ったとは上出来ぞ。予が思う所案に違わぬ。それにつき先に写されし影像この座へ持ち来たられよ。昨日の賞として讃をしたたむべし」との仰せ。御開山早速に供えられしが、法然聖人御筆を採らせられ、「南無阿弥陀仏 若我成仏十方衆生 称我名号下至十声 若不生者不取正覺 彼仏今現在成仏 当知本誓思願不虛 衆生称念必得往生」と、善導大師の御釈文を御書きあそばし、他に興りの御書と云う一通の御文を添えさせられ、「昨日殿にて座主の御坊入らせたまひ、法門など仰せかけ候こと苦しからず候。餓鬼は水を火と見候。自力根性の他力を知らせたまわぬがあわれに候。く乃至向後座主などの入らせたまう所、逃げ帰らせたまうべく候。善信坊へ源空」と御したためあそばされた。御開山の

御名善信坊と申すはこの時が始めである。

綽空上人落涙して脱け帰りたまう理由及び弁

同行衆。御開山は初め比叡山にて、二十年の間大小頭密、底を叩きての後学問。ついには三千坊の碩学、聖光院の御門跡と御成りあそばした。されば今座主の住人や百人位の論難攻撃は、朝飯の茶漬け、掌中の丸子(がんど)。何の御造作もなければ、それに一言半句の御返答もなく、涙に袖を絞りつつ、逃げて御帰りあそばしたは何故ぞ。それには深き理由がある。涙に喜びの涙あり、悲しみの涙もある。彼の大衆達は、表面こそは三衣着した僧なれど内心は蛇蝎。ただ名聞利養にほだされて、出離の大事を忘れて御座る。それでも無常に猶予はない。もし今臨終と迫りたり、未来の往く先闇から闇と、思い巡らし御覧あらば、不憫気の毒で堪えられぬ。それにつき我もなお叡山に在らば、彼の人々と心を同じゅうして、後生の往く先も知らざりしに、今は法然聖人の御勸化を蒙り、一向専念無量寿仏、浄土参りに間違いのなき、身の上と仕立てて頂きたと、他人を哀れみ自身を悦び、悲喜の涙に咽ばれたのぢや。また一言半句の御返答もなく、逃げて御帰りあそばしたも、この時分叡山大衆の暴勢は、後鳥羽法皇でさえ、「朕がままにならぬものは、鴨川の水と山法師との二つ」とまで御嘆きあそばした位ゆえ、もしもこの座で議論して大衆の鋒先を打ち碎かば、忽ち鎧兜と姿を変えて、御師匠の御身に疵を付け、念仏弘通を妨げん。それとも他力本願に縁の薄い人々と、問答往復して何の所詮がある。互いに煩惱の火花を散らし、三途の業を結ぶばかりぢや。よつて「諍論多起諸煩惱遠離当去百由旬」とは仏の誠言。いざ逃げるに如かずとて、御帰りあそばしたもの。

一七、信行両座を分けて面々の領解を試む

『御伝鈔』に、「おおよそ源空聖人在生のいにしへ、他力往生の旨をひろめ給ひしに、世あまなくこれにござり、人ごとごとくこれに帰しき」と仰せられて、法然聖人吉水の禅坊にて、浄土門弘通したまうに、男女老少の隔てなく、貴賤上下の選びなく、日々の参詣、さながら雲霞の如き群集にて、なかんずく常随昵近と申して、法然聖人の御膝元にて、法義相続やら、安心研究して御座る御弟子は、三百八十有余人。然るに御師匠御勸化のままほんまに領解せられし方幾人あるや。ある時御開山御師匠に向わせられ、「私聖道門を擱(さしお)き、浄土門へ入りしよりこのかた、日々尊師の慈教を蒙り、今やいささか本願他力の一途領解候こと、悦びの中の悦び何の喩えようも御座りませぬ。然るに今に同室の好(よしみ)を結び、供に一流の流れを汲む門弟の中、何れか報土往生の信心決定の旨を領解せしか。かく申す私とても、御師匠の思し召しに叶うや否や、はかりがたく、もし安心領解に心得違ひにても候わば、同室の好は現世に止まり、未来は面々離れ離れの上もなき残念に候えば、御弟子参集の砌、おのおの領解の程を申し述べ、御師匠の御批判を仰がばやと存じ候」よし申し上げられたら、法然聖人「げに尤もの次第。然らば明日参集の人々に、その旨申し出さるべし」と御許しあり。即ち元久二年九月二十日のことなり。

聖覚等四五人信の座に着しその他行座に着す

よつて翌二十一日座を中央と左右の三に分ち、左右の座は信不退行不退の両座にて、中央の座は法然聖人、次の座に御開山筆硯(ひつけん)を備えて御待ち受け御座る。ところがやがて続々参集の面々は、席の御構え一向その意を得ざれば、御開山に対し「いかなる御主意に候や」。御開山されば「御師匠の思し召しにて、各々平生領解のほどを試みんと御催し。その御心得に任せ、信行の両座何れへなりとも着きたまうべし」と、仰せ聞けられしかば、三百余人の人々、互いに目と目を見合わして、何れの座に着かば宜しきや、暫し思案に打ち惑い居られしが、御開山早くとの御促し。そこで鎮西の聖光坊白川の法蓮坊等、行不退の座に着かれた。他の人々は上足の御着座仔細あるまじと思われけん、我も我もと行不退の座に着かれしが、その中に安居院の聖覚法印と法蓮坊信空と、ただ二人は信不退の座に着かれた。しばらくありて熊谷直実入道遅参させ、吉水の門内にて堂上を見れば、座を左右に分ちて、御師匠は中央の座におわしまし、御開山は次の座に座して、帳を開き筆を採りたまう様子。いかにもいぶかしく何事の起こりしものかやと、笠や下駄を脱ぎすて、慌ただしく縁端に馳せ登り、「善信坊何事の御執筆にて候や」。御開山「今日は御師匠の思し召し、信行両座を分かちて、各々の領解を試みたまう所。御坊にも何れの座へなりとも着かせられ

よ」と仰せられたら、熊谷「何事の出来せしかと一時驚きましたに、仔細承り安堵致しました。その儀ならば私は信不退の座に着きましょう」と、信の座に着かれた。かくて御開山しばらく座の形勢を御覧あそばせしも、さらに座替えをなす人もなければ、「善信も座を定むべし」と、信の座に着きたまわれた。

聖人の御懇示並びに御着座

そこで残る方はただ御師匠御一人なれば、いづれも固唾を呑んで御判決のほどを待ち居られしが、法然聖人のたまわく「各々今着座せられた所、即ちその領解と心得らるるが如何にや」と。信の座の人々は「仰せの通り我々の領解で御座る」と、すぐに御答え申し上げられたが、行の座に連なりたる人々は、信行いずれにあるや未決の体にて御答え申しかねた。法然聖人「源空も不退の座に定むべし」と、信の座に着きたまえば、行不退の座にありし方々は、いづれも赤面後悔の色あらわせりとぞ。

不退の解釈

同行衆、經に「即得往生住不退転」とありて、仏智の不思議を信じて、正定聚に入るのが信不退。名号称念の功力を積んで正定聚に入るが行不退ぢや。

聖人平素の御教化に区別なきこと

さて法然聖人の御教化は、『選択集』の中に、曇鸞大師の御文を引きて、「信仏の因縁を以て浄土に生ぜんと願えば、仏の願力に乗じて、彼の清浄土に往生することを得る。仏力任持して即ち大乘正定の聚に入る」と、御示しあそばされ、また「生死の家には疑いを以て所止とし、涅槃の城（みやこ）には信を以て能入す」とも仰せられて、法然聖人の御教化は、他方の信心にて不退転の位に至ることを御説きあそばすより他はない。

門弟の内に安心の同異を生ぜし理由

然るに多くの御弟子達がその御主意を聞き損ぜられしは何故ぞ。ここをよく聴聞せねばならぬ。法然聖人浄土宗御開關の頃は、聖道門のただなか、専ら行を先としての教えゆえ、法然聖人己が勧むる浄土宗も、念仏の一行で往生するぞと、念仏の行を先としての御教化。そこで称うれば願力の御助けと、深く信ずる一念の端的に、正定聚の位と定まることに得心がならず、称えよとあるの本願なら、称えましようと思われたが、行不退の座に着かれた方々ぢや。それもそのはず、今こそ法然聖人の御弟子と為り居られしも、多くはもと聖道門自力宗に在りし人々なれば、日々の御教化を聴聞しながらも、先入為主で、やはり本宗自力の習気が残りてあり。御師匠の御親示を勝手気儘に聞き損なわれたもの。

五月雨のわけてそれとは降らねども

潤う草木おのがさまさま

五月の長雨、これは彼の木の為、これは彼の草の為と、隔てをなして降らざれど、庭の草木は思い思い成長する如く、法然聖人の御教化は、二もなくまた三もなく、一味平等の御勧めなれど、聴衆の方に差別のあるゆえ、自ずと信行両座の区別が出来たもの。

聞法注意の弁

同行衆。法然聖人の御教化を、直接聴聞してさえも、信行両座の際（きわ）が出来た。まして末代に生まれし御座の面々、大容懈怠に聞き流せば自然と安心に異議を生じて、元祖聖人我祖聖人、両祖聖人の御意に背き、報土の往生はならぬ程に、問うた上にも問い、聞きた上にも聞き質して、御跡を慕い一蓮托生の身となりてこそ、御流れくんだ浄土真宗御門徒の所詮と申すもの。

一八、自他力行人同じく念仏してその意に別ある事

頼母子講に加入して掛け金をなす喩え

行の座に着かれし方も、信の座に着かれた人も、昼夜念仏に絶え間はない。しかし同じ念仏は申しながらも、自力と他力とは称え心が違うてある。たとえば平生立身致したいとの思いより、渡世大事と働いて居る者の所へ、ある檀那が来たりて、「その許は千両持ちの身分になりたい心はないか。もし立身が致したいの心あらば、我に同心せよ」との話。「それは有難う御座ります。どう致したら立身が出来ますか」。「それは別義でない。この程千両の頼母子講が始まるゆえ、それに加入して、月々三兩ずつの掛金して、十年二十年の後に取れば千両の金持ちになれる」。「それは有難う御座る」と、月々三兩ずつの掛金して居るが、なかなか容易の事でない。なおまた十年二十年すぎて、いよいよ千両の金を受け取らねば嬉しやの安堵心はおこらぬ。自力念仏の称え心はそれと同じことで、急走急作して頭燃を救うが如く、毎日三万遍五万遍の念仏は並やおろかな事でない。その上臨終の夕に仏や菩薩の来迎に預かり、観音勢至に手を引かれ、七宝の宝池蓮台の上に登らぬ間は、安堵の思いは起こらぬ。

然るに慈悲ある人が来たりて、「その許は千両持ちの身代にしてやるが我に同心せぬか」。「それは有難うございませ。どうして成られますか」。「いやこの度千両の頼母子が始まる。実はその許救助の頼母子ぢや。よつてこの頼母子の第一番はその許に取らせるつもり」。「それは有難う御座ります。しかしこの貧乏人どうもあとあとの掛金が出来ませぬ」。「それは心配するには及ばぬ。第一番をその許に取らせ、その金を我が取り扱って、掛金は難儀なしに掛けさせる。サア我に任せ同心せよ」と申されたら、「有難う御座ります」と、その親切を受けたとき千両の金持ちとなる。今もその通りこの南無阿弥陀仏は智者聖者の為ではない。功德もなければ善根もなし、赤の裸の我々貧乏人の為に企てたまいし名号ゆえ、たのむばかりで助けてやるとの仰せに同心して、かかる者をお助けと信ずる一念。「不可称不可説不可思議の功德は行者の身にみたり」と、南無阿弥陀仏の主となる。それより称うる念仏は、信心に具してある名号の掛金。昨日も嬉しやなむあみだぶつ、今日も尊やなむあみだぶつと、安堵の上より称えらるる。同じ掛金するにも、千両の金を十年二十年の向こうに置き、金持ちになりたいの思いより、月々難儀して掛け、その上に頼母子講の潰れはせぬかと案じ案じ掛けるのと、千両の金はもう我が物にして、嬉しや有難やの心で、しかもその金の御陰で掛けるのと、大いな違いがある。今も臨終を向かうに置いて、助けたまえ南無阿弥陀仏と申す念仏と、往生一定安堵の思いより称うる念仏と、声にかわりはなけれども、称え心は大違い。

正定と滅度と二益の喩え

しかし同行衆、ここの所をよく聞き分けねばならぬ。檀那の御陰で千両の金持ちに成るに定まりてあれど、掛金のすまぬ間は千両持ちの分限にはならぬゆえ、やはり垣生（はにゆう）の小屋の貧乏人。今もその通り信一念のとき、既に正定聚の位と定まり、やがて無上涅槃を証るべき身と定めて頂きながらも、娑婆逗留命のある間は、やはり五濁悪世の垣生の小屋で、造悪不善の貧乏人。それが息され眼の閉じ次第、弥陀の浄土へ参らせ頂きたときが、丁度千両の金を手に受け取りた如くである。さればかかるあさましき悪人凡夫が如来を信ずる一念の端的に正定不退の位となり、命終われば真実報土へ往生して、無量永劫樂しみずくめの身となるとは、如何なるこの身はしあわせ者ぞと、御恩の程を思い出してはあら尊やなむあみだぶつ。

一九、諸大徳と信心の諍論したまう

御開山三十四歳の御とき。聖信坊湛空・勢観坊源智・念仏坊念阿の三人と、安心の諍論ましませし事あり。この三人はいずれも法然聖人の上足の弟子にて、まず聖信坊は徳大寺の左大臣実能公の孫、法眼円実の直弟にて、大納言律師公全と申して、密宗の碩学に在したが、聖道の見をすて、聖人の御弟子となりたまえり。勢観坊は清浄華院の開基にて備中守師盛の嫡男、即ち小松内大臣重盛公の孫なり。建久の頃十三歳にて法然聖人の御弟子となり、十八ヶ年の間常隨して御給仕申し上げられ、彼の一枚起請文はこの御弟子の願いにて御認めあそばせしと云う。念仏坊は天台宗

の学者なりしが聖人の御教化に帰依し念仏門へ入りたまえり。されどややもすれば疑心起こりて決せず。常々これを歎き居られしに、聖人滅後ある夜の夢に、忽爾として現れたまひ、「彼仏今現在成仏なるぞ。衆生称念必得往生な疑いあらんや」と仰せられしかば、日頃の迷心たちまち暁の嵐と消え失せりと。

三大異解を募りて善信上人と衝突す

さてこの三人は共に智徳兼備の方々なり。建久元年八月十五日御開山いつもの如く吉水へ参りたまうに、右三人を初め前刻より参集の人多くおわしまし、やがて法義の話に及ばれしに、念仏坊申され候。「同じく浄土を願ひ往生を期すといえども、我々の信心は誠少なし。いつしか師匠聖人の如き信を得て、安堵の思い往生を遂ぐべきか」と申されしに、一座の人々「いかにも」と同意せられたり。その時御開山「こは案外なる御所存を承るものかな。日頃師聖人の御教化より推し考うれば、御師匠の信心もこの善信が信心も、同一にして更に変わる所あるべからず」と申されたら、勢観坊進み出て、「ただ今善信坊の御話し一向その意を得ず。その故は善信坊の才学いかに勝れ居らるるとも、師聖人は末法の灯明念仏の開祖である。然るに御師匠の信心も自分の信心も、同一にて更に変わらざると申すは、僧分に不似合いなる我慢偏執の心得なり」と難ぜられた。御開山「これまた思い寄らざる御話し。そもそも大師聖人は学は古今を貫ぎ徳は菩薩に齊しく亘らせたまうも、この善信は頑愚にして、学もなくまた徳もなし。その辺のことを同一と申すにあらず。ただ往生の信心に至つては、仏智廻向なれば、師聖人の御信心とて勝れたまうにあらず。また善信が信心とて劣れるにならずと申すなり」と仰せられたら、満座の人々顔を見合わせ誰か善信坊の説を打ち破る人はなきものかと思う所へ、善信坊進み出てなお難問に及ばんとせられしかば。

聖人の御判決

法然聖人先ほどより襖の内にて、押し問答の様子を聞こし召され、俄に御出席ありて仰せられけるよう。「信心に於て差別ありと申すは自力の信にとりての事にて、即ち智者の信心は勝れ愚者の信心は劣る。今源空が勧むる所の信心は他力の信心にて、己が心を鍛えておこす信心にあらず。大小の聖人善悪の凡夫、共に仏のかたより賜る信心なれば、源空が信心も善信坊が信心も、更に変わる所はない。もし信心にかわりあるなどと思う人々は、我が参る浄土へはよも参りたまわず。よくよく心得らるべし」と御判決あそばした。その時彼の三人を始め参集の面々、いずれも舌を巻き口を閉じて談論を止められしと。

善信上人あえて抗論したまう理由

同行衆、御開山は三十三歳の御時、九条殿にて聖道浄土対論の砌に、ただの一言も御答えなく、涙に袖を絞り泣いて逃げ帰らせられた。それ程に諍論御嫌いの方が、今三人の大徳を相手に安心の諍論おわせしは何故ぞ。これ一は御在世同門の方々御論しの為、二は末代の我々御教化の為で、文王一たび怒りて天下の民を安んず。御開山の諍論は深き思し召しがある。三百八十余人々は、多くはそのもと天台やら真言やらの人々にて、天台や真言等の宗旨では、信も行もその人その人の智慧善悪にて自ずから差別がある。よつて今法然聖人御すすめの浄土門もまたこれと同一のように思いなす方々なれば、他力の信心は仏智廻向の法にて智愚善悪さらにその変わりはないぞとの御論し。また末代の我々教化の為に、末世の衆生は日夜三毒の煩惱に苦しめられ、五欲の境界に絆されつつある身の、いかでか古代聖人高僧方と、同様の信心を得て報土往生を遂ぐべきやなどと思う者のなきに限らねば、他力の信心は上代末代利根鈍根智愚善悪の隔てなく、仏智廻向の大信心にて更にそのかわりはないと、末代衆生への御論し。

信心諍論の弁

同行衆。かかるいわれがあればこそ、諍論嫌いの御開山が、有情利益の思し召しより、大徳相手の押し問答。されば御座の銘々は、六百年の末に生まれながら、六百年前御入滅しました、両祖大師の御跡を慕い、一蓮托生の妙果を得るは、同一念仏無別道故、他力の信心にかわりがないからである。

二〇、南北の憤怒 聖人及び殿下詫び状を贈らる

承元元年御開山三十五の御年。御流刑の勅宣を蒙らせたまいた。その由来は、御師匠法然聖人、承安の頃より洛東吉水の禪坊に在して念仏の法門弘通したまうに、上は一天万乗の君より、下は田夫野叟の輩に至るまで、皆悉く念仏に帰入し、その御繁昌のさまは、草の風に靡（なび）き、龍の天に登るが如きの勢い。

門弟の中に弥陀の本願を誤解せし者ありし事

しかるに得失相い伴うは世間の常態。吉水の御門弟なればとて、悉く智徳兼備の方々ばかりでなく、中には無頼不法の徒も雜わりおれば、これらの人々宗門の繁昌を恃み、種々の邪見を主張し、悪人正機は弥陀の本願なり、世に善根を積む者あるは、畢竟骨折り損のくたびれ儲けなどと、あるいは他宗を誹り余仏を軽ろしめ、不法の振る舞い自然と人目に触れ、とやかくの批評往々世間に立ち起これり。さなきだに從來浄土門興行によりて、聖道門の衰頽を憂慮しつつある、南都北嶺の大衆達は、憎さも憎しと、遂に大衆うち寄り、いかがせばやと色々協議の末、こは法然坊並びに門弟を死罪又は流罪に処して、念仏の根底を絶つより外に手はないと評議一決せり。さりながら座主を差し置き直ちに出訴せんこと素よりその順序にあらざれば、仔細を座主顕真大僧正へ申し出られた。座主これを聞こしめしめしべたまう。「法然坊は全く邪義を勧む人にあらず。察するに門弟の誤解より出でし事ならん。暫く猶予せられよ。使者を吉水へ遣わし事の次第を聞き糺すべし」とて、早速法然聖人の許へ書状をもつて、「今新たに念仏一宗建立によつて、自を勝とし他を損なう取り沙汰候。僥慢の聞こえなきにあらず。さるによつて山門の憤り少なからず如何ぞ。御存意のほど承りとどけ、その上にて評議あるべき間、これに先だちて詳問を遂げ申すなり」とありければ、法然聖人聞こし召し、「誠に年来門弟の邪見を誡むといえども、いまだその過失を改めず。みだりに妄言を放ちてこの災禍を招き出せり。これその身安心不領の致す所にて、衆徒の憤り至極せり」と。

聖人と殿下の詫び状及び朝廷の諭示

これによつて七ヶ条の禁誡を記し高弟八十余人に連判せしめ、さらに誓約書を制して勝他偏執のころをもつて自宗を弘通せざる旨を御答えあそばし、また兼実公よりも消息をもつて、右の趣き顕真僧正へ申し遣わされた。かくのごとく重ね重ねの御申しひらきにて山門の憤りやや鎮定せり。すなわち元久元年十一月のことである。さて山門の方は表面鎮定せしも、南都興福寺東大寺の大衆怒りなお解けず、ついに長々しき訴状をしたためこれを朝廷へ差し出した。ところが当時朝廷こぞつて法然聖人へ御帰依の方々なれば、いろいろ協議の末同年宣旨を南都両寺へ御下げにありなり、その要旨は「年来源空聖人都鄙（とひ）の道俗に念仏を勸化す。さるによつて貴賤信を傾く者甚だ多し。しかるにかの門人の内邪執の徒ありて一向専念の要文にことよせ戒品を破却す。これすなわち門人の僻解（へきげ）にして源空が本懐にあらざるべし」云云。法然聖人もまた書状をもつて偏執勝他の存意なき旨申し遣わされ、これによつて南都の諸寺も一時鎮定した。

斧の九太夫の故事を引き弁

なんと同行衆。南都北嶺の法師達、念仏破却の企てより、聖人刑罰の訴願をなし、それがため誓約状とか謝罪状とか、一度ならず二度ならず、毎々聖人の御胸を痛めたは誰が所為ぞ。盗人を捕らえて見れば我が子なり。まったく数多御弟子のその中に、安心不領の徒がありて、心常念悪口常言悪、ついに師匠聖人の御身の上に災禍を及ぼしたのぢや。斧の九太夫は、主人判官公より多くの禄を頂き、厚き恩を蒙りながら、高の師直の犬となり、かえつて四十七義士の邪魔をした。これを由良之介は、「かの畜生めよ、かの魔王めよ」と、体を大地にすりつけて、無念の涙にかきくれた。今も丁度その通り、大師聖人は、折角我が子なり、我が弟なりと、頼み力に思し召さる弟子中より、悲しいかなや、九太夫弟子が涌き出でて、我慢偏執の犬となり本願にそむき、師説に戻りて、念仏弘通の邪魔をした。これが獅子身中の虫である。これを和讃に「造悪このむわが弟子の 邪見放逸さかりにて 末世にわが法破すべしと 蓮華面経にときたまふ」と、御歎きあそばされた。

二二、悪人正機の説

法然聖人の御弟子の内に、弥陀の本願悪人正機を曲解して、阿弥陀如来は善人が御嫌い、悪人が御好き、さればいかなる身の振る舞いしても、差し支えはないなどと、弥陀超世の悲願を以て、かえりて邪見を行う具と為せし者がありた。これらはかの織田信長が十万の兵を率い来て、石山本願寺を取り囲みし仏敵よりも、なお一層はげしき大敵である。

同行衆、こはただ聖人御在世の時ばかりでなく、今日とてもなお沢山ある。よつて今席は悪人正機の御謂われを御話し申さん。阿弥陀如来の本願に、十方衆生と仰せられて、東西南北四維上下、上は等覺の居士より、下は無間地獄の衆生に至るまで、漏らさず助けんとの御勅命。然るに弥陀如来の本願は、本意凡夫兼為聖人と申して、菩薩や二乗の方々が御目当てではない。二十五有界に迷いさまよう悪人凡夫が正しくの御目当て。よりに釈迦如来は本願成就の文に、本願の十方衆生とある御ことばを改めて諸有衆生と仰せられた。諸有と申すは二十五有界の事で、本願の御ことばは広く十方にわたれども、弥陀の御本意は迷いの衆生が御目当て、喩えば他所へ縁づきいたしている娘の家へ、里方から祭典とか祝い事とかの案内状を遣わす文言に、皆々さま御越し下されと書いてあれど、両親のこころは我が娘に逢いたい腹一杯。今もその通り十方衆生みなみな助けるとの御ことばなれど、その御こころは三界六道に迷いさまよう衆生にあるぞとの積尊の御示し。

父母は特に病子を憐れむの喩え

なぜ阿弥陀如来は十方衆生の中で、特に二十五有界の衆生を憐れみたまうぞと申せば、喩えば数多子供のある中、親の慈悲は一味平等なれど、丈夫達者で独立自活の出来る子供よりは、病身虚弱で、行く末見込みの付かぬ子供を、ことさら憐れむが親の慈悲。今も智者や聖者は勇猛精進にて、功德善根の御修行が出来、出離生死とてきとりの境界に至りたまえども、心想羸劣(ついでつ)の凡夫、ことに末世に生まれた悪人女人は、日夜悪業煩惱にほだされて、無量永劫にも出離解脱の縁なければ、如来はひとしおこれを不憫に思し召され、我もし助けずば何れの仏か助けたまわんと、女人悪人の身替わりとなり、兆載永劫修行して、悪人凡夫がたやすく成仏すべき、六字の名号を成就して、サアー末世の衆生よ、罪ありても心配すな。障りありても気兼ねすな。たのむ者を助けるぞ。称うる者を墮さぬぞと、招喚したまうが弥陀の勅命。これを悪人正機の本願と申すのぢや。

総領と末子の喩え

同行衆。弥陀の御慈悲が深ければ深いほど、ひとしおおのが行状を慎まぬと、如来の御恩を仇で報うことになる。喩えば総領息子に不埒な事がありても、世間の人はさのみその親を咎めぬは、あれほど嚴重な親の教育、それを用いぬは子供の根性が悪いからと、親を悪しさまには申さぬど、もし末子に無法な者が出来るとそれはその咎よ、

撫子の花にかはりはなけれども

後れてさくはなを憐れなり

全体親達が、我が身の年寄りを思い遣り、とてもこの子の一人前になるまでは、生きながらえておられぬと、可愛可愛の一方にて、言うがままですがまま、ほかして育てた子供ゆえ、あの通り横着者になりたのぢやと、子供の罪を問わずして、親達を嘲るようになる。

今もその通り聖道門の人々が、たとい邪見な振る舞いしても、教えが諸悪莫作諸善奉行と、厳しく示してあるゆえ、宗旨や祖師を咎めぬど、もし浄土門の人々に道ならぬ行いがあると、それはその咎よ、悪人正機とかその機のなりの御助けとかと、教えの大体が悪いゆえ、邪見の者が出来るのぢやと、門徒の行いを咎めずして、本願をそしり祖師を嘲るようになる。

念仏の行者その行状を謹慎すべきに付き女を誠しむ和歌及び知恩の諺

いかに弥陀の本願なればとて、造悪を許すとは露ばかりも仰せられぬ。すでに造りた罪なれば是非には及ばぬど、

まだ造らぬ将来の罪は、飽くまで慎めよとの仰せ。よって蓮如上人は、「あながちに我が心のわるきをも、また妄念妄執の心をも、止めよと云うにも非ず」と。この「あながち」とは強いてと申すことで、過去宿業の作用にて何ほど押さえても休まぬ罪なら仕方はなけれど、慎まれるだけは慎めよと御ころ。

さなきだに重きが上の小夜衣

わが褌（つま）ならで褌のかさねぞ

これは女を誡めた歌で、そうのうても、女は五障三従とて罪の深きものなるのに、なおその上に不義いたずらの行いしては、重きが上の小夜衣で、罪に罪を重ねるぞと申すころ。今もその通り、末世の凡夫三毒五欲の重罪を抱えながら、毫末懺悔の思いもなく、かえって邪見不法の振る舞いしては、罪の上に罪を重ねねばならぬ。

その蔭に息（いこ）ふものはその枝を折らず

この木の陰で暑さを凌いだと思わば、その木の枝さえも折られぬ。沉わんや十方の諸仏に見離され、恒沙の薩埵に忌み嫌われて、泣く泣く三塗に赴くべき身なるを、弥陀超世の悲願がありたらこそ、一善積まず、一行励まず、その機のままの御助けぞと、御恩の程が知られたなら、雖一世勤苦須臾の間と、娑婆逗留の間、邪見不法の動作を謹み、仏徳祖恩を感謝して真俗二諦真宗の教えに背かぬようせねばならぬ。

二二、鈴虫松虫の発心出家を遂げし事

法然聖人、再三起請を認め、叡山及び南都へ御遣いあそばせしより、表面やや鎮定せしも、我執深き人々とて、内心の鬱憤なお解けざれば、密かに党を結び策を廻らし、讒奏（ざんそう）の機会を待ちおりしに、建久元年冬の頃後鳥羽天皇、太上天皇とならせられ、紀州熊野山に御臨幸ましましてける。その跡にて思い寄らざる失態こそ出来せり。

両局清水寺にて出家功德経の講義を聞く

かつて法然聖人清水寺にて出家功德経を御講釈しましたるとき、太上天皇の寵姫に鈴虫の局松虫の局とて、一人は十七歳一人は十九歳、いずれも容色嬋妍（せんけん）春花を欺く美形なりしが、日々（にちにち）この講筵（こうえん）に詣でて聴聞せらるるに、一人出家を得れば九族天に生まるとの積尊の金言、いかに尊き御事ぞ。我等は朝廷にありて天皇の寵愛を蒙り、なに不自由のなき身分なれど、老少不定は娑婆の有様。特に妻子珍宝及王位臨終終時不随者。もし今無常の風に誘われなば、栄耀榮華も昨夜の夢。未来空しく三塗を差して赴かねばならぬ。さればなにとぞ発心出家して、念仏三昧に身を寄せ出離生死の覚悟こそ大切なれと、しきりに遁世の志深く時機の来るを伺いおりしが、

鹿ヶ谷にて礼讚の勤行に感ず

その頃住蓮房安樂房と云える両僧、東山鹿ヶ谷の精舎にて、六字礼讚別時念仏の勤行せらるるよし承り、折しも太上天皇熊野へ臨御の時なれば、これ幸いと両人の官女鹿ヶ谷へ参詣し勤行を聴聞せられけるに、この音声の哀雅なる、尊いやら有難いやら信仰肝に銘じ、そぞろに感涙に咽びて下向せられたり。さて両人殿内にて密かに語らいけるよう、「今日君恩を蒙り、何一つ不自由なき身分なれど、老少不定は人身の常。もしもこのまま過ぎ往けば、未来は自ずと三塗の旅立ち。君には済まぬ事なれど永い後生に替えられぬ。何とか今夜抜け出でて、鹿ヶ谷精舎の門へ入り、剃髪出家の身となりて、西方浄土を願わん」と心を定められたが、恩愛深きは凡夫の情態。禁裏におるも今夜限り、君恩を受くるも今暫くかと、思いまわせばまわすほど、離別の涙に沈まれた。あやありて嗚呼古来出家発心を思い立ちながら、よしなき恩愛に絆されて、折角芽ぎせし菩提心、またまた天魔に刈り取られ、元の三塗へ沈むもの多しとかや。思い立ちたを合図にと、早速草鞋を履き締めて、鹿ヶ谷へ馳せつけられた。

住蓮安樂に迫りて出家を遂ぐ

ところがもう晨朝の勤行もすみ、参詣の人々も我が家さして帰られし後なれば、すぐさま台所へ到り住蓮安樂の両僧に逢い、事の次第を申し述べ、「どうぞ我等の髪を剃り御弟子の末に加え下され」と、両手をつきて頼まれた。住蓮安樂の両僧暫く思案に打ち惑われ、ややありて申さるるよう、「いかにも御願いのほど神妙なれど、仙洞御所に御勤めの大切なる身分。御上の思し召しも計り難く、もし我々の計らいにて出家を許し、それがため御所の御咎めを蒙らば、何とも申し訳が御座らぬ。それとも我々両僧の身の上は、たとい如何なる厳科に処せられても、さして厭い申さねど、万一御師匠までに御難題が係りては、忽ち衆生済度の御妨げと成り申すべく、特に五六十の老年世縁の疎き方なればともかくも、まだ十七八の若盛り。一旦思い立てられし御発心、げに殊勝の御事なれど、ひとまず御殿へ御帰りの上、とくと勘考致されよ」と、ことばを尽くして申し聞かれしが、両女は「否な否な老少不定は人間のありさま、もしもこのまま無常に誘われなば、未来いづくをさして赴きましよう。御論しは御尤もなれど、再び御所へ帰るの心は御座らぬ。なにとぞ出家を御許し下され。是非とも志願御許しなれば、我等兩人世にある甲斐は御座らぬ程に、水に投じて死にましよう。しからば御免」と座を立ち去らんとせしかば、住蓮安樂も詮方なく、「たとい後難の起こるにせよ、みすみす兩人を死なせては、仏の慈悲に背くべし」とて、遂に剃刀を取り出し、「流転三界中 恩愛不能断 棄恩入無為 真実報恩者」と、四句の偈文を唱えつつ、緑の髪を剃り落とし、錦の衣を脱ぎすて麻の衣と改めて、哀れ尼法師の姿となりしかば、二人の局は大いに悦び、「これでこそかねての望みを遂げました」と、一礼述べて立ち去れり。その後かの二女は紀州に到り、粉川寺の山内に一の草庵を結び、念仏三昧に余念なく目出度う往生の素懷を遂げられしと。

順逆二縁の弁

同行衆。妻に別れたとか、子に先立たれたとか、または年老積もりて世役に立たぬとか、世間の逆境を縁として、後生菩提に身を寄す者は沢山あれど、両女の如く一点身に不自由なく、しかもいづれを見ても答（つぼみ）と答。二十歳たらずの若盛りで、厭離穢土欣求浄土、菩提心の切なるは、いかにも宿縁深厚の方々である。さりながらこれが災いの基（もと）となり、吉水の禪坊に、由々しき大事が起こりたのぢや。

親鸞聖人御一代法話巻上 終

親鸞聖人御一代法話巻下

西川諦亮述

二三、念仏禁制及び住蓮安樂等死刑に処せらる

主上の御逆鱗両寺の脅迫

太上天皇熊野より還御あらせられ、鈴虫松虫二人の局、薙髪出家のよし聞こし召し、一方ならぬ逆鱗遊ばされ、たとい女性（によし）うらがいに切望したにせよ、一応の奏達をも遂げずして、わたくしに剃髪染衣せしめたるは、上を蔑ろにせし次第。こは住蓮安樂の二人が直接手を下せしも、この義に就いては師匠源空に相談を遂げたに相違なし。されば弟子も師匠も共々にこのままにしては置きがたしとのたまう。よって群臣百僚種々評議を遂げられしが、余り仰々しく申す程の件にてもなく、ことに法然聖人御闕知の次第にてもなければ、素より念仏を禁制するの、聖人を厳刑に処するのと云う程の思し召しは更になし。そこで仙洞御所へ参内ありて、なるべく穩当に治まりの付くよう

に御取り計らいなされた。然るにこれまで法然並びに高弟を嚴科に処して、念仏の跡を絶たんと、まいまい訴願せしも更にその要領を得ず、そのまま泣き寝入りとなりおりし北嶺南都の僧達は、時こそ来たれと騒ぎ出し、「是非とも法然並びに高弟を死罪又は流罪に処して念仏を禁制せられよ。これ正法のためなり、国家のためなり」と、長々しき訴状を差し出し、もしこの訴願の容れられざる時は、叡山よりは山王の御輿をかき込み、南都よりは春日の柵を押し寄せて、朝廷に迫ると云う勢いなれば、朝廷に於ても重ねて評議を凝らし、事件は微少なれど、保元平治の大乱ありてより、人心なお穏やかならず。殊に叡山や南都の諸寺勢い強大にて、ややもすれば天下に響（あだ）せんとす。

念仏停止高札の文

かかる折り柄なれば、暫く宸襟を休め奉り、かつは南都北嶺の鋭気を静めんためにと、所々に念仏停止の高札を建てられた。これによつて吉水の禅坊は、昨日までは貴賤轅を回らし門前市をなすと云う程の御繁昌なりしに、今日は寂寥たる有様にて、門を閉じ戸を閉ざして、誰一人参詣の出来ぬ事になれり。これによつて法然聖人も暫く閉居の思し召しより、兼実公の御取り計らいにて小松谷の別殿へ引き籠もり御謹慎遊ばされた。

さてこれを聞く住蓮安楽の二人は悲歎やるかたなく、「さてさて無念や口惜しや。我々の粗忽より、御師匠までにかかる御迷惑を掛け申せしか」と、臍を噛めども所詮なく、兎に角一度小松谷へ参りて御詫びを申し上げ、かたがた御安否の程を尋ね奉らんとて、密かに聖人の御前へ参り、両手をつきたまませきくる涙に袖を絞り、暫く物をも云わず泣き居りしが、ややありて「御師匠さますまぬことを致しました」と、ただ一言のべしまま、涙にかきくれけるを、聖人のたまう「何事も宿世の因縁。この上は神明仏陀の加備力をまつの外なし」と、それより勅勘の身ながらも折々忍びて御前へ参られしが、ある夜安楽、住蓮、善綽、性願の四人連れにて五条内裡の辺を通りしに、念仏停止の高札あり。灯影かすかに照らし見るに

「今度南北之擬奏達叡聞。諸宗之依怙依人心之課。粵源空師自文治元年頃始而興浄土門老少悉捨家業。剩法外科五十余依之浄土念仏被禁止。猶一声停止之。仍制書如件。奏朝臣」

と記しあれば、住蓮安楽等これを読みおわり、己を忘れて声たかだかに輪王位たかけれども七宝久しく止まらず、天上樂しみ多けれども五衰はやく現じける。南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏と唱えければ、凶らず檢非違使庁の役人突然現れ出でて、「かかる念仏停止の折り柄に、禁札の傍をも憚らず高声念仏を唱え、あまつさえ上を誇る条もつての外曲者かな」と、警固の人々総掛かり二人の僧を捕縛して、近衛の西の牢に押し込めり。

兩人は獄内にありて、「御老体の御師匠様はどうして御暮らし遊ばせしか。我等が未熟の計らいより、念仏弘通の妨げを起こし衆生済度の道を塞ぎました」と、思えば思うほど勿体ないやら恐れ多いやら。身体切り裂くばかりに悲嘆しおられた。さて牢番の話漏れ聞けば、御師匠様並びに高弟の方々は、いよいよ遠国へ御流罪の趣き。二人の僧身も心も堪りかね、番人に向かい「我々の処置いかがいなるべきものにて候や。罪軽くば許したまえ。罪重くば早く殺したまえ。師聖人配所へ趣きたまうに、この世に生きておりながら御供の出来ぬほど残念は御座らぬ。もし誅せられなばこの時をもつて御供申せし心地に候。何とか早く御処分あいなるよう御申し達し下されとの願い。番人衆その情状を憐察し、すぐに具申に及ばれし所、翌日兩人を庭上へ召し出し、安楽坊を六条河原にて誅し、住蓮坊を近江の国馬淵にて誅すべしとの宣告を下されたり。即ち承元元年三月九日の事である。

住蓮安楽聖人に奉りし遺書

さて当時の法律により住蓮安楽の両僧を、後ろ手に縛り、白衣（しらぎぬ）を着せ、痩せ馬に乗せ、罪状を書きたる高札を立てて、京洛中を牽き回したが、五条橋の上まで来ると、官人に暫くの猶予を求め、紙筆を乞うて、御師匠へ贈る一通の書状をしたためけり。その要は「稀に人界へ生を受け候ても、遂には逃れぬ死の道にて候を、法（のり）の為にただ今身を捨て候。果報のほど嬉しく存じ候 云々」。なお一首の歌を詠し、

この頃の隠し念仏が現れて

弥陀の浄土へ掬め取らるる

住蓮

極楽へ参らんことの嬉しさに

身をば仏にまかせぬる哉

安楽

両僧等刑場にて種々の奇瑞を現す

さて洛中を牽き回した末、安楽坊は四条河原の刑場へ連れ往かれ、永井左衛門忠経、今や首を刎ねんとせしとき、「暫く待ちたまえ」と猶予を求め、日没の礼讃を唱えしが、不思議なるかな、空中に紫雲がたなびき漸々集合して円形となり、そのさまあたかも天蓋の如し。安楽坊申さるるよう、「念仏數百遍申せし後、別に十念を称うべし。それを待ちて首を切りたまえ。我が胴体合掌のまま右の方へ倒れたら、西方往生を遂げたと知られよ」。やがて十念の終わるや直ぐに首を落とせしに、その言葉の如く合掌のまま胴体右に倒れた。この時役人も見物人も、法度を打ち忘れて、異口同音に高声念仏せりと云う。

次に住蓮坊は近江の国馬淵に於て、佐々木判官吉実まさに首を刎ねんとせしとき、「我、西方往生間違ひなくは首を落とされし後、首は十念を唱え、手は数珠を繰るべし。また首と胴との切り口より、光明を放ち蓮華を生ずべし」と、言葉終わりに首を刎ねしに、いささかもその言葉に違わざれば、これまた役人も見物人も、己を忘れて念仏せりと。

しかして住蓮安楽の二人かねての遺言もあれば、安楽坊の首を馬淵に送り、住蓮と一緒に埋めり。

次に善緯坊は、津の国尼崎にて誅せられ、性願坊は六条河原にて殺され、いずれも奇瑞を現せりと云う。

信火行烟の弁

同行衆。住蓮坊や安楽坊等の人々は、念仏禁制の札所の前で高声念仏せしは、後先見ずの粗忽者の様に思わりようが、これがいわゆる信火行烟（しんかぎようねん）で、信心の火が内にあれば、念仏の烟（けむり）は場所を構わず自ずと出たもの。これらより我が身の上を思えば、仏前や法座へ出た時は、細々ながらも称えらりようが、商業とか農事とか、すべて五欲の境界にあるときは、絶えて念仏が口へ浮かばぬは、信心の火が内に乏しいゆえで、酒を好む者は肴を選ばぬ。かの肴では酒が飲めぬの、この席では酔いが回らぬなどと、席や肴に小言の出るは、まんまに酒が好きではない。住蓮坊や安楽坊は、札所の前でさえ、己を忘れて唱えた念仏。我々は自由勝手の場合に居りながら、何を憚りて称えられぬぞ。畢竟信心が薄いからぢや。ここの道理に合点が行きたなら、一層後生大事と心を励み、信心決定が肝要である。

二四、法然聖人御流罪

さて主上の御逆鱗なお止まず。朝廷の評議所には、六衛府とて、右近衛、左近衛、右兵衛、左兵衛、右衛門、左衛門等の人々だんだん協議を遂げし末、承元元年二月二十八日いよいよ法然聖人並びに上足の御弟子方の僧位を褫奪（ちだつ）し、流罪の宣旨を下し、即ち法然聖人に、藤井の元彦と云う俗名を附し、謫所（たくしよ）は土佐国幡多、御弟子の内では、浄聞坊は備後の国、禅光坊は伯耆（ほうき）の国、好覚坊は伊豆の国、法本坊は佐渡の国、成覚坊は阿波の国、聖信坊は肥後の国、御開山は越後の国とそれぞれ配所が定まりました。

アーこれまでは念仏の大導師たる法然聖人。今日は一介の俗人と御成りあそばされた。これ全く念仏弘通衆生済度が原因ぢや。法然聖人左遷の命に接したまえども更に驚きたまう色なく、ある御弟子に向かわせられ、「昔印度の僧伽羅は、皇后に浮名を立てられ、獅子国に流さる。その時観音が現じて僧伽羅を救いたまい、支那の一行阿闍梨は、楊貴妃に醜聞ありとて、果羅国に謫せられ、その時九曜の星が現じて路を照らせしと云う。源空はかかる徳者にあらざれど、罪なき身の罪せらるるは憂うるに足らず。自ずから仏菩薩の御加護もあるべし。予は彼の僧方の類とは異なり、ただ念仏弘通が科（とが）となりたのぢや。さりながらこの念仏は弥陀の本願にて、善導大師も往生浄土の最要としたまう。予はその末流を汲むもの。たとい死刑に行われても何ぞこの念仏を止めんや」と、日夜怠りなく念仏したまう。

さて、二月二十八日。左遷の宣旨は下りしも、その後三日たちても五日へても、いよいよ何日と云う日限が定まらぬ。こそで朝廷の内情を漏れ聞くに、廟堂の百寮多くは法然聖人に御帰依の方々。素より念仏禁制とか流刑に処するなど

の思し召しなく、畢竟南都北嶺の強請よぎなく出でし宣旨なれば、異論粉々として纏まらず、まして住蓮安樂処刑の砌、色々の奇瑞現れし事の天廳に達せしかば、かかる尊き念仏を禁じ、聖人を流刑に処しては、神明仏陀の御罰を蒙るべし。さりとて一端下せし宣旨を今更取り消しなど致しては、朝廷の威信を損じ、また南都北嶺の僧達も承知せざるべし。とやせんかくやせん、躊躇自ずと延引せし次第。しかるところ御流罪の宣旨下りし後、今日か明日かと待ち居る南都北嶺の僧達は、左遷日限の定まらぬより、気を急ぎ意（こころ）を揉み、「早く法然や高弟を処分して念仏を跡を絶たざれば、一山の衰頽火を見るよりも明らかなり」とて、しきりに朝廷に迫りしより、ついに三月十六日離京の命令を下したまえり。

両聖人離別に臨み互いに和歌を詠し名残を惜しみたまう

御開山御勅勘以来岡崎の庵室に謹慎ましませしが、いよいよ御師匠と御離別の時期迫りたれば、御暇乞いの御挨拶申さんとて、忍び小松谷禪室へ入らせられ、涙に袖を絞りつつ、「御師匠様、永々の御育てにて出離の大事に安堵させて頂きました。しかるにこの度は思いも寄らざる出来事にて、御師匠は西海の波に漂わせられ、私は北地の雪に隠れゆき、尊容（すがた）を拝すも今夜限り。御言葉頂くも今暫くと、思えば名残惜しゅう御座ります。御師匠は御老年の御身の上。風土異なる遠国の御住まい。なにとぞ御身を大切に」と申し上げられたら、法然聖人「これ善信坊よ。この愚かな源空を、永々師匠よ知識よと、朝な夕な大切に介抱してくれられたが、予は八十に近き老年。とても今生の再会は期り難い。この度配所に赴かれたら、尊き念仏の法門を、津々浦々まで化導して、大勢手に手を引き合せて、浄土往生致すよう、尽力せられよ。残る話は蓮台の上で」。

別れ路のほとは雲井に隔つとも

心は同じ花の台（うてな）に

と詠しあそばしたら、御開山涙の袖を絞りつつ、

会者定離ありとはかねて聞きしかど

昨日ふ今日とは思はざりけり

と名残を惜しみたまいた。

信空上人の悲歎聖人の御教示

いよいよ三月十六日己の刻になると、追つ立ての官人周防判官元国、伊賀判官末貞の両人は、法然聖人の御前へ進み出て、「時刻来たれり、流人藤井の元彦早く出でられよ」と、勿体なくも念仏の大導師たる法然聖人が、梨打の折烏帽子に直衣（なおし）と云う水色の俗服を召され、朝廷より差し回しの綱輿（あじろこし）に御乗り遊ばした。この時御輿を昇（か）くべき力士は禁裏の仰せは弟子の内にて十二人と限られしも、信濃国角張成阿（かくばりしようあ）や隋蓮等の強力（ごうりき）を始めとし、我も我もと輿（ながえ）に取りつき、すべて六十三人の昇き手となり、まきに出発せんとせしとき、信空上人密かに申し上げらるるよう。「由なき罪に座したまい、御老年の御身にて、只今天涯万里の波濤を隔て土佐の国へ御出発。再び尊容に近づき御教化を蒙ることは叶いませぬ。今後私共は何をたよりに日を送りましょう」と、胸を叩きつつ歎息せられたら、法然聖人「こりやこりや信空よ。予が齢すでに八十の老境に迫れり。たとい都に居るとも余命久しき身ではない。しかし因縁つきずは今生にて再会することもあろう。それとも配所に赴くことは、唐土の一行阿闍梨、和国の役優婆塞と云える権化の人々も、支那の白楽天、我が朝の菅丞相という英傑も、みな配所に赴かれた。されば配所は聖者の往く所。況わんや末世の愚僧が流刑に処せられたとて、さのみ愁いとすに及ばぬ。かえつて辺鄙の群類を化導するの手掛かりが出来たのぢや」と、人を憚らず念仏の御利益を説き述べたまえば、御供の人々随喜の涙に咽ばぬはなかりたとある。

殿下法性寺にて更に教化を請う聖人の御遺訓及び両所の和歌

さてこの日聖人の御離京を惜しみて、小松谷の門前より御通行の道筋に僧俗男女群集山を築き、禁制の内からも異

口同音に、「南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏」と念仏の声を漏らすやら、大声揚げて歎くやら、さながら赤子の父母に別るるようでありたとある。

ことに兼実公は前より密かに西八条法性寺の小御堂に入らせられ、官人に命じて御輿を法性寺へ立ち寄せたまひ、「御師匠さま御名残惜しゅう御座ります。聖人には七十有余の御老軀。私も早六十に近き老年。特に持病もあり候えば、たとえ配所より御帰京の時あらんも、とても再び御対面申すことは叶いませぬ。なにとぞ一句の法を御聞かせ下され」との御願ひ。その時聖人の仰せ。「十悪五逆も撰すと知りてしかも小罪をも作らじと思ふべし。罪人すら往生すいわんや善人に於ておや。一念十念なお往生すと信じて、一生称念したまうべし」と。さらに「自身現是罪悪生死凡夫、曠劫已来常没常流転無有出離之縁、彼阿弥陀仏四十八願撰受衆生、無疑無慮乗彼願力定得往生」と紙に御認め遊ばし、「肝要は是に過ぎず。これを源空とも御覧候え」と御遣わしあらせられた。兼実公は押し頂き押し頂き深く御喜びの上、アア今生の御対面もこれ限りかと、

ふりすててゆくは別れのはしなれど

ふみ渡すべきことをしぞ思ふ

と詠せられたら、聖人の御返歌に

露の身はここやかしこに消ゆるとも

心はをなじ花の台(うてな)ぞ

と互いに御詠歌遊ばされた。

殿下の計らいで配所を改む

殿下は官人を御召し仰せらるるよう、「配所は土佐国と定められしも、他人の領地にて御崇教も届かざるべし、讃岐国中の郡はそれがしの所領なれば、この地に御留め申さんと思ふ、如何あるぞ」と仰せられたら、二人の官人「承知しました。私共の計らい土佐を讃岐に引きかえ、それが為め勅勘の身となり、たとえ刑場の露と消え果てましても、聖人の御ためと思えば苦しゅう御座らぬ」と、御答え申し上げたら、殿下御満足に思し召し、早速書状を認め、中の郡塩飽(しあく)の庄へ飛脚を立てさせられ、その文言は「配所の聖人当国へ御下りあり、自身下りたと思つて懇ろに御敬い申すべし。もし粗略にせば定めて後悔あるべし。この段もつて通知候う」との御主意。さて追い追い時刻も押し遷れば御発輿。西大宮を南に下り鳥羽の南門より河船に召して御下向遊ばせり。

不法嚴科の弁

同行衆。法然聖人浄土門を弘通したまい、それがため聖道門が衰頹すればとて、聖人を嚴科に処すなどの道理いずれに在ろうか。もつとも鈴虫松虫をその望みに任せて尼法師と為したにせよ、弟子の罪を師匠に及ぼし、並びに同門の人々までを嚴科に処すとは、一向聞こえぬ話ばかり。故に御開山は「主上臣下法に背き義に違し」と仰せられたもの。同行衆。真宗は王法為本の宗旨なれど、かかる暴戾な政事までに黙従せよと云うではない。さりながら君主政治の時代に於ては、君主の一喜一怒が悉く王法となり現るとせば、是非なく人民は涙を呑んでその命にこれ服せねばならぬ。これに就いて有難きは今日の聖代。あらかじめ刑法治罪法と確たる王法の御定めありて、子の罪を父に与えず、弟の咎を兄に分かたず。彼と此との水際を立て、公平に人民を保護したまう。

二五、親鸞聖人死刑の廟議一変して流罪となる

御開山の御出立は、承元元年三月十六日卯の刻にて、御師匠よりは三時間の前である。これ何故ぞと申せば、御老体の聖人御離京の様を見聞するに忍びず、一時も早く京地を離れたやの思し召しより、わざと御出願あらせられたも

の。
さて時刻が来ると追捕檢非違使府生小槻行連、送使右衛門府生秋兼の両人、洛等岡崎の御坊へ進み出て「流人藤井の善信早く出でられよ」。御開山烏帽子に朽葉色黒筋の直衣を召し、御輿に乘し、大津打出の浜より越後国頸城(くびき)郡民部少輔年景(としかげ)が許を指して趣きたまえり。

朝廷の議決

これより先、朝廷にて御開山の御処置を如何がせんと種々評議ありしとき、他宗他山より法然坊は年齢すでに七十有余の長老。たとえ生きながらえても、ここ三年か五年の間なれど、善信坊はまだ三十有余の若年。ことに吉水門下にて方を並ぶる人なき器量者。もしこの人を存在せば、法然坊の後をつぎ念仏門を弘通して、いよいよ聖道門の廃退を来すはこれを掌に視るが如し。されば今死刑に処して後の患いを絶つに如かずと奏上せしかば、朝廷これを容れ死刑処分と決定せられた。その時六角前の中納言親経(ちかつね)卿と申すは、大職冠十九世の孫俊経卿の嫡男にて、学問和漢にわたたり、勤勞古今に絶して、威勢強き方なりしが、遅参して廟議の様子を聞かれ、「こは如何なる御決議なるや。そもそもこの度の出来事は、住蓮安樂二人の過ちより起こりし事にて、弟子の過ちを師匠に及ぼせしはまだしものこと、それも穩当の処置とは申し難し。沉わんや何等の關係もなき人物を、死罪に行うとは一向その意を得ず」と申されたら、列席の方々「そは南北両寺より、善信坊を生かし置かば、法然坊の跡を継ぎ浄土門を弘通して、聖道門の衰頹を来すべし。よつて今日これを死罪に処し、後日の患いを除かんとの奏達を採用せし次第で御座る」と答えられた。親経卿「そは甚だ偏頗の処置にて、まだ何等の罪をも造らざる先に、後日にかくやあらんなどの推察を以て人の命を取るとは、聖賢の教えに反し天理に背くものにて、これを内外の書史に照らし、これを古今の政蹟に徴しても恐らくかかる乱暴の処置なかるべし」と、理を尽くし、言葉を極めて論難せられしより、廟議遂に一変して流刑と改められた。

親経卿の抗論は耆婆大臣の忠諫に斉し

同行衆。この時もし親経卿の抗論がなく、御開山が死刑の難に御遇い遊ばしたら、末世に生まれた御座の面々、他力の本願を聴聞して、浄土往生は遂げられぬ。例せば阿闍世太子が韋提希夫人を「我母是賊」と利剣を抜いて迫られしとき、耆婆大臣の忠諫にて剣をすて深宮の裏に幽閉し、それより起こりたが定散自力を廢して他力念仏を御勧めの『観経』ぢや。されば天竺二では耆婆大臣、我が国では親経卿。共に極樂界中より出現して衆生済度の御手伝いあらせしもの。

荒血山及び鋸坂にて和歌を詠ませらる

さて御開山は打出の浜より御船に召され、西近江今津の浦に御着遊ばし、この所より領送使の官人を御断り、御輿を下りたまひ草鞋を穿ち竹杖を曳き、雲水行脚の御装(みなり)にて御徒歩あらせたまえば、御弟子の方々御疲勞のほどを思い、御輿を進め申せしも、「否な否な通路往來の人々より、未來の行く先聴聞せんと求むる者には、それぞれ説き聞かせんとの思い出しなり」とて用いたまわず、かくて越前国荒血山を越えたまうに、こは上り下り七里半の長坂にて、すこぶる石路なれば、聖人過ちて石に躓き、爪先より血塩の流れ出でしを御覽あり、

越路なるあちの山に行つかれ

足を血しほに染めしばかりぞ

名にしをふあら血の山に行疲れ

足も血しほに染めしものをや

と御詠し遊ばし、それより坂井郡細呂木(ほそろぎ)鋸坂(のこぎりざか)に着せられ、遙かに都の方を顧みたまひ、「この度念仏弘通が咎となり、凶らず遠国へ流罪の身となりしは、田舎の道俗済度の手掛かり。しかしながら御老体の御師匠様は、花の都をあとに見て、辺国への御出立。定めて御難儀におわしますであらう」と、ひたすら御師匠の御身を悲しませられ、

音にきく鋸坂に引きさかれ

身のゆくさは心ほそろぎ

それより加賀国に趣かせられ、倉部川に到りたまうに、松任の本誓寺と云える天台宗の寺院あり。その住職御開山の御通行をきき、一夜の御宿を願いて御勸化を聴聞し、たちどころに改宗して御弟子となれり。

極性寺にて真言と浄土と勝劣問答並びに和歌を詠して互いにその宗義を陳す

次に越中国新川郡富山極性寺の門前に到り、石に腰かけ休息したまうに、寺僧御開山の御容貌凡人ならぬを見て、院内に招待し御一宿を願ひ、真言と念仏との勝劣問答に夜を更かさされ、寺僧とりあえず

我が法（のり）は賤山（しづやま）かづのつくも髪

いふも結はれずとくも解かれず

と詠せしかば、御開山

わが法はあきゆうでなし稚児の髪

いふも結はるるとくもとかるる

寺僧は懇ろなる御法話を聴聞し、ついに他力本願のとうとさを信じ、直ちに真言の数珠を切り御弟子となられたが敬順坊である。かくの如く所々（しよしよ）の御勸化にて自然道中に御暇どり、京都御出立より十四日の後、すなわち二十九日に配所へ御着きあらせられた。そこで萩原民部の計らい頸城の国分寺境内に草庵を結び、とりあえず御住所に供えけり。

配所聖人御心事の弁

同行衆。自分勝手の他行できえ、旅は憂いものつらいもの。なかなか我が家に居るような、自由気儘のわけでない。まして勅勘の御開山、土の手鍋に小石の竈。艱難辛苦の御暮らしが、一年二年の間でない。もしも我等の身の上なら、かの南都北嶺の悪僧めが、罪なきこの身に罪を着せ、知らぬ旅地へ放逐と、恨むやら憤るやら、小言だらけで暮らさうものを、御開山はそうではない。「大師聖人もし流刑に処せられたまわずば、我また配所に赴かんや。もし我配所に赴かずば、何に由つてか辺鄙の群類を化せん。これなお師教の恩致なり」と、かえつて御悦び遊ばしたとある。

二六、鹿猿の乱暴而聖人の勅免

法然聖人御左遷の後、月輪殿下は一方ならぬ御悲歎。加うるに日頃の御持病も差し起こり、追々御重症に趣かせられ、令息光親卿を枕許に招き仰せらるるよう、「両聖人勅勘の儀、叡慮のほどを伺い奉り、御宥めに相成るべきようきつと力を尽くせよ」との御委託遊ばし、承元元年四月五日五十八歳を一期として空しく黄泉（こうせん）の旅に趣きたまえり。光親卿は日頃の御存心に加え父上の御遺言もあれば、しばしば勅許の儀を奏せられしも、何分にも叡慮いまだ穏やかならず、何等の御沙汰もなかりしが、ここに思い寄らざる奇怪の事件出来せり。承元四年七月二日。叡山の麓坂本より三十四ばかりの猿が東塔に上り、中堂の四十八灯の灯明を打ち消し、太鼓を掻き破りて下山し、次の日は百四五十匹も群がり昇りて総持院の十二灯を打ち消し戸障子を破戒し、後の日は二三百匹も登り来たりて文殊の像を倒すやら、四天王を打ち転ばすやら、谷々の坊舎へ乱入しては経巻を引き裂き房舎を破壊し、乱暴狼藉停止する所がない。そこで座主、「こは尋常の事にあらず。何か神慮に叶わぬ所あるべし」とて、大鐘を鳴らし大衆を集めて評議に及ばれけるに、大衆の中の一人（いちにん）申すよう「当山は桓武天皇の勅願所鎮護国家の霊場にて、日吉山王こ

れを守護したまう。猿はすなわち権現の御召使いなり。しかるにその猿の乱暴。これ必ず山王の御意に叶わぬ事のあるならん。もしこれを打ち捨て置かば、なおなおいかなる凶事の出来するやも計り難ければ、速やかに神慮の程を伺い奉らん」との申し出。

山王権現菊寿に託宣し大衆を呵す

一同げにもつともなる次第とし、七日早朝大衆打ち揃い十禅寺の神前に集まり、西塔北谷教授坊の童子に辰王と云う十三歳の者を高床に昇し置いて、地藏の大呪を繰り、五大明王の法をもって神慮を伺いしに、更に何の験もない。しかるに東塔北谷持房法印の弟子に菊寿と云う九歳の童子あり。今日修法の体を見んとて、朋輩の童子と共々見物し居たるに、神霊乗り移りたちまち顔色変じて飛鳥の如く、大衆の上を打ち越えて社壇の大床に昇り、辰王を押し除けて本座に直りたれば、大衆は力を得て「このほど当山に於ける猿の凶事、ただごととは覚え申さず。何か神慮にかなわざることのあるにや。願わくは知らしめたまえ」と、伽陀を唱えて祈りければ、稚児はさめざめ涙を絞り、

己がため何をあたごの山なれば

仏号（みな）を称ふる人を流すや

千早振る玉の簾を巻あげて

弥陀の御法（みのり）をききしものをや

と詠していわく。「我はこれ五百塵点久成の如来。和光の化儀を海水に宿し、三千世界の能化の主。八相成道の光を叡山の麓に朗らかにして、年久しく我が山の仏法を守護する故に、法宿権現と呼ぶ。我この山に住する故に、白山熊野の権現も当山におわしまして、共に円頓の教法を守護したまえり。弥陀葉師一体にして我が山を守りたまえり。

法のため御影をうつす山もとに

聖きらへば住しとぞ思ふ

と詠して、首を垂れて泣き居たり。大衆一同この神託を聞いて恐れ入り、「さても当山の訴願に依り、法然坊や善信坊を流罪にせしめたる事の御憤りなるべし。急に奏聞を遂げ召しかえさるよう取り計らい申すべく、願わくは納受をたれ元の如くこの山を守護したまえ」と、数遍の陀羅尼を唱えたら、菊寿は神霊去りて元の童子に還れり。よつて翌八日両聖人流罪御勅免の儀を奏聞に及べり。

春日明神両聖人の勅免を巫に託宣す

折節南都興福寺にも、春日山の鹿群がり来たりて角を振り回し、経巻を裂き器具を壊しあらゆる乱暴をなせしより、「何か子細のある事ならん」と、即ち春日明神に神楽を献し神慮を伺いしが、巫女（かんなぎ）に託宣して、「我はこれ平等大悲の如来、濁世末代の導師なれども、仮に神と現じて衆生に結縁す。しかるにこの頃濟度の船を失い、化益の棹を流したり。急ぎ尋ねて元の如くせよ」と、声高々と叫べり。衆僧「さては念仏弘通の人々を流刑に処せしことの神慮に背きたるもの」と、早速流罪恩免の儀を奏聞に及べり。

南北両寺前非を悔い両聖人の勅免を奏請す

光親卿は時節来たれりと打ち悦ばせられ、南北両寺より奏聞せし次第、逐一叡聞に入れ、流罪勅免の儀を願われしかば、幸い最勝四天王院の供養の事あるに任せて、大赦を行い勅免の綸旨御下付となれり。

聖人勅免の文

勅書曰

太政官府土佐国流人藤井元彦

件人承元元年二月二十八日、依罪科流刑彼国。有所懷召返矣。但宜居住畿外。洛中之往還不可叶者。国宣承知之。依宣当行。此符到奉行。

勅使は和泉判官阿部近本に仰せ付けられ、承元三年八月二日京都を発し、十八日讃岐に到着し、二十三日法然聖人勅宣の趣き御請け申し上げられ、九月二十五日讃岐を発し、十月四日摂州兵庫に着し勝尾寺に入らせられ、御法話並びに四帖の疏を御談義遊ばされしが、当山の住僧深く念仏に帰し、諸方の老若浄土を願いしもの追々出来せしより、この所の化導またゆるがせにすべからず。ことにまだ御入洛の御許しなければ、二歳春秋の間当寺に住したまえり。その後権中納言藤原光親卿に命ぜられ重ねて宣旨を下さる。

左弁官土佐国当召返流人藤井元彦男

右件元彦、去承元元年三月日配流土佐国。然今有所念行。依之召返者。某受勅宣承知。依宣行之。

建暦元年八月日

左大史 小槻宿禰国実

権中納言 藤原光親

中納言光親卿を勅使として右宣旨の趣き御伝えあらせられしに依り、法然聖人勝尾寺を御出立あり。建暦元年十一月十七日御帰洛遊ばさる。この日御帰洛のほどを伝え聞きし道俗男女は雲霞の如く奉迎し、山崎鳥羽の遠路より東山吉水の禅坊まで、実に立錫の余地もなかりしとぞ。

二七、親鸞聖人勅免の後所々御巡化並びに扇屋御済度

建暦元年十一月御開山御流罪御勅免あり。即ち岡崎中納言範光卿を勅使として、越後国に向かわさせられ、十二月二日越後国頸城（くびき）郡なる御開山の御配所に御着ありて綸旨を伝えたまう。御開山早速御請書を認めたまひ、奥に愚禿親鸞言（もう）すと書いて勅答に捧げたまえり。かくて聖人急ぎ御上洛あるべき所、御師匠の御身の上もう御帰洛遊ばせしや否や、しかと承知いたさんとの思し召しより、人を都へ登らせ聞き合せてたまうに、件の人帰り来たり、師聖人は十一月既に御帰洛の由を報せしかば、「さらば直ぐに発足上京して、禁庭へ勅免の御礼申し上げ、かつは早く御師匠に御対面申さん」と、御心急がせたまえども、何分にも名にしおう越路の大雪、人馬の往来跡を絶ち、折節御病にもあれば、かたがた御上洛暫し御見合わせ遊ばせり。

御出京の途中師聖人の訃音に接して慟哭し再び越後に趣きたまう

翌建暦二年御開山四十の春を迎えたまう。正月下旬漸く連日の雪も晴れ、旅人の通行も出来るよう聞こし召され、二十八日病を冒して御出立。このとき供奉の人々より、北国街道は雪なお深ければ、御歩行叶い難かるべしと申し上げしより、坂東を歴て古多の浜に出て、それより信濃国の方へ歩みを取らせられ、さて上野国赤城山の麓、小倉と云う所に、智明坊と申して元吉水門下の僧が御座れば、ここへ御立ち寄りありて師聖人の御模様を尋ねたまうに、智明坊の答えに「師聖人は近頃御不例の由にて、ことに御老体の御事なれば、いかがあらんか」と悩み居るよし申されたれば、御開山いよいよ御心急ぎにて翌日未明に御出立遊ばされ、四辻と云う所へ御着きの時、計らず京都の樋口某に出逢いたまひ、御安否を尋ねたまうに、樋口は涙を流し、聖人は正月上旬より御異例にて、同月二十五日ついに御入寂遊ばせりとの物語りを聞かせられ、今まで鉄石なる御心も忽ち脆く、街道に倒れ伏し、血の涙にかきくられ、「我この度上京を急ぎしは師聖人に御対面申さんためなるに、既に御往生と承れば急ぎ上京して何の所詮かある」とて、また元の越後へ御立ち帰り遊ばせり。

柿崎扇屋夫婦邪見を翻して信者となる

御開山既に勅免の御沙汰を蒙らせられ、自由の御身の上なれば、同年七月までは越後越中両国の間所々に到りて御

教化なしたまう。時に五月中旬の頃蓮位坊性信坊の二人を連れ頸城郡柿崎の里を御通行遊ばせしに、折節五月雨激しく暫し止む間なければ、当郷の富家扇屋の門前に立ち寄り雨宿りしたまうに、日は既に西山に近づき、今頃よりいずこを指して行こうやら途方に暮れたまい、何とかこの家に一宿を請わばやとて、先ず蓮位坊が内へ入り、「私等三人は京都の者にて、仏法弘通の爲所々巡回の間はやく暮れ方となり、加うるに五月雨はひまなく降り続き、今よりいずこを差して参ろうやら、一向めあても立ちませぬ。なにとぞ今宵一泊さして下され」と、両手をついて乞われたら、この家の夫婦は慳貪邪見の性質（うまれつき）にて、声あらあら罵るよう、「この家は旅人を泊める宿屋でない。ことに見も知らぬ他国の者が宿を貸せとは強情だ」と、一向に聞き入れるべき様子なければ蓮位坊ムツと腹を立て、「御師匠様この家の夫婦は慈悲もなければ情けもなし、慳貪邪見の無法者。とても私の力に及びませぬ。なにとぞあなた一度び御頼み下され」と申し上げられた。御開山につこと笑みを含ませられ、「その慳貪邪見にて、三宝を敬うことさえ知らぬ悪人こそ本願の御目当て。どれどれ我が頼んでみよう」とて、勿体なくも天津兎屋根命の末孫系図正しき藤原氏の御開山が、笠を脱ぎ腰をかがめて内へ入り、夫婦に向こうて仰せらるるよう。「所の掟もあり御家の作法も御座ろうが、御見掛けの通り日は暮れかかり雨は降り、今からいずこへ行こうにも道さえわからぬ旅の者。なにとぞ今夜一泊だけ、屋内に泊めることの叶わぬとなら、せめて軒端の下にても苦しゅうは御座らぬ」と、いと懇ろなる御頼み。さすがの夫婦も憐れと思ひけん。「軒端の下にてもとあらば貸してもやろうが、夜が明けたら早々出立せられよ」。それより古き筵（むしろ）を取り出し「敷物がのうては不自由であろう。サーこれを貸してやろう」と投げつけた。御開山押し頂き押し頂きせられ、「一夜の宿さえかたじけなさに、筵まで貸して下さるとは分限に過ぎたしあわせ」と、門のほとりに筵を敷き御身を壁に寄り添えて御やすみ遊ばしたが、朝から止まぬ五月の雨、衣服や御身に滲みわたり御眠りのならぬより、「アア一夜の間さえ難儀を覚ゆるのに、法蔵菩薩兆載永劫の御修行は、いかばかりの御苦勞遊ばしたやら」と、声たかだかと念仏御称えあらせられしが、夜半（よわ）の頃とも覚しき時、夫婦もろともフト目を醒まし、聞けば尊き称名の声。ありがたいやら尊いやら。五臓六腑に貫き渡り、「かかる聖人を軒端に寝さし、我等二人は奥間で炬燵、さてもあさましき根性ぞ」と、宵の邪見に引きかえて、懺悔の涙に咽びつつ、御開山を御座敷へ迎え、御茶を差し上げ御飯を進め、いと丁寧に御あしらい申せしかば、御開山宿善開発の時来たたと深く御喜び遊ばされ、それより兩人に対し懇ろに御法話遊ばせしが、不思議なるかな邪見の兩人忽ち信心決定の身となりしより、九字の名号を認めて亭主へ御与え遊ばし、なお戯れに、

柿崎にしぶしぶ宿をかりぬれば

あるじの心熟柿（じゆくし）なりけり

と一首の歌を扇子に記して宿におき、翌朝未明に御出立遊ばした。

川越の名号

さてかくとも知らぬ夫婦二人は、頻りに名残を惜しみて御跡を追いつが、はや川を渡りて過ぎたまえば、夫婦の者とも五月雨ふかき川水をも恐れず、御傍へ近づき、妻は「どうぞ私も夫の如く御名号を御認め下され」と申せしより、六字の名号を御書き与えられた。世に川越の名号と申すはこの事である。

信心獲得に遅速ある弁

同行衆。扇屋夫婦の最初の振る舞いかに邪見の心中ぞと思わりようが、それはその筈。これまで仏法が何やら僧が何やら、さらさらに聞いた事がない。されば人天の大導師たる僧分に出逢うても、つね並々の旅人と同様、非道虐待したは無理もない。しかるに先祖代々仏法流布の土地に生まれ、三宝の尊さを充分心得居ながら、ややもすれば粗略軽侮の所行あるは、畢竟後生大事の心が薄いからぢや。後生大事の心なくして、何ほど法門を聞きたとて、信決定の時節は来たらぬ。扇屋夫婦は、始め邪見の人でありたが、一席の法話にて無二の信者となられた。これに引き替え、毎々法席へ参りながら、今に信心了解の身となられぬのはその証ぞと、よくよく我が身を思い知られたなら、大事をかけて聴聞せられよ。

二八、御上洛あり暫く御滞在再び辺国に趣きたまう

興正寺の創立の事

建暦二年八月七日越後を御発足。北陸道を経て都に向かわせられ、十九日御入洛。直ちに師聖人の墳墓に詣でて、悲泣読経したまい、それより尋有僧都の御坊、善法院へ御入り遊ばし、二十一日範光朝臣（あそん）に就いて、勅免の御札を申し上げられ、同日印信上人の御迎えにて岡崎へ入らせらる。また九条殿より西洞院の旧跡を修理（つくろい）し、しきりなる御招請あれば、岡崎より西洞院へ移りたまう。九月江州荒木村源海の願いにより、城州山科の里に一寺を草創したまう。すなわち今の興正寺である。

伊勢御参宮に奇瑞ありしこと

さて御開山聖人辺鄙の群生御化益のため、十月二日再び京都を出て関東に向かわせられ、東海道をよぎりたまう。ここに伊勢大神宮は国家の宗廟にてその神恩も深く、また和光結縁も等閑（なおざり）ならずとて参詣在しける。おりしも風なくして俄に大雨降り下れり。旅宿の主人御開山の尊容を拝し驚嘆して曰く。「これ凡人ならぬ貴相あり。昔より名僧高德の参宮には必ず雨降るを例とす」。よつて新しき簀笠を調べ御開山に進め申せり。御開山これを召され宿の男を案内として、神殿に近づきたまうに、神官広前（ひろさき）に在り、聖人を待ち居たる姿にて笏（しゃく）を横たえ跪きて申すよう、「前夜の夢に大神宮告げたまわく。明日我が崇むべき賓客の僧、簀笠を着して来るべし。これを端垣（みずがき）の内に入れよ。我近く対面せんとの神勅あり。辞したまうなかれ」とて、重々の玉垣を開き、正殿の石坪に案内せしかば、御開山神前に近づきおよそ二時間の久しき御祈念遊ばされた。

同じく神前に詣でてその意に別あること

同行衆。御開山の神前御祈念あらせられしを、一向専念の御宗旨にいかがあろうかといぶかる人もあろうが、同じ神前に参るにもその心自ずから別々にて、我々の参詣するは息災延命とか、家業繁昌などと、私欲非道のところより出る御願い。これを御和讃に「仏号むねと修すれども 現世を祈る行者をば これも雑修と名づけてぞ 千中無一と きらわるる」と仰せられた。御開山の御参詣はこれと異なり弥陀の本願南無阿弥陀仏を津々浦々まで弘通して、一切衆生を済度せんには、神明の御加護を蒙らずば叶わじと、衆生利益の御祈念である。

一休のまねして寺をほり出され

一休上人は悟道の御方なれば、たとい女に手を触れられようが、蛸に箸を染められようが、酒々楽々さらに何の執着もない。然るに迷情の四句は四句みな非なりで、いまだ悟道に疎き凡僧が女に戯れ魚鳥を喰えば、忽ちその身に害が来て、寺にも居られぬようになる。所作に変わりはなけれども、心に大いな別がある。

今もその通り我々の参詣は、私心欲望の現世祈りにて、弥陀の本願に違し神明の本懐にも背いて居れど、御開山の御祈念は衆生済度の大悲心にて、一向専念の義に戻らぬばかりでなく、神明の本懐にもかなうて居る。さればこそ「明日は我が崇むべき賓客の僧来るべし、対面せん」との神勅があったもの。

越後の僧俗に御真影及び和歌を形見としまう

さて阿漕（あこぎ）が浦やら桑名の浜と、伊勢地所々にて御化導遊ばし、二十二日常陸国河内郡下間の里小島の郡司武弘が館に入りたまえり、そはそはさきに京都まで態人（わざびと）を以て招請せしゆえにて、然れども越後の道俗頻りに慕い居ることの不憫に思し召し、ここ暫くの御滞在にて郡司に別れを告げ、御出立遊ばせり。それより越後に在しながら、越中信濃上野の間に徘徊し、御教化一日の間もなかりしが、建保元年十一月武弘が許より使いをもつて頻りなる御招請あり。御開山御承知遊ばし直ちに御出発の思し召しなるも、年内雪深ければ、明春まで延引致したきとの仰せ。そこで武弘は翌年二月上旬横曾根の性信坊を御迎いととして、越後へ参られしより、かねての御約束いよいよ御出発と御取り定め遊ばされ、その趣きを同行に御知らせありしが、道俗男女群集して御真影を残させられ、ここに一首の歌を添え、

われなくも御法はつきじ和歌の浦

弥陀と衆生のあらんかぎりは

「これこれそう嘆くには及ばぬぞ。我が常陸に往きたとて、助けにやおかんの御仏と、助けたまえの各々と、仏と衆生のあらん限りは、彼此三業不相捨離で、南無阿弥陀仏はどこへも往かずいついまでもここに居て御済度下さる御慈悲ゆえ、今の嘆きを打ち替えて、御恩の程を喜べよ」と、懇ろに御諭し遊ばしたとある。

二九、越後より常陸へ御移転及び大蛇御済度

雪中鷺の鳴く声をきき和歌を詠して門弟を諭す

聖人越後の国を御発足あり。常陸国へ越きたまうに、その御道中は性信坊を先に立て、他の御弟子を後にして、山野こうこうたる雪の中を、竹の小杖に藁の履（くつ）、念仏もろとも御歩み。さて頸城郡巨田の浜より大下（おおげ）の橋を御渡りの時、向こうの葦原より一羽の白鷺一声（いっせい）高く飛び去れり。その時御開山一首の歌を詠せられ、

声なくばいかにそれとは知られまじ

雪ふりかかると葦原の鷺

「これ性信坊よ。雪も白し、鷺も白し。どこに鷺が居りたとも一向見分けがつかなんだが、一声あげて飛び去りたので、雪中に鷺の居りし事が知られた。今悪人凡夫の胸の内、悪業煩惱の大雪が積もりてある。その中へ能生清淨願往生心と、他力の信心頂くゆえ、いずれが信者か不信者か一向見分けはつかざれど、信心貫うたしるしには、夜の寝覚めに思い出しても、南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏と御恩悦ぶ念仏の声が口に浮かぶぞ」と御諭しあそばした。

二月十七日常陸武弘の館へ御着き遊ばせしかば、武弘大いに悦びかねて設けありし庵室へ御案内申し上げ、それより日々御教化在せしに、初めの程は一向不信者のみにて、かえって種々誹謗をなす者さえ多かりしが、ついに一統領解して、専修念仏の行者となれり。

龍女雲に乗じて浄土に向かう

翌建保三年聖人四十三歳の御時四月のころ。下野国都賀（つが）郡総社村の神官大澤掃部（かもん）友宗と云える者、使いを以て申すよう、「それがし近傍に底深き沢あり。その中より時々怪物出でて村民を害す。春秋両度祭礼をなすも更にそのしるしなし。願わくは尊師（あなた）の高徳を以てこれを除きたまえ」と。聖人思し召すよう、「我今念仏弘通の時節なれば、これまた衆生結縁の一助なり」とて、早速御うなずきあり。翌日彼の地に趣き淵に臨んで飯に庵を造らせ、これに座を占め御経を読み仏名を称え、あるいは水中に向こうて仏法の功徳を説きたまうこと、三日三夜を過ぎされしに、第四日の曉俄に池水沸きかえり、その逆巻く波の中より忽然一人の女性（によしよう）現れ出でて、聖人を礼拝して申すよう、「私はもとこの里の者にて御座りしが、生得嫉妬の念深く、仮にも慳貪邪見にして怒り罵ること常なりしかば、夫なる者これを厭い、元来家産も寛（ひろ）かなれば、密かに妾を蓄えました。この女は私と異なり、容貌の麗しきに加えて心も優しければ、夫の寵愛一方ならず、日々に行き通いしより、私の胸中嫉火の消ゆる隙なく暮らし居るうち、忽ち狂乱して夫を始め側妾をも咽に喰い付き殺しました。ところが総身俄に燃ゆるが如く大熱を催し、人事不省と覚えしとき、ありし姿に引きかえて恐ろしき蛇体となりました。それより蛇身三熱の業火は日夜に絶え間が御座りませぬ。然るに人身を喰い鮮血にて咽を潤せば、いささか苦痛を免かる所より、罪も報いも打ち忘れ、これまで許多（あまた）の人に害を与え居りましたに、日頃尊き聖人の御経や称名の御声が水中に響き渡りて、蛇体焦熱の苦患（くげん）を忘れましました。かかる浅ましき者でも未来解脱の法が御座るなら御済度下され」と、延べおわりて元の水底へ潜み隠れた。聖人奇異に思し召され、またまた読経称名説法を三日三夜怠らず修したまいますが、第七日を満ずる曉、俄に一陣の清風来たり、水中より白雲立ちのぼり、中に彼の女現れ申すよう、「この度

大知識の御教化により、蛇体をのがれ成仏の身となりました」と、聖人を礼拝して虚空に登りしが、この時異香（いくん）四方に薫し、五色の花紛紛として降り散らせしかば、これを見聞せし男女、いやまし本願の不思議、聖人の高德を驚嘆し、それより今にこの小丘を花見が丘と称え、池を親鸞池と号せりと。

蛇体成仏の弁

同行衆。大蛇が転じて成仏したとは、いかなる本願の御不思議と思わりようか。大蛇と申せば彼の女のように、全身に鱗を生し三熱の苦しみあるものばかりでない。わが心中を探りて見られよ。朝から暮れまで暮れから朝まで、欲しい惜しい憎い可愛いの三毒煩惱は起こりづめに、姿こそは立派な人間なれど、大蛇に変わらぬ胸の内。

わが心鏡にかけて見るならば

さぞや姿は醜くかるらん

かかるあさましき悪人女人が、弥陀の本願信するばかりで順次目出度う往生とは、いかなる仏智の御不思議ぞと、仰ぎ上げては南無阿弥陀仏。

三〇、小島より稲田へ御移転及び亡霊御済度

宗門の繁昌昔日観音の靈告に符合す

建保五年夏の頃、常陸笠間郡の道俗打ち揃い、小島の御庵室へ参り、聖人の御前に跪き申すよう、「郡司武弘ももう昨年十一月往生の素懷を遂げられ、今は御心に掛けさせたまう事も候まじ。笠間のほとりには念仏の行者数多く頻りに懇望候えば、なにとぞ彼の地へ御移転下され」と、切々なる願い黙止（もだ）し難ければ、遂にこの請いに応じて笠間へ御移転遊ばされた。即ち稲田御坊の事にて、聖人四十五の御年である。それより十余年の間この所に在して、日々の御化導。さて初めは幽かなる草庵にて人の知るべき様もなき程なるに、道俗御跡を慕い、貴賤衢（ちまた）に溢れ、なかなかの御繁昌。聖人思し召すよう、「辺鄙の群類を教化すべき時節、今こそ到来せり。これその昔観音の靈告に符合せるものか」と、深く御悦び遊ばされた。

悪八郎の亡霊御済度及び神官その不思議を感じて次男を御弟子とす

承久元年聖人四十七歳の御頃より二ヶ年の間、常陸下総上野（こうづけ）の内所々に巡化したまうに、四十八歳の御時、鳥の巢と云う所へ御出で遊ばせしに、ここに一つの古寺あり。その寺内に墓がある。その墓より毎夜恐ろしき妖鬼出でて人を悩まし、何とも手の尽くしようもなく、諸人困り居りしが、たまたま聖人そのほとり御巡教のよしを聞き、寺僧これ幸いと早速聖人の許へ参り、「かくかくの次第その昔悪八郎とて不敵の山賊が御座りました。この賊は多くの人を殺し財を奪いあらゆる悪事を働きましたが、ついに仲間のために殺されその骸を埋めた墓にて、今より四十余年前のことで御座る。その後亡霊時々出でて災いをなし、何とも済度の方法が御座りませぬ。なにとぞ尊師の高徳を以てこれを御救い下され」と、涙ながらの御願ひ。聖人聞こし召し「弥陀の大悲は五逆罪の者をも漏らしたまわず。まして盗殺の者を捨てたまうの事あらんや」とて、やがてその所に行き東国の習いに従い、小石を集め三部の経典を書き、彼の墓に埋め、それより五日の間読経念仏怠りなく追弔したまうに、五日満する夜村民の夢に悪八郎現れ出で申すよう、「私生前のとき多くの人を殺し財を奪い、あらゆる悪事を働きましたが、ついに仲間の為に殺害せられ、その臨末のとき、アア残念や口惜しやと怨みの一念。餓鬼道に堕ちましたが、いやはや苦しいやらひもじいやらで堪りませぬ。然るに人の鮮血を吸い生肉を喰らえば、しばらくその苦しみを逃るるより、罪に罪を重ね業を結ぶとは知りながら、四十余年の間まいまい出でて人をそこないましたに、今度尊き知識の御追善にて浄土往生の身となりました。もう今後は人に害は御座りませぬ」と、告げおわりて焼失せり。翌朝村内の人々、昨夜かくかくの夢を見ました。そのもとまきようか、我もそうと、語り合ひしが、果たしてその後は何の災いもなかりしかば、いずれも経文の功力、

聖人の高德を驚嘆せざるはなかりしが、なかんづく鹿島の神官尾張守中臣信近は感心の余り、次男信広を聖人の御弟子と為せり。即ち順信坊性光である。

村田刑部の妻鬼身を転じて浄土に生まる

また村田刑部と云える者の妻、難産にて七転八倒狂い死に致せしを、鳥の栖の無量寺に埋葬せしが、臨終顛倒の一念にや、夜な夜な悲歎の声を放ち、あるいは時々妖鬼となりて出るので、村民恐怖し誰一人この寺へ参詣する者もなく、遂には住職も小僧も逃げ出して、空坊となりしより、刑部これを悲しみ何とか済度の方便はなきものかと煩い居りし所へ、かねて世に名高き聖人鹿島の方へ御出で遊ばせしかば、刑部これ幸いと直ちに御前へ進み出で、「かくかくの次第何とか御化益の方便が御座るなら救い下され」と、涙ながらの御願い。聖人不憫に思し召し、やがて彼の墓所へ至り、多くの小石を集めさせ、二万六千六百余の三部経の文字を書き、これを墓間に埋めて、いと懇ろに追善仏事を営みたまひしが、七日七夜満するとき、刑部を始め村民一同、彼女生前の姿の儘にて、観音勢至に守られ、紫雲に乗じ西方に向こうて去りしを夢見しが、その後は墓所の何声もなく、怪物も出でざるより、人々聖人の法徳を感じ、幸い無量寺の空坊となし居りしを以て、強いて御滞留を願ひ、聖人また鹿島へ往返の便利ともなればとて、暫く御住居在せり。なお旧寺号に寿の字を加えて無量寿寺と称された。

この時の御歌に

弥陀たのむ心をおこせ皆な人の

かはる姿を見るにつけても

と詠し遊ばされ、この塚いまに経塚と称し、また女人成仏の塚と号せしと云う。

妖物の弁

同行衆。悪八郎や刑部の妻ばかりを、迷い物と思わりようが、二十五有界の衆生は、皆同じ迷いの衆生ぢや。同じ迷いの中にも、何年何十年と云う前に死んだ者でさえこの通り、本願の不思議で助かりた。まして御座の面々は、聞其名号信心歡喜、善知識の御教化を聴聞して、直ちに信心が得られたなら、即得往生住不退転。時を過ぎず、日を隔てず、この座で早や正定聚の位と定まり、やがて娑婆の因縁尽き次第、真実報土へ往生とは、いかなる名号の不思議ぞと、仰ぎ信するより他はない。

三一、日野左衛門の門前石を枕に寝したまう

左衛門の家族主人の意を領して宿泊を断る

話の都合で事の順序が後先となりしが、建保五年聖人四十五歳の御時、常陸国を巡化遊ばせしに、霜月二十七日久慈郡大門（おおかど）村に入らせられ、折しも朝方よりの雪は暫しも止む間なく、寒風凜烈として肌をつんざき、ことに日は既に暮れかかり、どこに宿せん目当てもなく途方に暮れたまうに、向こうの山の麓に大きな家が見える。通行の人に「彼は何人の宅であるか」と尋ねたまえば、「日野左衛門頼秋と云う人の家で御座る。しかし家族は邪見無慈悲の人々なれば、まだ一面の識だもなき旅の方に、御宿を申すような事は決して御座りませぬ」。聖人思し召すよう、「その邪見の悪人を済度するこそ巡化の本意なり」とて、まず性信坊を以て一泊を求められたら、家来の者「当家は無心者は一切お断り申せよと、かねがね檀那の申し付け。さても御許しはなき程に、どこへなりとも早く出て往かれよ」。性信坊「何分にも雪は降り寒気は強く、ことに日は暮れかかりて、後へも先へも動きがなりませぬ。どうぞ今宵一泊だけ、庭の隅でも貸してください」と、繰り返し繰り返して頼まれたら、家来の者大いに立腹し、「強情にも程がある。道中で難儀するは旅人の常ぢや。それとも見ず知らずの旅人を片端から救うて堪るものか。この方の事も察して見られよ」。性信坊詮方なく門を出でてその由を聖人に申し上げたら、聖人「さもあるべし。西仏坊そなたはなお一応頼んで見られよ」。

家主憤怒剣を抜いて追い払う

西仏坊畏まり庭へ入り言葉を尽くし理を極めて頼まれたら、今度は家主左衛門が出て来たり、「先刻から障子の内で仄かに聞いて居りたが、いかにも強情な旅僧よ。出家でありながら出家の本分がわからぬか。出家と云う者は樹の下でも石の上でも寝起きするのがあたりまえ。それが嫌なら出家にならぬがよい。早く出て往かれよ」。西仏坊「それは御心得違い、同じ仏法でも聖道門なら、樹下石上に起臥して、持戒修行も致せども、その修行が出来ぬ末世の凡夫ゆえ、他力本願を信じて諸方を巡化する者で御座る。なにとぞ一泊させて下され」と申されたら、左衛門血眼になり、「全体その方達はどこの馬の骨とも牛の皮とも分からぬ旅人でないか。それがしは近江国蒲生郡日野左近将監頼秀の末孫。系図尊とき者である。然るに知らぬとは申しながらも、宿の無心に強情を張りあまつさえ異見がましき事を申し聞けた無礼者。覚悟せよ」と、剣をとり向かわんとせしかば、西仏坊飛び出て「御師匠さまかくかくの次第までも私の力に及びませぬ」。聖人御聞き取り「これこれ西念坊よ。この方に腹を立てたゆえ向こうにも腹を立てる。それとも宿を求めるのに異見がましき事を申しはそのもとの心得違い。僧分は和顔愛語で常に仏恩の深きに心を注ぎ、一語を出すにも温和でなければならぬ。予が一応頼んで見よ」と、庭の内に入らせられ、懇ろなる御挨拶。「さて先刻両人の弟子御身分の程をも弁えず御無礼な事を申しました。いかにも仰せの通り樹下石上に起臥するが出家の本分にて、御庭の隅をと申せしは分限に過ぎた御願い。なにとぞ御門の軒下にて、今夜一泊させて下され」と両手をつけて御頼み遊ばしたら、左衛門も少しは気の毒と思うたか、「軒下にてとあらば貸しも致さん」。御開山深く御悦び、それより門の軒下で、脚絆や草鞋を穿きたまま、小笠を顔に覆い石を枕で御寝み遊ばした。折しも夜来激しき北の風、雪を伴い吹き回せば、御開山の御衣の上へ塩撒くように降り積もる。二人の御弟子方「アア勿体なや系図尊とき藤原家の御総領。いかに衆生済度の御為めとは申しながらも、石の枕に雪蒲団。さぞ御難儀で御座りましょう」と声たかだかと泣き悲しまれたら、御開山「これこれ何を申すのか。今宵の寒さでさえこの通り。未来八寒地獄へ堕ちたなら、これ位の事でない。それに就けてもますます法蔵因位の御苦勞が思い出さるるぞ」と、ひたすら念仏御称えあらせられた。

観音左衛門の枕許に立ち呵責したまう

さて夜半ともおぼしき頃、左衛門の枕許へ一人の僧忽然として現れたまい「これ左衛門よ。今宵宿を乞われし旅僧を誰人と思うぞ。弥陀の化身たる聖人が、邪見な汝を済度の為、わざわざ御入り遊ばしたのぢや。然るに荒々しき暴言を吐き、碌々(ろくろく)一夜の宿さえ御貸し申さず、今は門の軒端で石を枕に震えて御座る。早く御迎え申せ。我は汝が護り本尊観世音菩薩なり」との御告げ。

左衛門ついに発心し御弟子となる

左衛門驚き戸を開けば光明赫々(かくかく)として昼の如し。聖人石を枕に寝て御座る。「アア勿体なや早く宅内へ御入り下され」と、御開山を奥座敷へ御迎い申し、それより観音の靈告を申し述べ、「かかる尊き聖人を、それとも知らず今宵の無礼。なにとぞ御許し下され」と、厚く御断り申し上げ、「かかる邪見な私でも、未来助かる御法が御座るなら、どうぞ御聞かせ下され」。御開山「あるともあるとも善人既に往生す況わんや悪人をや。弥陀の本願は悪人女人が御目当てぢや」と、懇ろに御教導遊ばしたら、即座で発心出家して御弟子となられたが、入西坊道円である。

三二、播磨公弁円を感化したまう

承久二年聖人四十九歳の御時、稲田の庵室より諸方へ御教化。いつも板敷山を御通行遊ばせしが、常州那珂(なか)郡塔野尾と云う所に、播磨公弁円と云う山伏あり。この人は才学兼備、役の小角の再来とも云うべきほどの者なれば、佐竹末賢(すえかた)と云う人、弁円を屈請して祈願所の先達となせり。されば国中山伏の司にて末派十二坊も統轄して、中々の繁昌なりしが、聖人当国稲田に庵室を構え日々の御勸化、道俗男女は生き如来の如く尊重しければ、弁円の勧むる修験の法自然と衰微し、遂には誰ありて訪う者さえなき姿となりしかば。

弁円修法または武器を以て聖人を狙う遂にその志を得ず

弁円無念の情遣る方なく、彼の善信を我が修法を以て祈り殺さんとて、壇を築き供物を調べ、三日三夜一心不乱調伏に丹誠を凝らし、「サーこれで善信はこの頃黒血を吐いて狂い死に致したであろう」と、密かに人を遣わし様子を探り見るに、聖人何の御障りもなくおわせしとの情報。弁円ますます瞋恚を燃やし、さても修法の届かぬとせば、彼を手討ちにせんものとして、末派の若武者を選び集め、各々弓剣を携えさせ、自身も甲冑を被りて板敷山に往き、聖人の御通りを待ち構えしが、この山に三筋の路あり。嶺に待ち居れば麓を通わせられ、麓に待ち居れば嶺を御通り。遂にその志が得られなんだ。

同行衆。「南無阿弥陀仏を称うれば 四天大王もともに よるひるつねにまもりつつ よろづの悪鬼をちかづけず」。念仏の御利益は未来をまたず現世からの大功徳。

聖人の容姿を拝して害心頓挫し御弟子となる

そこで弁円ますます憤怒をおこし、「いつそ稲田の庵室へ侵入し善信に直面して、有無を語らず一撃の下に倒しくれん」と、剣を帯び弓箭（ゆみや）を携え、恐ろしき装（みなり）して稲田へ行き案内を求めた。御弟子達は身震いして「御師匠さま、弁円が参りて御目通りを願います。早くどこなりとも御隠れ遊ばせ」と申し上げたら、聖人につことして笑みを含ませられ、「今日は念仏の信者が一人出来る。仔細はない」と、口には念仏手には数珠。従容として御出合あらせられたら、待ち構えし弁円は、御開山の広頼（こうそう）稜目（りょうもく）大人（たいじん）智者の御姿を一目拝むなり、「かかる柔軟大悲の聖人を、祈り殺そうの手討ちにせんのと狙うた我が身のあさましさよ」と、害心忽ちに消滅して、あまつさえ後悔涙禁じがたく、早速用意の兵器（つわもの）を投げすて、「どうぞ一句の法門御聞かせ下され」と願いしかば、聖人弥陀の本願念仏の御不思議を懇ろに御論し遊ばせしに、信心肝に銘じ直ちに御弟子となられたが、明法坊証信である。

明法房板敷山を通行して今昔の感に打たれ落涙千行ならびに詠歌

それより常随昵近とて御傍離れず御給仕申し上げられたが、ある時御開山御巡化先より御帰りが遅い。明法坊御案じ申し、かの板敷山までお迎いに出て、山の姿や松の翠（みどり）を眺めて邪見な昔を思い出し、涙に袖を絞りつつ一首の歌を詠じ、

山も山松もむかしにかはらねど

変わりはてたる我がこころかな

昔この山で、御師匠さまを殺さんと付き狙うたその時の山の險阻も松の緑も、今といささか変わりはなけれど、よくも変わった我がこころ。もしも邪見な昔のままに命が終わりたなら、無間地獄は御定まり。有難きは只今の身の上。他力金剛の信心を得て、既に正定聚の位となり、やがて息切れ眼閉じ次第、弥陀の浄土へ往生とは、いかなる我が身はしあわせものぞと、昔と今とを比較して嬉し涙に咽ばれたとある。

雑修自力の根性は弁円の振る舞いに同じき弁

同行衆。悪に強けりや善に強いと弁円のこと。それに就いて御座の面々、従前の心中を思い廻らして見られよ。あなたが御開山に、仇なすような怖ろしき、心中を持ちた覚えはなけれども、由なき自力の執心に絆されて、幾たびか御開山の御胸を痛めた事もある。然るに今は仏智の不思議に催され、他力金剛の信心を得て、朝夕報謝の称名とは、この上なしのしあわせもの。同じ真宗に生まれても弁円がまねする人は多けれど、明法坊のまねはなるまじ、自力執心の止まぬ人も沢山あるその中で、我等はいかに宿善深厚の身の上ぞと彼とこれとを比較して、いやまし御恩の程を悦ばねばならぬ。

三三、弥七夫婦聞法を争う

聖人稲田の御庵室にて、ある時四十八願を讀題として、毎日一願ずつ御教化在せしに、岡村の弥七と云う者あり。この人は至つての貧乏にて、夫婦の間に少しましな着物がたった一枚。その着物を夫婦代わる代わる来て御寺参り。所が弥七が参詣せしとき聖人の仰せに、「明日は第十八願を説く順序である。この第十八番目の誓願は、四十八願中の王本願にて、報土往生の正因たる三信十念を御誓い遊ばしたる最も大切な御本願ゆえ、各々連れを誘うて早く参れよ」との仰せ。彼の弥七つくづく思うよう、「明日は女房が参詣の順番にて自身は家に留守居の筈なれど、かかる尊き御本願、聞き外してはならぬ。何とか女房を論じて貰いたきものぢや」と、我が家へ帰りて「これ女房よ。私が生涯の頼みがあるどうぞ聞いてくれよ」。女房は不審な顔つきをして、「弥七殿いつに似合わぬ真面目な挨拶。どうした事ができたのぢや」。弥七「さればその事よ。今日稲田へ参りたらかくかくの仰せ。明日はそのもと参詣の順番なれど、どうぞ私を参らせてくれよ、それが一生の頼みぢや」。女房そは思いも寄らざる頼み。「他の事ならいざ知らず、第十八願の御法り、どうして聞かずに居られましよう」。弥七「これ女房よ明日の御教化私が御縁に値うたなら、家に帰りてその儘すそわけ致すぞ。それとも女人成仏御誓いの、三十五の願御説法の時は、たとい私が順番でも、そのもとに譲るほどに、是非とも明日は参らしてくれよ」。「いやいや三十五の願は女人が御目当てとやら。されば誰の順番でも女が参るはあたりまえぢや」と、中々承知の模様が見えぬ。弥七は「アー情けない。貧は諸道の妨げとかや。世間他の事ならたとい聞き損じてても、またまた取り返しの際らぬ事はなけれども、後生一つはそうはゆかぬ。それが貧乏の為に障えられて、折角の御法り聴聞することの叶わぬとは、いかなる前生の業報ぞ」と、暫し涙にかきくれた。ややありて「これ女房よ。そんならこうしよう。そのもとをつづらの内へ入れ、私が背負うて共々に参詣してはどうぢや。随分窮屈であらうけど、それだけ辛抱してくれよ」。そんならそう致しましよう」と、夫婦相談が纏まりました。

さて明日になると、弥七はつづらを負うて稲田まいり。途中の人が怪しんで、「これ弥七大きな物を背負うてどこへ往かれるのぢや」。「ハイ貧乏人はこんな物を負わねばなりません。南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏」と歩み行きしが、女房はつづらの中で、如来の御恩を思い出しては、御称名の声が外に漏るる。「これ女房よつづらの中で人声があると、王法の罪人でも隠して居るように思われてはならぬ。心の中で仏恩を喜べよ」と、注意しながら稲田の御坊へ着し、つづらを縁先に卸し、弥七は正面に跪きゆるゆる御札を遂げ居りし所、やがて聖人高座へ登らせられ、第十八願の御説法いやは有難いやら尊いやら、満座の人々いづれも歓喜の涙に袖を絞った。所が彼の弥七の女房、最初のほどは静かに聴聞して居たが、余りの尊さに己を忘れ、大声あげて泣き出した。人々不審に思い、「弥七殿あれはどうしたのか」。左様で御座る。御存知の通り貧乏なこの弥七、夫婦の間に晴れ着一枚。私が参れば女房は留守番。女房が参れば私は閉じ籠もり。代わる代わるに法座へ出して貰います。然るに今日は第十八願の御説法と承り、夫婦共々御縁に値わして頂きたいの思いより、装りも振りも打ち忘れ、かかる姿で参りました」と、涙ながらの物語り。聞く人々いかにも殊勝の志かなと感心致された。

聖人その志を賞し和歌を詠したまう

さてそのこと聖人の御耳に入り、深く御讚歎あらせられ、「弥七でかした、経に設満世界火必過要聞法会当成仏道とありて、成り振り構わぬが仏法の席。サー早く出してやれ苦しいぞ」。弥七畏まりつづらの紐を解けば裸に等しき褌（ぼろ）着た女房。そのとき聖人の御歌に

皆人の死出の旅路の行くときは

一重の着物肩にかからず

過去よりの十二単を脱ぎすてて

裸でまいる弥陀の浄土へ

この世にある間こそ、帯とか着物とかの貯えもすれど、死んで行くときは何物が入るぞ。されば弥七の女房破れた

着物を纏うて居れど、これさえ肩に掛けて行く事はならぬ。たとえ十二単と飾り立てた着物も、皆これ娑婆の置き土産。弥七の女房と同様にて、丸の裸で参るのぢやと、御詠み遊ばした。

聞法の弁

同行衆。この話を聞いて見られよ。髪が乱れて居るゆえ御寺へ参られぬの、雨が降るゆえ法座へ出でられぬのと、遊山見物でも行くように小言ばかりを並べて居られぬ。受け難き人身を受け、値い難き仏法に値いながら、放逸懈怠に心を持ち、またも三途に沈んでは無量億劫にも取りかえしはならぬ。

三四、大蛇成仏の奇瑞

貞応元年聖人五十歳の御時。常陸の国府を御巡化あり。稲田へ御帰りの砌、大增の里を御念仏もろとも御通り遊ばれしが、この里に大きな池がある。その水俄に渦き出せしかば、聖人何事ならんと足を止めてこれを眺めたまうに、その渦く波の中より三丈余りもある、恐ろしき大蛇が現れ出で、聖人に向かいぬ。聖人歩み寄せられ、「汝我を害せんと欲するか。また我に所用ありて来たりしや」と問いたまうに、大蛇頭を下げ両眼に涙を浮かべぬ。聖人その心を觀察し、「我が勧むる法を聞きたくば、その姿の儘では聞き取りかたい。汝は変化自在の業通力を持つて居れば、姿を変えて稲田へ来たれ」と仰せらるると、大蛇は悦びの色を現し水底へ沈んで仕舞うた。

龍女御勸化を聴聞して歡喜す

聖人稲田へ御帰り、灯の下にて大蛇の来るを待ち受けたまうに、夜半過ぎとも思う頃、頻りに門扉を叩く者がある。御弟子達は今頃誰人なるかと、門扉を開けば一人の女性(によしよう)なり。御弟子達その趣きを申し上げたら、聖人「それは大增村の池に棲めるもの。苦しゅうない居間へ通せ」との仰せ。「畏まりました」と御居間へ案内せしが、女性は聖人の御膝下へ近づき申すよう、「私の前生は猿子村某の妻で御座りました。慳貪邪見にして常に瞋恚を燃やし僧尼を見ては仇の如く思い、加うるに身持ち悪しく夫の眼を盗んでは不義を働き、その他あらゆる悪事を行いました。死して三熱の焰に焦がされ、鱗の内に百千の毒虫ありて肌を啖(は)まれ、その苦しみ何とも申しようが御座りませぬ。かかる蛇体をも逃るる法が御座るなら、なにとぞ御助け下され」と、涙ながら御願ひ申した。聖人「あるともあるとも。阿弥陀如来第十八の本願には十方衆生と呼びかけたまい、ことに三十五の願には女人成仏の御誓いがある。汝が如き女人でも大蛇でも御漏らしのないが弥陀の大悲なり」と、懇ろに御教化遊ばしたら、彼の女性は信心肝に銘じ、歡喜の涙に咽びた。

六字名号及び法名を授けたまう

その時六字の名号と、釋涼光(りょうこう) 信女と云う法名とを御与え遊ばしたら、彼の女性は押し頂き押し頂き退出せり。

さてその後幾程もなく彼の女性忽然と現れ、「去日は懇ろなる御教化を蒙り、加うるに六字の尊号を頂き、それよりこのかた三熱の苦が消え、安穩の身となりました上、今日はいよいよ畜生道を逃れ、西方浄土へ往生致します」と御礼を述べて消え仕舞うた。

さてその翌日大增村の池に大蛇の死骸が浮いて居るとて、我も人も見に行くと言う評判を聖人聞こし召し、御弟子を連れて御出で遊ばしたが、不思議なるかな、御与えの御染筆物を頭の鱗に挟んで死んで居る。聖人早速近隣の諸人に御申し付け、その死骸を埋葬せしめ、三日三夜追弔仏事を営まれしと云うこと、存覚上人の四卷伝に記してある。

法華八歳の龍女との対弁

同行衆。法華經の会座で、八歳の龍女が浄土へ往生した事が説いてあれど、あれは聖者が仮に龍女と化したもの。今上人御済度の大蛇は、その前生は邪見な女性。また八歳の龍女は法華の功力で、南方無垢世界へ往生したが、成仏にはまだほど遠い。然るにこの大蛇は弥陀願力の不思議で、西方世界へ往生せしが、往生が直ちに成仏ぢや。そこを

和讃に「安樂仏国に生ずるは 畢竟成仏の道路にて 無上の方便なりければ 諸仏浄土をすすめけり」と仰せられたもの。かかる尊き本願なればこそ、如来世に興じたまう所以（ゆえん）は、ただ弥陀の本願海を説かんとなりと、三世諸仏出世の本懐は、華嚴法華を説く為ではない。聖者凡夫の隔てなく、男子女人の分かちなく、撰取まします弥陀の本願南無阿弥陀仏の、御いわれを説く為に、出現したまいたもの。

三五、高田専修寺創立の縁由

天童敷地を指示し及び樹木の奇瑞

聖人五十二歳の御時、即ち嘉祿元年正月八日。いかなる思し召しありしや、御供も連れさせられず、御独歩にて下野国芳賀郡大内の庄柳島と云える所へ往きたまうに、日は既に西山に傾き宿を求めんに人家なければ、余儀なく路傍に般舟（はんしゅ）宝石とて、豎三尺七寸横二尺七寸もある、平面の大石あれば、この石上に座して静かに念仏したまうに、夜半過ぐる頃、一人の天童忽然として現れ来たり、手に一尺余の柳の枝と、白絹に包みしものを携え、東西に進みつつ謳うて曰く。「白鷺（はくろ）の池の砌には一夜の柳枝（りゅうし）青し。般舟の磐の南には仏生国の種子（しゅじ）生ず」と、数回謡いければ、聖人奇異に思し召され、「童子はいかなる方なりや」と尋ねたまうに、童子答えて云わく「我は明星天子にて、本地は虚空蔵菩薩なり。師に伽藍建立の靈地を示さん為ここに来たりしなり。そもそも日本に古仏の聖跡三ヶ所あり。一は洛陽六角堂の地、これは過去諸仏説法の靈地なり。二は撰州摩尼宝の峯、これは往古迦葉仏因位修行の地なり。三は野州の柳島即ちこの地にて古釈尊説法の名場（めいじょう）なり、師早くこの地に仏閣を建立したまうべし。またこの柳は天竺白鷺池（はくろち）の柳。この包みたるは正覚山の菩提子なり。この地に植えたまえ」。聖人のたまわく「この辺はすべて沼にて水常に溢れり。いかがして伽藍を建つべきや」と尋ねたまうに、童子答えず直ちに水中に入ると見えしが、ついにその姿を見失いたもうた。聖人いよいよ奇異に思し召し、試みに柳を水田に挿（さ）しはさみ、菩提子を磐の南に蒔き、また石上に座して念仏したまうに、間もなく夜の明けぬれば、フト近傍を御覧あるに、不思議なるかな、彼の菩提子も柳枝も、根を下ろし芽を生じて二丈余に成長せり。また今まで瀦水（ちよすい）満々たる田面が凸出（とっしゅつ）して高田と変じ居れり。

さてこの評判が追々世間に流布し、遠近諸国よりも我も我もと寄り集まる者日々絶えず。就中（なかんずく）下野の国主大内国時は国主を舍弟真壁国春に譲りて宮村（ぐうそん）に居住せられしが、この奇瑞を見て聖人を尊信せらるることさながら釈尊の如し。よつて小栗の城主尚家、相馬の城主高貞、笠間の城主基員（もとかず）、真壁の郡司春国、平塚の莊司重連等、歴々の諸氏に語らい、力を合わせて堂宇建立に取り掛かれしかば、遠近諸国の信徒は爾來蠅集して、砂石を運び木竹を引き、数月の間に土木の蒐集山の如くなれり。

善光寺如来分身授与

この時大内国時は聖人に帰向の余り、稲田は里程遠しとて宮村に草庵を結び、時々聖人を招待して御教導を蒙り、自身もまた剃髪して専ら念仏門に入られた。同年四月十四日の夜聖人宮村の草庵に在せしに、夢中一人の聖僧忽然として来たり告げらるるよう。「速やかに信濃国善光寺へ来たるべし。我が身を分かちて汝に授けん。伽藍成就せばこれを安置して末世の衆生を引導せよ」と、延べ終わりに去りたまえり。聖人夢醒め御悦び一方ならず、翌朝横曾根の性信房鹿島の順信房の兩人を引き連れ、御出立急ぎて善光寺に詣りたまうに、十九日の朝善光寺の衆僧勤行を為さんとして本堂に集会し、一人の僧云わく「昨夜の夢に本尊阿弥陀如来、梵音（ぼんいん）を以て明日は善信法師なるもの登山すべし。かねて我が身を分かち与うべき約あれば、汝これを授くべし」との御告げを蒙れりと申し出せしに、席に連なる衆僧我もその通り、我もその通りと、およそ同夢を感じしもの十五人もありしかば、不思議の想いより壇上を見奉るに、同じ本尊三体並び立ちませり。衆僧仏勅の不思議に感じ入り、善信と云える御僧いつか来たりたまわんと語り合ひし所へ、聖人御着あり宮村に於ける御告げの次第を語りたまえば、さては昨夜本尊の御告げはこの方なりと、早速一光三尊の黄金仏を聖人に奉れり。聖人恭しく袈裟に包み、笈に納めて立ち出でたまうに、これを聞き伝えし道俗男女所々に屯集せしかば路々の御教化、二十六日宮村へ御帰着遊ばせり。

本堂建築並びに遷仏式

さて二十八日御堂建立の斧(ちよな)始めを執行(しゅうぎょう)したまい、大工の数は一百余人にて、棟梁は宇都宮の広田大膳満正のおの丹誠を抽んで尽力せしかば、翌嘉禄二年四月上旬御堂及び御門等悉皆(しつかい)落成せり。よつて四月十五日より七ヶ日の間、真仏上人を導師として入仏供養を執行せられたり。この日専修寺を真宗の本寺と定められしを以て、国主の真壁国春公は、水田十二町山林七町を寄附して寺の永財とせられ、また聖人の御鑑識「真仏は幼年なれども真俗につき欠く所なし。殊に予は巡教の身なれば」とて、その後真仏を以て当寺の住持職とせられしと云う。また東大門に太子堂を建営して、仏法紹隆の恩を謝し、明星天子の祠を伽藍の南に建立して、靈地指示の徳を報したまえり。これより先真仏上人を聖人の御名代として、敷地及び二樹の奇瑞を申し立て、勅号御下付を願ひ出でられしが、後堀河天皇叡感斜めならず、二月十九日専修阿弥陀寺と云う勅号御下付相成りたり。

本願不思議の弁

同行衆。水田が凸出して丘と為り、柳や菩提子が暫くの間二丈有余も成長したは、我々凡慮は疑わしきようなれど、人皇七代孝靈天皇の御世に、駿河の国に富士山が出来、近江の国に湖水が出来たも皆これ一夜の間である。また聖徳太子が御庭先に、檜の杖を差したまうに、見る間に一丈余の大木となり、村上天皇の御代、右近の馬場と云う所に、一夜の内一千本の松が生じて、緑が四方に栄えたと云う。これらの事はみな歴史の上に載せてある。自然の出来事すらこの通り、況わんや本地虚空菩薩たる明星天子が、水田を丘へ変え二樹を成長なしたかとして、あながち不思議とするには足らぬ。それより五十六億七千万年弥勒菩薩の正覚を飛び越えて、凡夫が直ちに仏になる。これ程不思議な事はない。

三六、鏡の御影餓鬼御済度及び鹿島明神の事

嘉禄元年九月、常陸国稲波山に信心無二の老尼あり。深く聖人の御教導を信じ、念仏三昧に日を送りしが、近頃聖人は高田にのみましまして、稲田の方へは一向御帰り遊ばさぬより、身の置き所もなきほど慕わしく思い、この頃高田へ参詣して別れに臨み、幼児の慈母に離るる如く大声揚げて、泣き悲しみを、聖人いと不憫に思し召し、やがて一面の鏡を取り出し暫し念仏してこれを老尼に与え、「この鏡を以て我に対面の心地せよ」との仰せ。老尼押し頂き不審ながらその鏡を見るに、老尼の姿は映らずして聖人の御姿のみありありと現れしかば、老尼は雀躍して打ち喜び、稲田へ帰りて床の上へ安置し朝夕懇ろに御給仕申せりと。これを世間に鏡の御影と称して今に尾張名古屋の聖徳寺に伝われりと云う。

筑波山の衆鬼苦惱を陳述して救済を乞ふ

また聖人常陸国筑波山に詣でてある家に寄宿したまうに、その夜の夢に一人の童子来たりて申すよう、「私は当山権現の使いにて候。この山の下に三つの窟(いわや)あり。願わくはその中の窟に入らせたまえ」と。聖人夢さめ不審ながら彼の窟に入りたまうに、大なる釜あり。一は土釜にて水一斗ばかり湛えたり。一は鉄釜にて水なし。暫く様子を眺めたまうに、窟の奥の小穴より多くの餓鬼が出て来たり、「我等人界に生を受けしとき、慳貪邪見の者にて候いしが、その報によりて今この餓鬼道に墮ちました。しかるに権現の御慈悲を以て毎日この釜の水一滴ずつを賜りて居ります。所が昨夜権現の御告げに、明日はこの処へ明師の来臨あれば、その御化導を聴聞して悪趣を免れよとの御示し。願わくは聖人我々の重苦を救いたまえ」と、御袖にすがりて泣き訴う。聖人「さては昨夜夢中に神使の来られしはこの事なり」と思し召し、聖人餓鬼に尋ねたまう。「釜の中に水多し。なにゆえ一日にただ一滴を飲むや」。餓鬼申しけるに「一滴ずつは我等の分にて、二滴も飲み申せば忽ち焰となりて臟腑(ぎふ)を焼き、その苦し堪えませぬ」。聖人宣はく「今はかかる事なし。心に任せて飲むべし」。餓鬼は悦び悦びこれを飲み尽くせしに、何の障りもなければ、餓鬼はたまたまの食を得て悦び居りし所へ、一の大鬼手に一人の屍を引つ提げ、その手足を割きて喰いつつ釜の元へ来たり。さきに水を飲まんとせしに、一滴もなければ、彼の大鬼聖人を睨んで云わく、「僧なにゆえここに来たるや。また釜の水尽きたるはいかなる故ぞ」。聖人宣わく「水は衆鬼へ与え飲ましめたのぢや。汝何ぞこれを

止むるや。水がほしくば与え返さん」と、暫く権現の方に向かうて持念したまうに、水忽ち釜に充ち元の如くなりしかば、大鬼はこの不思議を見て、「師はいかなる尊き方なるか。我は餓鬼の頭なるも常に飲食に乏しく、千日に一度は路傍に倒れた屍を拾いて食えども飽くことは御座らぬ。願わくは我々窟中の衆鬼を救いたまえ」。その時聖人觀經の「光明遍照 十方世界 念仏衆生 撰取不捨」の文を誦誦し、「我に隨いて念仏せよ」と、異口同音に二日二夜の間念仏せしめたまいしに、不思議なるかな五色の瑞雲窟を覆い、諸鬼その瑞雲に乗じて西方に赴けりとぞ。

明神老翁と化し日々法座に詣す

聖人五十七歳寛喜元年七月下旬。稲田の御坊より高田専修寺に移らせられ、数日御説法ありしに、老若男女群集の中に、木蘭地の直衣（なおいし）烏帽子をかけ、一際目立ちたる老翁あり。凡人とは見えざれば、下向の砌り跡を追い尋ねしかど、門外へ出ると忽ち姿を見失う。人々不審に思いかくと聖人に告げしに、聖人つとに彼の翁の神なるを知ろし召せど、わざと門侶へ語りたまわず、ある時彼の翁聖人に近づき曰く。「この頃明師の御説法を聴聞し歡喜に堪えず。仰ぎ願わくは剃刀を授け法名を賜りて、御門下に御加え下され」と申されたら、聖人御承諾あり、早速剃刀をあて法名を信海と書いて授けたまうに、老翁深く悦び云わく「私は水をつかさどる者にて候。尊師弘法の地に麗水を奉らん」と申して辞し去れり。人々不審を懷き、彼の翁の跡を追うて行きしが、鹿島の神籬（かみがき）に入ると忽ち消え失せり。その後神官社壇を開くことありしに、件の法名歴然として神前に在りければ、さては彼の翁は神明にてありしかと不思議の感に打たれ、ますます聖人の高德弥陀の本願を信仰せりと。さて神約空しからず。高田の庭前に冷泉ほとばしり出でて、今に至るまで杓を以て汲み、稲田の境内にもまた甘泉を出し、その後二百有余年高田の本寺を勢州一身田に移せしに麗水同じく湧き出すと云う。

帰敬式の弁

同行衆。鹿島明神は、御開山より御剃刀を頂き、御弟子となられた。そもそも御剃刀を頂くと云うは、帰敬式を受ける事で、仏法僧の三宝に帰依した事を姿に表す仏法の儀式である。しかるに今日御剃刀を受けし人々の内に、仏法が何やら僧が何やら、出離生死の一大事に何の心もなき人が沢山ある。されば帰敬式を受けざる先の心中も、受けし後の動作も、さらにその変わりが無い。それでは折角に帰敬式を受けても何の所詮もあるまい。元來剃刀を頂くに就いては、その上に真宗の法門真俗二諦の御いわれを聴聞して、有難や尊やの上から願ひ出るのが順序にて、彼の耶蘇教でも洗礼を受ける前に、とくとその宗の法則たる十戒の事柄を心得させ、それより洗礼を受けるゆえ、一度その門に入りし者は、大略その宗の安心を心得て居れど、真宗はそれらの法則なく、願ひ出れば何人でもたやすく受けらるるゆえ、何万の門徒ありても一向頼みにならぬ人々ばかり。鹿島明神は聖人の教えを聴聞し、信仰の上から受けられし真実の帰敬式。よつて今に至るまで水を以て報謝の営みを致されて居れど、今日の人々は、彼の人を受けたら我も頂くと、一個の慣例に止まりて、内心は信念もなき無宗教の徒が多い。それゆえ称え易き念仏さえも口に浮かばぬとは、さても残念の至りである。

三七、種々の奇瑞を現して衆生済度の方便とす

御開山所々御巡化在せしとき、奇瑞を現したまうことその数多し。念仏の助縁ともなれば、そのうち二三を挙げて御話しに及ばん。

越中国新川郡三日市を御通行のとき、経田屋と云える豪家にて御中食を遊ばしたまうに、亭主まず御茶の菓子にと柿串を盆に盛りて差し上げた。御開山これを召し上げらせられ、その柿の種を三つばかり炉にて焼きたまい、家族に對して仰せらるるよう、「我が弘むる弥陀の本願、果たして末世に繁昌するならば、この焼きたる柿種より芽を生ずべし」とて、この家の庭先に埋めたまいしに、不思議なるかな、忽ち芽を生じ、漸々成長して早三年目には実を結びと云う。

焼き栗の奇瑞

また越後国蒲原（かんばら）郡弥彦庄と云える所を御通行のとき、老女一人御跡を慕い焼き栗を捧げしが、御開山仰せらるるよう、「悪逆の凡夫五障の女人を、無性有情とか、根破壊の衆生などと申して、成仏の種子（たね）なき事はこの焼き栗の再び芽を生ぜぬと同様。然るに弥陀の本願を信ずれば仏願に乗じて往生せしめたまう。丁度この焼き栗より芽を生ずるも同様なり」と、懇ろに御化導あらせられ、その栗を土に埋めたまうに、枝葉繁茂して実を結びと云う。

逆さ竹の奇瑞並びに勅額御下付

また同郡鳥屋野（とやの）に於て、仏法に因縁の疎き人々濟度のため、御携えの紫竹の杖を大地に突き立て、「我が勧むる念仏が釈迦弥陀二尊の御意に叶いなば、この枯れ竹より枝葉を生ずべし」と仰せられしが、果たして日ならず枝葉逆さまに生ぜり。世に逆さ竹と云うはこの事なり。御開山この所に一字を建立し浄光寺と名づけたまえり。その後十四五年を経て承久の大乱が起こり、順徳天皇佐渡国より還御の節、この浄光寺へ御立ち寄り、逆さ竹の奇瑞を御覧あり歎感斜めならず、鳥屋院浄光寺と云う勅額を御下付遊ばせり。

八つ房の梅

また同郡小島村の農民某が家にて御中食のとき、松の枝を削りて箸となし、梅干しを御膳に添えて差し上げしを、御食事の後彼の箸を地に突き刺し、梅干しの種を埋め、「我が弘通する他力の本願世に興隆せば、この箸より八葉の翠を生じ、梅干しより八房の花を生じていささか塩味の実を結べし」と仰せられしが、一々御言葉に違わずしかも今小島村に存せりとぞ。

奇瑞出現の弁

同行衆。かかる御不思議を聞けば、いかに御開山の御徳勝れましたる事の知られるようであろう。さりながら御開山の不思議を現したまいしは、そのもと弥陀の本願が不思議な故ぢや。

白露のの姿を其儘に

楓（もみじ）にをけば紅の玉

いかに高德の御開山でも、この娑婆世界におわしては、凡夫白露のお姿。それが種々不思議の紅の光を御現したまいしは、本願不思議のも楓に御同心在すゆえである。

三八、東関の境を出で花城の路に趣きたまう

祖師聖人の御事跡につき、座を重ねて聴聞に及びしが、そもそも聖人三十五歳土御門院の御宇、承元元年三月越後国に御左遷の御身とならせられ、五年の後三十九歳即ち順徳院の聖代、建暦元年十一月流罪勅免あり。四十歳の七月まで越後にましまし、同年八月御上洛同十月常陸国小島へ御下向。その年十一月越後へ赴きたまい、四十一歳まで越後にましまし、四十二歳二月再び常陸へ赴かされ、四十四歳まで小島に幽棲したまい、四十五歳正月同国稲田に移り、六十歳の八月まで十五ヶ年余り稲田高田に居住したまう。されば越後に五年、京都越後合せて二年、小島に三年、稲田高田に十五年、総計二十五ヶ年北国東国にましまして、竹杖草鞋（ちくじょうそうあい）日々の御化導。中々凡人の及ぶ事でない。

貞永元年既に六十の御高齢。「いつまで居りても名残りは尽きぬ。モーこの上は京都へ帰り、久々に華洛の同行を教化せん」と思召され、加うるに京都の貴族方よりしばしば御帰洛の御促しもあれば、八月七日下野国高田を御発足遊ばせり。これを御伝鈔に「聖人東関の境を出で花城の路に趣きましたしける」と仰せられしもの。

神官権現の告げを蒙りて聖人を饗応す

さて聖人相模国足柄下郡江津と云える所まで登らせたまうに、かねて御化導を蒙りし男女群集して、御留錫を願ひしかば、当所信楽寺に御淹留（えんりゅう）在して御化導あらせられ、文暦元年聖人六十二歳八月十六日江津を御出立。漸う漸う歩みを進ませたまうに、日没の頃箱根の險阻にかからせらる。この箱根の山と申すは、相模伊豆両国の境上下八里の大峠にて、女転ばし檜木坂猿滑りなどと云える難所ありて、容易に越ゆることはならぬ。性信坊頭智坊等の御弟子かわるがわる御手を取りて助け申せしも、御年既に六十有余の御高齡、いたく御疲労の姿に伺ひ奉られしが、ことに夜も既に深更に及び月も孤嶺に傾き、いと寂寞たる風景いづくにか暫く休憩せんものと思し召し召されしに、幸い社家と覺しき構えあり。灯火の光外に漏れ人語の響きも聞こえしより、ここへ立ち寄りさせたまうに、浄衣に烏帽子着したる老翁立ち出で、懇ろに聖人を御迎え申し、玄関にて御草履を脱がしめ、奥座敷へ御案内申し、まず茶を奉りて次いで膳部を備えるありさま。かねてより用意をなしたる体なれば、御弟子方もいぶかしくその意（ころ）を得ざりしかば、聖人彼の翁に向かわせられ、「我々は往來の旅僧。險阻の苦しきより暫く休憩をなさんと欲し、かかる深更に貴宅を驚かせしに、かくまで御饗応いかなる故か」と尋ねたまえば、老翁申しけるに「それがしは当社権現の神職にて、今宵は八月十六日、宵の頃より巫（かんなぎ）どもを打ち集い観月の宴を催せしに、漸々深更に及び計らず睡眠を催せし所、夢ともなく現ともなく、権現あらわれたまいてのべたまう、「子が尊敬すべき客人必ず來臨あるべし。懇ろの忠節を抽んで丁寧の饗応を儲くべし」とあり。この示現いまだ覚めおわらざる所へ、貴僧忽ち來臨したまえり。されば尊師はこれ凡人にてはましまさずとて、恭敬心を尽くせしかば」。聖人権現の御示現を感歎し、ここに一日御滞留まします。権現の社前に詣でて礼拝念仏したまい、また神職の人々へ懇ろに御教化あそばせり。

神明の仏法に帰依せられし例

同行衆。神明の仏法に帰依せられし例、古来少なからず。その内二三を挙げば、松尾明神は空也上人に帰依し、蔵子（ぞうす）権現は日藏に法を請い、春日明神は明恵に教えを受け、三輪の神は玄實に衣を与え、加茂明神は源空聖人に帰依し、鹿島明神は御開山の御弟子とならせられ、今また箱根権現も聖人をもてなしたまう。然るに仏法に志薄く、ただ現世祈りに心を寄せ、息災延命を求めても神慮に叶う筈はない。ここを弘誓の仏地に立て、情を難思の法海に流し、後生大事の思いより口に念仏称うれば、天地に充つる神々は祈らずとも自ずからの御守り。

箱根山より性信に帰東を命じたまう

さてその翌日。箱根の絶頂へ御上り遊ばされ、岩に腰掛け東の方を眺められ、両眼よりハラハラ御落涙遊ばされし様子を、性信坊窺い奉り、「御師匠は何を御悲しみ遊ばせしか」と申し上げられたら、聖人涙ながら仰せらるるよう、「我々関東に居て、多くの同行になじみを重ねしに、今は別れて京都へ上るかと思えば、この山より東の方を眺めるに就け、同行の事が心にかかり悲しゅうてならぬ。これに就いて性信坊我に一つの頼みがある、叶えてくれよ」。性信坊「あら勿体なや。たとい我が身を切り裂くとも御意には背きませぬ」。聖人「あら嬉しやそれで安堵致した。そのもとはこれより我が供するに及ばぬ。関東の方へ立ち帰りて同行の安心に心得違いの出来ぬよう、また一人たりとも未入仏法の者へは法義を勧めてくれよ」。性信坊ハツとばかりに打ち驚き、「そは思い寄らざる仰せを承りしものかな。私は生涯聖人の御傍離れず御給仕申さんと存せしに、これより直ちに御別れ申すとは、さてさて情けない。私の胸の内どうぞ御推量下され」と泣き入りたら、聖人の仰せ「性信坊心を静めて聞いてくれよ。我が京都へ上るにつき、そのもとまでも連れ行きたなら、関東常陸に誰ありて法義を勧めるぞ。我も名残は惜しけれど、衆生を地獄へ墮とすことが身を割くよりも術なきゆえ、そのもとを関東へ帰すのぢや」と、涙の袖を絞りつつ一首の歌を詠ませられ、

病む子をば預けてかへる旅の宿

心はここに残りこそすれ

「これ性信よ、旅の空で可愛い子供が病気にかかり、母は抛たき用事が出来、その病む子を宿に預けて帰りたなら、母の身は我が家へ帰りて居ても、こころはやはり旅地を離れぬ。今もその通り関東北陸の同行は可愛い不憫の一子同様、その上濁世の旅地で、煩惱悪業の重き病にかかりし大病人。それをあとに残して京へ帰る我が心、性信察してく

れよ我が生涯の頼みぞ」と、返す返すの御頼み。性信坊は大恩ある善知識が、衆生済度の御心よりかくまでの御頼み、もしも御辞退申しては、大悲の如来に申し訳がないと、「御師匠様委細畏まりました」と御請け申し上げたら、聖人深く御満足遊ばされ、早速笈の内より御長け一尺八寸の阿弥陀如来の木像を御取り出しあり、「これは四十年来御安置申せし尊像。今別れにてそのもとへの形見分け。一時も早く帰られよ」。性信坊押し頂き、「有難う御座ります。されば御師匠さま、只今より御別れ申します。随分御身を御大切に」と御暇乞い申して、御譲りの仏像を荷物の中へ納め奉りて、御開山は西の京へ性信坊は東の国へと、姿は両方に立ち別れても、離れのつかぬは師弟の親情。御開山坂の上より「性信坊」と御呼び遊ばせば、峠の下より「御師匠様」と、互いに言葉をかけられしが、追々道が遠ざかり、御声の届かぬ所では、両手を挙げて「性信坊」と御招き遊ばせば、笠にて「御師匠様」と御応え申し、暫し互いに愛別の苦に胸を焦がされしと。

祖恩の弁

同行衆。御開山の御慈悲は北国の同行ばかりでない。御在世の衆生に限りはせぬ。末世に生まれた御座の面々までも、一度は弥陀超世の本願を聞かせ、無量劫来の初事に報土往生遂げさせたやの思召し。その御念力があたらこそ、しぶとい心の中からも、雑行すてて本願がたのまれたのぢや。されば如来広大の御慈悲を悦ぶと共に、祖師深重の御恩徳を忘れてはならぬ。

三九、化僧大河を渡す及び他宗の僧念仏に帰す

化僧我れ浅瀬を知れりとして聖人を誘い阿部川を渡る

聖人六十二歳文暦元年八月。箱根の險阻を越え、駿河国富士郡阿部川に着したまうに、この川は阿部郡の内より流れ来て、末は海へ入る音に名高き大河なり。ことに毎日の霖雨（ながあめ）にて泥水川に満ち、たとい船がありてもたやすく渡るべきようもなければ、いかがせんと、聖人笈を下ろし暫く堤に憩わせたまうに、御後ろより尊げなる僧一人忽然として出て来たり。聖人に向かい「この河を渡りたまわんとならば、我浅瀬を知れり導き申さん。御供の方々も予に従うて渡られよ」と、聖人の御手を取り、先に立つて行かれける。聖人怪しみながらこれに随い渡りたまうに、不思議なるかな、水浅うして何の煩いもなし。

笈の中の木仏御腰已下濡れたまう

やがて西岸に着きしとき、彼の僧飄然として笈の内に入られしと覚えしが、ついにその姿を見失わせられ、聖人奇異に思し召し、試みに笈を開きて見たまうに、内に安置せられし如来の尊像、御腰より下はひたと濡れ在せしかば、「さては今の僧はこの如来にてまませしか」と、感涙に咽わせられた。この如来は八年以前霞ヶ浦にて感得在せし尊像にて、稲田の庵室に御安置申され、この度御上洛にも御身を離れたまわざる尊像にて、今は江州木部村錦織寺の本尊なり。

天台宗の僧三人密かに御勸化を漏れ聞き反抗の旗を翻す

さて九月上旬に遠江国桑畑の専信坊へ着したまう。この辺にはことに聖人帰依の人々多ければ、専信坊頻りに御懇願申し上げ、遂に御越年遊ばせり。翌嘉禎元年聖人六十三歳春二月、桑畑を御出立。三河国碧海郷に着したまい、矢作の近傍なる柳堂葉師寺に入らせられ、三七日の間勸化ましましけるに、当国は申すに及ばず、尾張美濃の道俗日々群参して中々の御繁昌。時に額田（あわた）郡針崎と云える里に、勝蔓（しょうまん）寺と云える天台宗の寺院あり。住僧を了海法師と云う。聖人柳堂に於て御説法なしたまうに、遠近の道俗群集して帰依浅からざるを聞き及び、忽ち我慢の旗を靡かし云えるよう、「この勝蔓寺は天台円頓の道場にて、代々一国庶民の尊重にうけしに、我が代に当たりて彼がために覆されんこといかにも残念なり。いでや彼の地に至りて難詰屈服せしめ当地を押し払わん」とて、同宗の野寺の本証寺教円、佐々木の上宮寺蓮行などの法師へも語らい、ついに柳堂に至れり。

聖浄二門の対弁

折節聖人御説法の最中なれば、三僧やむを得ず御座の終わるまで待ち居りしが、聖人かくとも知らし召さず大声をあげてのべたまう。「釈尊一代の教法いづれも如説に修行せばその益空しからず。然るに時に三時の別あり。人に智鈍の分かちありて、一概にこれを沙汰すべからず。故に釈尊は無量の法門を説きたまへり。例せば彼の大乗円頓の法の如きは、一機、一念の益なるが故に、上代利根の衆生はその行を修し覺りを得れど、当今末代劣機の衆生いかでか、その苦行を勤むることを得んや。ここを以て大集経に、「我末法時中億々衆生起行修道未有一人得者」と御説き遊ばせり。然るに我が勧める弥陀の本願は、如来出世の本懐にて、万機普益五乘齊入の妙法なれば、時に古今の別なく、人に利鈍の隔てなく、たとい十悪の凡夫、五障の女人なりとも、一念本願に帰し、専心弥陀を信ずれば、他力撰取の御利益にて、即得往生不退転の身となること、さらさら疑いあるべからず。故に大集経次の文に、「唯有浄土一門可通入路」と仰せられし」と、滔々県河の弁舌を以て、御説法あらせられしを、先刻より密かに傍聴せし彼の三僧、忽ち我執の心を翻し、聖人の御前に謁しついに真宗念仏に帰せられたとある。

同行衆。華嚴天台等いづれも有難き法門なれど、衆生の根機に相応せぬときは、何の御利益もない。

何事も時ぞと思へ夏来ては

錦にまさる麻の羽衣

綾や錦のような尊い絹でも、炎天夏の頃には何の所用がある。かえって手薄き麻衣が重宝。四ヶ大乘等の法門いづれも殊勝の法なれど、末法濁乱の世の中では更にその利益はない。錦にまさる麻の羽衣。かかる末法の世の中では念仏に勝る法はない。さりながら譬えの一分を聞いて、四ヶ大乘の法門は綾や錦のように品物が貴し、念仏は麻衣のようで値が低い、ただ時節に相応するか、せぬかばかりぢやなどと、思うてはならぬ。元祖聖人は念仏を屋舎に御喩え遊ばされて、諸善万行は柱や垂木のように、その一部一部の利益よりなけれども、念仏は屋舎の如くで、諸善万行の柱も垂木もあらゆる功德が漏れなくこもりてある。それゆえ下々品の五逆十悪具諸不善の悪人が、如是至心具足十念称南無阿弥陀仏と、十声の念仏でたやすく西方往生が遂げられた。よって元祖聖人、極悪最下の機の為には、極善最上の法を説くと、必墮無間の悪人は、無常甚深の妙法でなければ、撰取の御利益はないぞとの御示し。

四〇、木辺錦織寺創立の縁由

天王堂本尊の靈告

嘉禎元年四月二十三日美濃国より近江国へいたり、野洲郡木部村に入らせたまうに、日は既に黄昏に及びければ、村内の天王堂に至りて御宿を乞わせられしに、寺僧何とか彼とか事情を申して御泊め申さぬ。然れども聖人いささかも愁いまたわず娑婆はいづくも旅の宿ぞとて、天王堂の縁に寄りかかり笈を庭の松の梢にかけて、一夜を明かされし。所がその夜の夢にこの堂の本尊多聞天出現して宣わく、「我日頃師を待つこと久し。願わくは笈の内なる如来の尊像を当堂に安置して、専修念仏の法を弘めたまうべし。我は別に退いて師の法を守護せん」との御告げ。聖人夢さめ「さては奇異なる御告げを蒙りしものか」と思し召さるる所へ、当寺の寺僧大円法師、並びに村内の長者石鼻左衛門友連（ともむら）その子友貞の三人馳せ来たり、ひたすら前夜の無礼を謝し、聖人を庫裏へ御案内申し、三人口を揃えて申すよう、「昨夜天王堂の本尊示現して、我天帝の命を受け閻浮界の仏法を擁護す。今夜仏法弘通の名僧来たりて我が堂に宿せり。速やかに赴きて法門を受くるべし。また旅僧の笈に収め在る仏像を本堂に安置して我に代えよ」とのお告げ。なにとぞ尊師の守護仏を当寺の本尊に御止め下されと願ひ申せり。聖人「我もまた同夢を蒙れり。されば夢に任すべし」とて、笈の内の仏を天王堂に安置し、多聞天を別堂に移されしと。この御木像の事は前に申した通り、聖人常州稲田に御逗留のとき霞ヶ浦の海中にて得たまひし仏である。

天親錦を織り仏前に献す

さて暦仁元年聖人六十六歳の御とき。再び木部村へ御下向あり。念仏弘通したまうに、七月六日の夜、異香紛々と

して室に薫し、音楽朗々として座に響きけり。「こはいかに」と密かに窺いたまうに、天女あまた降りて錦を織れり。聖人不思議に思し召し、そのまま御寝み遊ばされしが、翌晨朝（しんこう）の勤行に参りたまうに、実に人界になき妙色美麗なる紫香錦堅五尺横三尺を織り出して仏前に供えありしかば、聖人いよいよ奇異の思いをなしたまい、「これ全く念仏の法門を天神守護したまえる御示しぞと深く御悦び遊ばされた。聖人日々の御化導にて遠近の道俗群集山の如くなりしに、この奇瑞ありてより、我も人もと馳せ来たり、天王堂の四面殆ど立錫の余地もなかりき。

勅額を賜う

さてその事いつしか四条天皇の御庁（ぎよちよう）に達し、錦を天覧に供えよとの仰せ。よつて聖人当夜の仔細を添え書きして奉呈せられしが、叡感深くおわせられ、同年八月五日権中納言頼資（よりすけ）卿を勅使として勅願所の綸旨と、天神護法錦織之寺と云う勅額とを、御下付あらせられしとある。

天人来降の弁

同行衆。天人が降りて御経を聴聞し、また錦を織りし例を他に求むれば、まず梅尾の明恵上人、御経を読まれしとき、天人より来たりて妙花を降らし、唐の南山の道宣律師は、持戒堅固の方なりしが、あるとき数名の天人が、律師の室へ降りて、ひめもす仏法の尊さを語り、董永（とうえい）と云う人は、親に孝行の誠を抽んでられしが、天女降りて絹を織り、これを董永に与えて、その徳行を賞したとある。いわんや祖師聖人は、万行円備の嘉号たる、念仏弘通の御高德、さもあるべき筈である。彼の錦は天人の織り出した品物ゆえ、我々人間の心も言葉も絶えはてたる立派な織物。十善戒を持つて生まれた天人の手に成りた品でさえその通り。やがて浄土へ参りたなら、出世の善根より出来上がりた応報の妙服、いかに立派な事であろう。そうしてこれを着せて頂くは他の人でない。すなわち念仏の行者たる御座の面々の身の上である。

四一、聖人御入洛

聖人御容貌の変異と御苦辛

御開山六十三の御歳。花洛に御還り遊ばされしが、その御道中には都鄙の道俗、我一に御迎いとて群集し、蹴上逢坂大津の間、あたかも人の山を築き、殆ど立錫の余地もなかりき。時に人皇八十六代四条院の御宇、嘉禎元年八月四日である。その後諸国の御弟子追々御見舞いのため上京し、宗風繁昌のさまを申し上げられしを御聞き取り、深く御満足に思し召され、なお諸国法義のゆるがせにならざるやうにと、御弟子を急ぎ諸方に御差し向け遊ばせりと。

さて聖人御帰洛ありてつらつら往事を思惟したまうに、白駒（はくく）の隙を過ぐるは矢よりも早く、二十余年は一夜の夢。その昔結びをなせし芝蘭（しらん）の友も既に鳥辺野の煙と化し、その他旧容の存する物とてなかりしかば、暫し今昔の感に打ち沈ませられ、それにつけてもいささか変わりのなきは如来の本願ぞと、彼をこれとを引き合わせて、ますます御恩の深きを御悦び遊ばしたとある。

そもそも御開山越後へ御左遷は三十五歳少壮の御時なりしが、今年御帰洛は既に六十余歳の御老体なれば、昔の面影もなかりたとはさもあるべき御事にて、漢の蘇武と云う人は、天子の命を奉じて匈奴に使いせしを、捕らえて還さず。数十年の後漸く放積せられ、その初めて使いせしとき、膚白く髪黒き壮年でありしに、帰国の時は顔色憔悴し、鬢髪悉く白き老人となり居たとある。御開山の辺国御滞在はなおそれより久しければ、その御姿の程は申すまでもなき事にて、彼の蘇武の匈奴にありしき、狄人に降伏を勧められしも、漢節を重んじ牢として応ぜず。それが為三日三夜一粒の食物ども与えられず、中々の艱苦を忍ばれたとある。御開山勅免の後も、引き続き東北地方に在したは、この尊き弥陀の本願を、津々浦々まで弘通して、一切衆生を済度せんとの思し召しなれば、その御辛勞の程は三日三夜絶食位の事でない。まず越後の扇屋御済度の時は、寒中軒場（のきば）で筵を敷いて御寝み。常陸の日野左衛門御勅化の砌は、雪中石を枕の御辛勞。また板敷山では弁円より恐ろしき劍の難に御逢い遊ばされ、その他御苦勞の程は数え尽くされぬ。アア御開山も藤原家の御相統遊ばしたら三度の食事は山海の珍味、昼夜の遊戯は詩歌管弦。何に不足のなき方なれど、名聞を捨て利養を退け、衆生済度の為にとて、竹杖草鞋（ちくじょうそうめい）、墨の衣に墨の袈裟。

一生涯の御辛抱。中々出来る業ではない。かかる御苦勞がありたらこそ、聖道諸宗のただなかで、堂々破竹の勢いを以て、隅から隅まで御化導が届けられたもの。

末世の僧俗祖意を体せず

これに反して今日多数遺弟の内に、位置が高けりや驕奢に耽り、身分が低けりや儉安（とうあん）に眠り、内に信念の蓄えなく、外に利物の働きもなく、遊手徒食に日を送る者が沢山ある。さればこそ御開山は御一人にて、日本六十余州に念仏の法門が届けせられ、今日数万の僧侶が群を為しながら、宗門の維持さえ覚束ないとは、さてさて恐れ入りた次第である。これあながちに時勢の所以ばかりであるまい。かく申さば御開山は仏の御再来、我々は地獄匍出（はいで）の凡夫ぢやと、自分勝手の言い訳をしようが、いかさま御開山は通常の凡人にては在さぬ。それでさえ石を枕の御働き。我々は地獄匍出の凡夫なら、なお一層の励みがなければならぬ。然るに誰一人かくまで布教に尽悴（しんすい）する者がある。宗門の衰頹は自然の道理ぢや。諺に「親は苦をする。子は楽をする。孫は乞食する」。親が折角勤儉して貯えた財産も、その子に無法な者が出て、親の艱苦を打ち忘れ、美酒を貪り佳肴（かこう）に耽り、あまつさえ妻女の他に側妾などを蓄え、放蕩三昧に身を持ち崩せば、何ほど遺産がありても忽ち蕩尽して、孫は乞食せねばならぬようになるとの誠め。今御開山御一代の間、艱難辛苦して御弘め遊ばした浄土真宗も、遺弟の人々が祖意に戻り、遊手徒食で日を送らば、やがて真宗は衰亡して、この後生まれくる子々孫々は、功德の宝海たる名号の御利益を貰わずして、相も変わらぬ三途の巷で泣き暮らさねばならぬ。

同行衆。かく申さば今日の遺弟僧侶は、信念が薄いと、報恩の行が見えぬと、自分の事を棚に上げて、ただ僧分ばかりを悪し様に思わりようが、現今同行の振る舞いを顧みられよ。あれは有難き方ぢや、殊勝な人ぢやと云わゆる者が、年々本山の参詣は見物と名聞が目的。日々別院への参詣は買い物と家務の骨休めが主意にて、真実に求法の熱心者は曇天に星を数えるように中々稀である。それゆえ門徒の惣仏を御安置せし手次寺院へは、父母祖先の忌日に当たりても、また毎月両度の御逮夜にも、一向に参りた事もなく、たまたま参詣せば仏祖の御前も憚らず囂々（ごうごう）世間の話ばかり。また我が家仏壇へ朝夕の御礼さえも碌々に致さぬような有様。真諦門の方がこの通りゆえ、世間の人と交わるにも、他が倒れようが難渋しようが、自分さえよくば構わぬと、心常に悪を念い口常に悪を言い身常に悪を行じて、有難屋の根性悪とまで嘲けらるるでないか。まんまに信者となれば、三毒煩惱は凡夫の自性常に胸に蓄えながらも、念仏と共に慎む心が起こらねばならぬ。

されば今日の僧分も同行も、誰か烏の雌雄を知らん。共に手を引き合せて地獄ゆき。このありさまを六百五十年前御遷化の御開山、天眼通を以て御照覧、定めて嘆かわしく思し召さるであろう。ここの道理がよくよく酌み得られたなら、これまでの事は是非はない。速やかに回心懺悔して、大切に法義を聴聞せられよ。

四二、平太郎熊野に参詣す

平太郎神社参詣の可否を尋ぬ

仁治元年二月聖人六十八歳の御時、常陸国那荷西郡（なかのさいのこおり）大部の卿に平太郎と云う庶民あり。領主を佐竹刑部左衛門末方と申せり。この末方宿願ありて毎年紀州熊野の神社へ参詣せらる。その御供は大部の庶民順番の例にて、今年平太郎に御供の番が当たれり。この平太郎はかねて聖人の教えを蒙り信心堅固の人なれば、つらつら思うに「日頃聖人の御教化は雑行を捨てて正行に帰せよとの仰せ。然らば弥陀を念ずる他に現世の幸福を祈るは、これ即ち雑行なり。この度の参宮は自分が祈るにあらざれど、祈る主人の御供なれば我が祈りをなすに同じかるべし。どうしたものであろう。ウムそうぢや、熊野へ行く道筋に是非とも京都を通行すれば、この事を聖人さまに御尋ね申し、もし聖人が参りては成らぬとの仰せなれば、たとい主人の命令でも後生に代えられぬ。止めにしよう」と決心し、それより領主の御供にて郷里を出立し、京都へ着するとすぐさま西洞院の御禅室へ参上し、聖人に対面して事の次第を申し上げた。

聖人の御懇説

聖人の仰せに「一向専念の義は往生の肝腑、自宗の骨目なり。その故は『大経』に「一向専念無量寿仏」とのたまひ、阿弥陀経には「執持名号一心不乱」と説かせられ、これを天親菩薩は「一心」と釈し、善導大師は「一向専称」と判じたまいて、親鸞の私ではない。また阿弥陀如来は三世諸仏の本師本仏にて在せば、一仏を信ずるは即ち一切諸仏を念ずるの道理。今証誠殿熊野権現と申すも、即ち弥陀の垂迹にて、その御本意は縁なき衆生に仏縁を結び、ついに他力本願海に帰入せしめんとすの御方便より、仮に神と現れたまいたもの。それゆえこの度主人の御供して熊野へ参詣は、そのもとが祈念の心願より発起するにあらざれば、別に仔細のあるべきようもなし。されば神前に詣でても垂迹を本師と仰ぎ、心の底に南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏と、報謝の念仏称えたなら、さぞや権現は御悦びであろう。かつまた神前へ近づく時も、他の者が五辛を絶ちて物忌みをなし、水垢離とりて身体を浄めても、そのもとはそれには及ばぬ。善導大師は他に賢善精進の相（すがた）を現する勿れとの御示しあれば、その身の儘にて宜しかるべし。これ神を蔑ろにするではない。たとい何程その身を清めて人目を装うとも、まし心中にわだかまりあらば、いかでか神明のこれを納受したまうべきぞ」と、懇ろに御諭し遊ばしたら、平太郎篤と領解し、それより主人の御供し、熊野を差して出発せしが、田辺の浦に一宿せしに、図らず昨日の暴風で破船し、溺死せし者が浜辺に横たわりてある。佐竹末方これを見て忌々しく思い、「折角の宮参りにかかる不浄物に出会った。サア一同明朝は水垢離を取り身を清めて宮参りせよ」との申し付け。何れも畏まりその命の通り致せしが、独り平太郎つらつら思うに、「聖人の仰せはこの事なり。敢えて身の不浄を清めるには及ばぬ」とて、夜中密かに浜辺に出でて、死骸をかたづけ、穢物の再び主人の眼に触れぬように致した。

平太郎靈夢を感じて証誠殿の本地を了す

さて翌日熊野へ参詣し主人を始め御供の人々までが、家内安全息災延命武運長久五穀成就などと、思い思いに一心を込めて祈願せしに、平太郎一人は行儀作法の繕いもなく、百姓姿のままにて、口中密かに仏名を称えて通夜をなしはんべりしが、深更に及びふと眠りを催せし所へ、権現さま証誠殿の扉をひらき衣冠の姿にて現れたまひ、「汝何ぞ威儀をもつくろわで我が前に詣でしぞ。神を蔑ろにせし罪軽からず」との御叱り。平太郎いかが御詫び申さばやと案じ煩う。その時聖人忽然として出現したまひ、権現に対し仰せらるるよう、「彼は善信が教えによりて念仏する者で御座る。念仏の行者と申すは、他に賢善精進の相を現せず、一向専念を以て肝要とし、ことに十方の諸仏も八百万の神も彼の一仏に摂在したまえば、和光同塵の神を本師本仏と見なして拝礼せしものなれば、あえて身体の不浄を清め威儀を繕い申さず」とのたまひしかば、権現「いかにも我が本地の誓願を信じ、一向に念仏する者で御座るか」と、喜悅の色を現したまえりと覺えて夢さめ終わりぬ。平太郎不思議の感に打たれ、暫く茫然として居たが、「アア勿体ない聖人の仰せの如く、権現の本地は阿弥陀様でありたこと、今初めて得心が出来た」と、涙に咽びて悦んだ。やがて主人末方熊野を出立し、通路またまた京都へ立ち寄られしかば、平太郎早速西洞院の禅坊へ参上して右の次第を申し上げたら、聖人いかにもそうありそうな事を仰せられたとある。

本地と垂迹の区别

同行衆。熊野権現の御本地は、西方阿弥陀如来にて在すこと、『諸神本懐集』に詳しく示してある。本地と云い垂迹と申すは、喩えば天に在る月と、水に浮かぶ月影の如くにて、別物にてありながらその実同一ぢや。故に本地の弥陀に帰命せば、即ち垂迹たる八百万の神の御心に叶う。依つて平太郎夢の仔細を物語りせしとき、聖人その事なりと仰せられたもの。然らばなぜ本地の仏が神明と形を変じて出現したまいたかと申せば、和光同塵は結縁の始めとて、仏菩薩が直ぐに転迷開悟の法を御説きあらせられても、因果の道理に疎く、ただ現世に執着深き悪人凡夫は容易に耳へ入らぬ。そこで死ぬことの嫌いな者には寿命を延ばしてやるぞ、欲の強き者には福德を与えるぞと、仏陀の光を隠して悪世の塵に交わり、その蘋蘩（うぎぎさ）を供え鼓笛（ふえ）をたむけ、いささかの縁を以て仏道に引き入れ下さるのぢや。されば本地の仏に帰命せば、自ら垂迹の神慮にも叶う。

さりながらここをよく聴き分けねばならぬ。本地と垂迹とが一致ゆえ、神明に帰向せば随つて仏意にも叶うかと申せばそうではない。本地は迹を垂れたまえども、迹は本地を垂れたまわず。丁度天上の月は影を万川（まんせん）に映せども、万川の月影は天上の月を造らぬが如くにて、仮に神明と現れたまひしは一時結縁の方便なれば、方便の神明にいかほど帰向しても、眞実本地の仏意に相応する筈はない。また神慮にも叶わぬ。ここを『本懐集』に、「今生

の寿福を祈るは結縁のはじめなるべけれども、本懐の至極にあらざれば神慮にかないがたし」と仰せられたもの。

権社実社の事及び弁

なおここに一の心得がある。神に権社と実社の二種がありて、権社と云うは仏や菩薩が衆生結縁の為に、仮に神と現れたまいし。すなわち天照大神や今の熊野権現のような神のこと。実社とは狐狸や大蛇を祭りである社のことで、かかる物を靈神と心得て信仰せば、命終わりにて後五百年の間蛇身を受くと『優婆夷経』に説かせられ、またたまたま人界に生まれても五根不足の盲や唾のような者となると善導大師の『法事讃』に示してある。かく聴聞してみれば、同行衆の中に世間忠臣義士を祭れる神社は、実社なるか権社なるかと、惑いを起こさる方もあろうが、本来仁と云い義と云うは、諸仏の教法なりと曇鸞大師の御書にも示してある。かつまた仏法に摂受と折伏との二様ありて、折伏とは例せばここに一人あり、我一生の間に百人或いは千人を試し殺さんと、非理の誓いを起こす者あり。その時菩薩の慈悲心人間に変化して、その一人を殺したまうことありと、論の中に見えてある。況わんや仏法流布の時代に於て、もし逆徒ありて国家を乱し人民を損なえば、中々仏法の説くのまた聞くとこでない。依つて国を鎮め人を安んずるの精神これを討伐するは即ち折伏門である。されば世間の忠臣義士はたとい仏菩薩の変化にあらずとも、その所行既に菩薩に齊しければ、これを祭れる社を権社の如く尊敬せねばならぬ。

もし同行衆の中に、何れが権社やら何れが実社やら、その区別が付かぬなら、素より一向専念の宗義、ただ弥陀一仏を信じて事足るのでや。世人の内に未来は仏、現世は神などと申すは名号の利益が分からぬゆえで、喩えば米を取らんと耕作すれば思わぬ藁までが獲らるる道理。念仏は出離生死の法なれど、これを信ずれば現世の利益祈らずとも自ずから来る。かかる尊き念仏を称えずして、由なき現世の祈念とは、さてさて浅ましき次第と申すもの。

四三、入西坊の心底御觀察及び蓮位坊の夢想

法橋靈夢を語る

聖人七十歳の御時、御弟子入二坊かねがね聖人の御寿像を写し奉らんと念願しながら、打ち出して申し上げかねて居りしを、聖人暗に知ろし召され、「七条辺に定禪法橋と云える仏絵師あり。彼に頼みて写さしめよ」との仰せ。入西坊且つは驚き且つは歡び、早速法橋を招きて聖人に謁せしむるに、法橋驚き申すよう「昨夜奇特の夢を感じました。尊き御僧二人私の枕許に來たりたまひ、この一人の僧は善光寺の本願の御坊なり、汝らこの僧の真影を写し奉れとの仰せ。それがし夢のうちにさては生身の弥陀如来にこそと、身の毛よだちて尊敬（そんきよう）いたしました。今この聖人の御尊容を拝し奉るに、夢中の化僧に少しも違ひませぬ」とて、感涙に咽んだとある。夢は仁治三年五月二十日の夜なりと。

月蓋長者娘の重病

同行衆。日本に弥陀の尊像あまたある中で、独り善光寺の本願の御坊と御差しなされしは、如何のいわれかと申すに、生身の弥陀の御姿を模取されたは善光寺の一光三尊の本尊ばかりにて、その由来は天竺毘舍離城に、月蓋と云う長者あり。その長者に如是妃（によせひ）と云う独り娘がありて、蝶よ花よと大切に育て居りしに、ふと大病に罹りた。長者の事なれば何不足なく、国中の良薬や名医を集めて、種々介抱すれど、更にその効が見えず、日々衰弱に趣くばかり。長者夫婦は愛念に引かされ泣き暮らせしが、一人の家来進め出で申しけるに「モーこの上は積尊の御力を借るより他は御座いませぬ」。長者夫婦は元来外道の信者なれど、可愛い娘に代えられぬ。そこで積尊を御請待申して全快の義を御願ひ申せしが、積尊「この娘の病は前業の所感にて何とも致し方がない。然れどもここに一の妙法あり。今まさにこれを説くべし。西方に阿弥陀如来と申す仏あり。汝等一心に念じてその名号を称えよ。さればこの仏の加備力にて病氣全快せんこと疑いなし」との仰せ。長者夫婦は大いに喜び、西方に向かい端身正座（しようざ）して一心に祈願せしが、ややありて弥陀觀音勢至の三尊が、かねて設けある壇上へ忽爾（こつに）として出現遊ばし、眉間の白毫より光明を放ちて病室を照らしたまうに、不思議なるかな死に瀕した娘が忽ち全快せしかば、長者夫婦仏法は如何なる尊き法なるかと、踊り上がりての悦び。その時長者積尊に向かい、「かかる尊き三尊の御姿如何致した

ら子々孫々まで遺しおき、拜見せしむることが出来ましよう」。釈尊の仰せに、「汝閻浮檀金をもつて居るか」。「イイエ所持致しませぬ」。その時目蓮を竜宮に遣わし、閻浮檀金を御取り寄せ、これを黄金の台上に置き、弥陀釈迦二尊の御光明をもつて御照らし遊ばすと、たちまち三尊の仏像が出来あがらせられた。よつてこれを月蓋に御与えあらせられ、その仏像が天竺より支那へ渡り、ついに欽明天皇十三年十月十三日、日本へ御渡り遊ばしたが善光寺の本尊である。されは生身の如来をそのまま模造せし仏像ゆえ、御開山の御本地を「善光寺の本願の御坊これなり」と御示しあられたもの。

釈迦弥陀二尊病痾を治したまう御意旨

同行衆。なおここに一の不審がある。御開山は「仏号むねと修すれども 現世をいのる行者をば これも雑修と名づけてぞ 千中無一ときはるる」と、今生の善悪は宿業の為す所と諦めよ。現世祈りを為すは仏の本意に叶わぬぞとの御誠め。しかるに釈尊は彼の娘の病気を治するに一心に弥陀を念ぜよとの御勧め。又弥陀はわざわざ月蓋の宅へ来現して、娘の病気を癒したまいたは何故ぞと申すに、長者夫婦は外道を信じて仏法を信ぜぬ。これがため多くの人々が見習いて仏法を嫌い、折角仏在世に生まれながら、空しく三途に沈むことの不憫に思し召され、御方便をもつて娘の大病を医せられしもの。

聖徳太子四句の偈を唱えて聖人を礼す

聖人八十四歳建長八年春の頃。いささか御不例に亘られしかば、顕智坊蓮位坊の兩人御看病申され、事のついでに蓮位坊申さるるよう、「顕智坊足下は聖人を如何なる人ぞと思ひ定めたまうや」。顕智坊「そは申す迄もなく、まさしく如来の応化なりと思ひ奉れり」と。蓮位坊ねんぜざる体にて、「我もある時は権化の人なりと覚え、またある時は疑わしく見えたまう事もあり」と申せられたら、顕智坊茶を飲んで居られしが、笑みを含み、「いづれ遠からぬ内に実を知りたまわん」とばかり申されたり。

しかるに二月九日の夜寅のとき、蓮位坊の夢に、聖徳太子十六歳の御姿にて、赤き衣に二十五条の御袈裟をかけさせられ、聖人の御前に跪き恭敬礼拝して四句の偈文を唱えたまう。

敬礼大慈阿弥陀仏 為妙教流通来生者

五濁惡時惡世界中 決定即得無上覺也

この文のころは、大慈大悲の阿弥陀様が、本願他力の御いわれを弘通せんため、相好円満の仏体を隠して、凡夫の姿に身をやつし、親鸞聖人となり、この娑婆世界に出現在せしもの。さればこの聖人の御教化たる、弥陀の本願を信奉せば、いかに五濁惡世の凡夫たりとも、間違はなく、無上覺のさとりを開かせたまうとの御示し。蓮位坊は夢醒め茫然として、かかる尊き聖人とやかく疑いし事の勿体なやと、感涙に袖を絞られたとある。

四四、聖人御不例並びに御往生

人皇八十九代龜山院の御宇、弘長二年聖人満九十の御老年にて在せしが、同年霜月八日九日の頃より何となく御容体勝れ在さねば、いづれこの度の御全快は六ヶしかるべしとて、御舎弟尋有僧都並びに在京の御弟子方の計らいにて、諸方へ使者を立てさせられ、その内遠州桑畑の専信坊の方（かた）へは、了阿坊光正と云う新參の御弟子を遣わし、聖人御老病の趣きを知らせたまう。専信坊大いに驚き早速その由を下野国高田顕智坊へ伝えられた。

顕智坊別使に先たち奇夢を感す

即ち霜月十三日にて、然るにその前夜顕智坊の夢に聖人告げたまう、「汝はよく我が法灯を掲ぐべき人なり。我往生の後も怠りなく衆生を濟度すべし。我が往生も近きにあれば、慎みてこの言葉を守れよ」との仰せ。顕智坊さてさて奇態なる夢を見しものかなと、不審端多く思ひ居らるる所へ、専信坊よりの急使に接し、その手紙を開き見れば、

御師匠御不例急ぎ上京あるべしとの趣き。顕智坊これはとばかり打ち驚き、早速立ち出で上京したまうに、夜を日に継ぎての急行なれば、十九日夜着京し、専信坊と共に聖人に御対面申されたり。その時聖人「打ち揃いての上京、如何なる故か」と御尋ね。顕智坊の答えに「御不例のよし光正より承り、御見舞いに参上致せし」と申し上げられたら、聖人聞こし召され、「光正は河内へ下るとやら暇乞いせしに、さては東国へ下る事を我には秘して参りしか。さりながらなつかしく思い居りし所、よくこそ上られたり」と笑みを含ませられ、「専空はいかに」と御尋ね。「これは八月より源海と共に奥州地へ教化に下し候」と申し上げたら、「そは何より嬉しく思うぞ」と御悦びあり。かくて一両日の間は御病も少し御快かりしかば、関東北国などの昔物語など遊ばして御機嫌うるわしかりき。時に顕智坊御傍近く参り、「御師匠さま今度の御容体よほど御重症のよう御見受け申され候。ついでには御三男善鸞さまの御勘当、その際なにとぞ娑婆の土産と思し召し、御許し下されたく、さすれば早々飛脚を関東へ遣わし御招き申さん」と、御詫び申し上げられたら、聖人の仰せ「これ顕智坊よ、親として子を憎しと思う者はなけれど、かの善鸞は一向専念の宗義に背きし大罪人。もしも今これをゆるしたなら、末世に生まれ来る門徒等が何と思うぞ。加持祈祷もさのみ邪魔にはならぬ。その証拠には、昔善鸞と云う人は巫（かんなぎ）に伴い山伏に伍して、現世祈りにのみ心を寄せ、それがため一端父の勘当を受けたれど、臨終の際にはその儘許されたと心得違わん。すれば一宗の安心に傷つけ報土往生の利益を失うゆえ、決して許す事はならぬ」との仰せ。

西念坊へ形見の御教語

さて聖人の御容体漸々重く窺われしが、かくとも知らぬ勢州大別保の西念坊、久しく御面謁申さざりしより、時候御伺いの為として上京せしが、思わざりき御師匠の御重病。聖人の仰せに、「老衰と云い病氣と云い、往生の期もいよいよ近づきた。予が亡きあとはますます自信教人信の勤めを怠られなよ。形見に遣わす物あり」とて、苦しき御身を起こせられ、

超世の悲願ききしより 我等は生死の凡夫かは
有漏の穢身はかはらねど 心は浄土にすみ遊ぶ

南無阿弥陀仏

恋しくは南無阿弥陀仏をとなふべし

我も六字の内にこそあれ

南無阿弥陀仏

弘長二歳十一月二十三日

西念御坊へ

愚禿親鸞形見に譲る

と御認めあり。

御一族並びに門弟へ御教訓

二十四日には御食事もしかし召し上がらず、よほど御衰弱のようにならば、御一族や御弟子の方々、今更の如く打ち驚かれ、御遺言在さば仰せ聞けらるるよう涙ながら申し上げたら、「親鸞も今は浄土へ帰るなり。これまで懇ろなる介抱かたじけない。もはやこの世に申し置くこと更になし。いずれも一味の安心に住し、跡を慕うて参られよ」仰せられければ、一同大声揚げて泣き叫ばれた。その内弥女（いやによ）様とりわけ御愁嘆の程を御覧あり、「弥女愁嘆するな、驚喜金剛の信心賜りし上は永き別れではない。追っつけ浄土で対面するぞ。仏恩報尽怠りなく我が跡慕うて参られよ」と御諭し。

二十七日になると「予が往生もいよいよ間近くなりた。専信坊髪を剃ってくれよ」。専信坊畏まり御首（つむり）の髪を剃り手拭いをひたして御体を拭い申せり。それよりこのかた口に世事を交えられず、ただ仏恩の深きをのべ、

声に余言を顕したまわず、専ら称名絶える隙なかりしが、翌二十八日正午の刻、頭北面西右脇にて、念仏の息と共に御遷化遊ばせり。サア御一族の方々を始め参集の道俗は、仏日既に滅し法灯ここに消えぬとて、恋慕涕泣の声天地も振動するばかりの様に、この時百道の光明は布を引きたる如く西方より輝き、異香は馥々として善法院の内外に薫し渡れりと。

御一代の間御化導の概略及び弁

同行衆。開山聖人は九歳の御時より二十九歳まで、比叡山に在して大小顕密の御学問。二十九歳より三十五歳まで七年の間、吉水法然聖人の御禅坊にて安心の御研究。三十五歳の春御流罪の御身とならせたまい、四十歳より六十三歳までは、越後を始め越中越前加賀能登常陸等二十余ヶ国を御経回。六十三歳にて御帰京遊ばされしも、絶え間なく悪人女人を御教化、なお末代の門徒へ御形見とて、『文類聚鈔』や『愚禿鈔』『尊号真像銘文』や『一念多念証文』、その他三帖の御和讃等を製作にて、暫し御閑暇もなかりたとある。

嗚呼九歳の九の字は苦の始め、九十の九の字は苦の終わり、九から九に入る九十年。この御苦勞がありたらこそ、六百余年の後に生まれし御座の面々が、御開山の御在世に値わせ頂きたも同様に、弥陀の本願六字のいわれを聴聞して、未来たやすく浄土参りとは、どうしたこの身は仕合わせ者ぞと、思い知られた上からは、仏恩を悦び祖徳を思うて、報謝の念仏油断なく日暮しせらるるが肝要。